

松田町第5次総合計画

新まちづくりアクションプログラム

平成27年度～平成30年度



平成27年3月

松田町



松田町第5次総合計画 新まちづくりアクションプログラム

平成27年度～平成30年度



平成27年3月

松田町

ご あ い さ つ

「緑と清流のまち、ゆとりを楽しむ きらめく松田」をまちの目指す将来像とした松田町第5次総合計画の策定から4年が経過し、これまでのまちづくりアクションプログラムの計画期間が終了します。そこで、現在までの取り組みの成果を検証するとともに、社会・経済情勢の変化を踏まえ、平成27年度から平成30年度までの4年間を計画期間とする「新まちづくりアクションプログラム」を策定しました。



この新まちづくりアクションプログラムは、これからの4年間における本町の取り組みやまちづくりの指針を示したものであり、明るい未来への礎を築く計画です。今後のまちづくりは、“協働と挑戦”をキーワードに、行政だけではなく地域社会を形成する町民の皆様や各種団体、企業等が一体となって協働し、様々な施策に挑戦していく姿勢と体制が必要となります。新まちづくりアクションプログラムに盛り込まれた施策や事業を着実に実行し、“松田プライド（郷土愛）”を共有できるまちの実現に向けて、計画、実行、検証、改善（PDCA サイクル）を取り入れた行政運営に全力で取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提案をいただきました町民の皆様をはじめ、慎重なご審議を賜りました総合計画審議会委員、町議会の皆さま並びに関係各位のご理解、ご協力に対しまして、心から感謝申し上げます。

平成27年3月

松田町長 本山博幸

松田町第5次総合計画 新まちづくりアクションプログラム

目次 contents

- 松田町民憲章
- 松田町の花、木、鳥、樹（き）、音

第1部 総論

第1章 新まちづくりアクションプログラムの策定の趣旨	3
1. 新まちづくりアクションプログラムの意義と役割	4
(1) 新まちづくりアクションプログラムの意義	
(2) 新まちづくりアクションプログラムの役割	
2. 新まちづくりアクションプログラムの構成と期間	5
(1) 新まちづくりアクションプログラムの構成	
(2) 計画期間と計画内容等	
第2章 松田町の現況と課題	7
1. 広域的状況・位置づけ	8
(1) 広域的状況	
(2) 松田町の位置づけ	
2. 松田町の状況	9
(1) 人口の動き	
(2) 産業構造の特徴と課題	
(3) 土地利用の状況	
(4) 財政構造と推移	
3. 町民の期待	15
(1) 松田町の住みよさについて	
(2) 松田町の将来のまちづくりについて	
(3) 住民同士がささえあう地域づくりについて	
(4) 町の施策や事業の取り組みについて	
4. 旧まちづくりアクションプログラムの取り組みと残された課題	17
(1) 旧プログラムの達成度	
(2) 残された課題	

5. まちづくり戦略での取り組み	23
(1) 新まちづくりアクションプログラムのまちづくりへの展開方針	
(2) まちづくり戦略：定住化に向けたプロジェクトでの取り組み	

第2部 新まちづくりアクションプログラム（部門別計画）

第1章 自然豊かな美しい環境を育む【自然・景観】	29
第1節 緑と清流を活かした環境づくり	30
1. 土地利用	
2. 河川・砂防・治山	
3. 景観	
第2節 環境に配慮したまちづくり	36
1. 自然環境の保全	
2. ごみ処理対策	
第2章 安全で心地よい環境を育む【都市基盤・生活環境】	41
第1節 暮らしやすい生活環境づくり	42
1. 新松田駅・松田駅周辺の整備	
2. 骨格的道路網（国道・県道、幹線町道）と生活道路	
3. 公共交通	
4. 公園・緑地	
5. 住宅対策	
6. 水道事業	
7. 下水道・生活排水施設整備	
第2節 安全・安心なまちづくり	57
1. 消防・救急	
2. 防災対策	
3. 防犯対策	
4. 交通安全対策	
5. 消費者の保護	
第3章 元気と心かよう安らぎを育む【健康・福祉】	71
第1節 生き生きと暮らせるまちづくり	72
1. 健康づくりと地域医療	
2. 地域福祉	
3. 社会保障	

第2節 多様な福祉サービスの提供	82
1. 児童福祉	
2. 高齢者福祉	
3. 障害者福祉	
第4章 未来をひらく人と文化を育む 【教育・文化】	93
第1節 次代を担う人づくり	94
1. 幼児教育と学校教育	
2. 青少年健全育成	
第2節 いつでも、だれもが学べる環境づくり	102
1. 生涯学習	
第3節 豊かな文化の創造とスポーツの振興	104
1. 地域文化の創造	
2. スポーツ・レクリエーション	
第5章 創造性豊かな活力を育む 【産 業】	109
第1節 魅力ある農林業の振興	110
1. 農林業の振興	
第2節 活力を創造する商工業の振興	113
1. 商工業の振興	
第3節 地域の資源を活かした観光の振興	116
1. 観光の振興	
第6章 みんなが誇れるまちを育む 【行財政、自治・まちづくり】	119
第1節 町民・地域自治を育む	120
1. 地域コミュニティと自治の育成	
2. 町民参加・主体のまちづくり	
3. 人権・男女共同参画	
第2節 創造的な行財政運営の推進	126
1. 行政運営	
2. 財政運営	
3. 広域行政	
資料編	135

松田町民憲章

(平成元年5月15日制定)

富士や丹沢を源にする清流と豊かな緑に恵まれ、古来から交通の中心であるあしがらの地松田町は、わたくしたちの誇りです。

わたくしたちは、この美しい自然と人びとがいきいきと調和した、魅力あるまちの限らない発展を願い、ここに町民憲章を定めます。

- 1 恵まれた水と緑を大切にし、うるおいのあるまちをつくりまします。
- 1 豊かな人間性を育み、文化の香り高いまちをつくりまします。
- 1 健康な心とからだをきたえ、活力にあふれるまちをつくりまします。
- 1 郷土を愛し、平和に満ちた心のかよいあうまちをつくりまします。
- 1 互いに助け合い、愛の輪が広がるまちをつくりまします。

松田町の花「コスモス」・木「ナンテン」・ 鳥「セグロセキレイ」・樹（き）「桜」・音

(順不同)

町の花「コスモス」



町の木「ナンテン」



町の鳥「セグロセキレイ」



町の樹「桜」



町の音 吉沢実 作曲

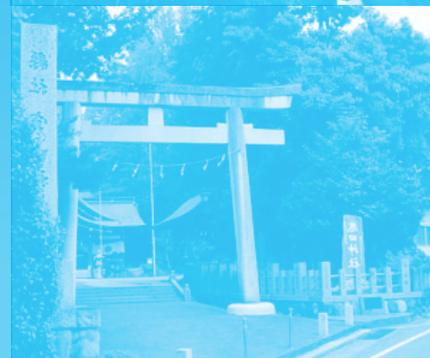


第1部 総論



第1章

新まちづくり アクションプログラムの 策定の趣旨



第1章 新まちづくり アクションプログラムの 策定の趣旨

1. 新まちづくりアクションプログラムの意義と役割

(1) 新まちづくりアクションプログラムの意義

人口減少社会や地方創生が叫ばれる中、平成23年度を初年度として策定された「松田町第5次総合計画」（基本構想・まちづくりアクションプログラム）の策定から4年が過ぎ、「旧まちづくりアクションプログラム」（以下、「旧プログラム」という。）の見直しの時期になりました。そのため、『緑と清流のまち、ゆとりを楽しむ きらめく松田』をめざす基本構想（平成30年度目標）を踏まえつつ、「新まちづくりアクションプログラム」を策定することになりました。

策定にあたって、町民アンケート調査やまちづくり座談会等でいただいた町民の方々の意見を踏まえつつ、庁内における旧プログラムの点検作業を経て、その成果や今後に引き継がれるもの、新たに取り組みが求められる問題・課題等について整理をしてきました。

そうしたプロセスを経てまとめられた「新まちづくりアクションプログラム」は、今後4年間の行政分野別の施策の方針、方向及び事業等を体系的に整理したもので、今後のまちづくりを進める「計画行政」の基本となります。

(2) 新まちづくりアクションプログラムの役割

「新まちづくりアクションプログラム」を策定するにあたっては、残された4年間の計画期間（平成27年度～平成30年度）の中で特に取り組むべき事業や基本構想の達成のための重点事業を明らかにするという役割を強く意識しました。これは、町民から求められている計画の「実現性」や「確実性」に応えるため、まちづくりにおける選択と集中を明らかにしたものです。

そのことに加えて、町民同士または町民と行政による「協働」のまちづくりを展開していく際の指針としての役割も期待して、新まちづくりアクションプログラムを策定しました。

2. 新まちづくりアクションプログラムの構成と期間

(1) 新まちづくりアクションプログラムの構成

「新まちづくりアクションプログラム」は、第1部「総論」、第2部「新まちづくりアクションプログラム（部門別計画）」から構成されています。

【第1部 総論】

第1部では、新まちづくりアクションプログラムが取り組むべき課題と方向性について、町の状況変化や町民の期待、旧プログラムの取り組み状況と残された課題等を踏まえて明らかにするとともに、特に、限られた計画期間において取り組むべき重点事業を示しています。

【第2部 新まちづくりアクションプログラム（部門別計画）】

第2部では、行政が取り組むべき部門別の計画として基本構想の施策の大綱を踏まえ、

1. 「自然豊かな美しい環境を育む（自然・景観）」
2. 「安全で心地よい環境を育む（都市基盤・生活環境）」
3. 「元気と心かよう安らぎを育む（健康・福祉）」
4. 「未来をひらく人と文化を育む（教育・文化）」
5. 「創造性豊かな活力を育む（産業）」
6. 「みんなが誇れるまちを育む（行財政、自治・まちづくり）」

の6つの柱ごとに、各種施策の「基本目標」、「現況と課題」、「基本目標指標」、「実行計画の内容」について、それぞれ明らかにしています。

(2) 計画期間と計画内容等

【計画期間】

新まちづくりアクションプログラムの計画期間は、平成27年度から平成30年度までの4年間とします。

【計画内容】

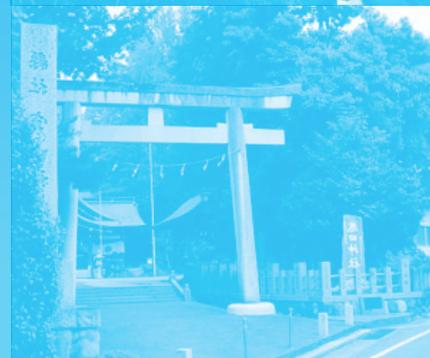
「基本目標」、「現況と課題」、「基本目標指標」及び「実行計画の内容」の4つの視点から整理して、取り組むべき内容を明らかにしています。

【まちづくり戦略】

新まちづくりアクションプログラムでは、これまでの定住化を促進する5つのプロジェクトにおける取り組みとともに、平成30年度までの4年間で取り組んでいくべき事業を追加するほか、取り組み事業全体の中で優先的に実施していく事業を「重点事業」として整理し、取りまとめました。

第2章

松田町の現況と課題



第2章

松田町の現況と課題

1. 広域的状況・位置づけ

(1) 広域的状況

本町は、神奈川県西部に位置し、豊かな自然や歴史文化等の地域資源に恵まれ、地域の特性を活かした豊かな暮らしを実感できる活力と魅力あふれる地域づくりに取り組むことや、町の資源を活かしながら、国際的にも有名な富士箱根をはじめとした周辺観光地との交流を推進することも期待されています。

一方、町内には東名高速道路、国道246号やJR御殿場線、小田急線が走り、交通の要衝としての役割を担っています。新東名高速道路の整備と寄地区に隣接する秦野インターチェンジの整備が始まり、広域的条件の高まりをまちづくりに積極的に活かして交流人口の増加に繋げていくことが、ますます求められています。

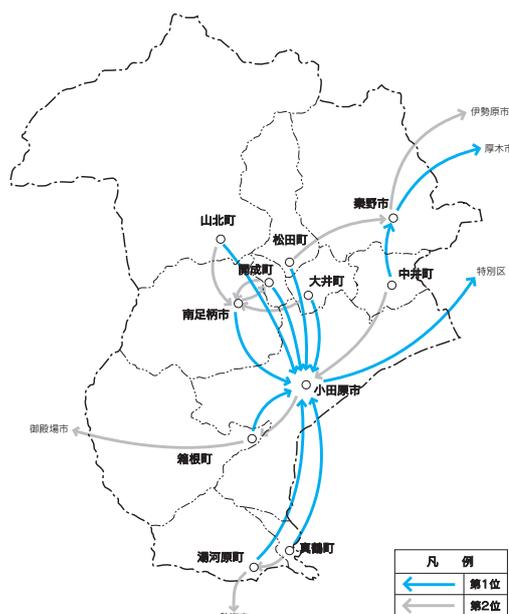


〔広域道路網〕

(2) 松田町の位置づけ

周辺の市町を含めて本町を取り巻く広域構造を見ると、人口動向では開成町及び秦野市を除いて、減少傾向を示しています。そのような中で、周辺地域は小田原市をはじめとし、南足柄市や秦野市を中心に都市圏が形成され通勤・通学の中心地となっています。松田町では小田原市、次いで秦野市への通勤者が多い状況で、依然として就業の場を他市町に求める傾向にあります。卸売業や小売業の状況を見ても広域における位置づけは高いとは言えず、小田原市や大井町、開成町などの近隣市町村に依存している状況です。

今後の人口減少などの本町を取り巻く状況の変化を踏まえ、まちづくりの方向性を定めていくことが大切な時期にもなっています。



〔通勤動向図〕

〈卸売販売力係数〉

都市名	卸売販売額 販売額：v (百万円)			人口総数 住民基本台帳：s (人)			販売額 / 人 ：v / s = w (万円 / 人)			卸売販売力係数 ：w / W (神奈川県全体)		
	H16(2004)	H19(2007)	H24(2012)	H16(2004)	H19(2007)	H24(2012)	H16(2004)	H19(2007)	H24(2012)	H16(2004)	H19(2007)	H24(2012)
松田町	3,116	5,471	1,688	12,865	12,322	11,787	24.2	44.4	14.3	0.18	0.31	0.13
小田原市	210,953	185,261	146,016	197,618	197,393	195,903	106.7	93.9	74.5	0.81	0.66	0.69
南足柄市	9,070	8,292	4,465	44,321	44,377	44,159	20.5	18.7	10.1	0.15	0.13	0.09
秦野市	28,520	33,085	38,373	160,122	160,397	162,364	17.8	20.6	23.6	0.13	0.15	0.22
中井町	10,895	10,910	—	10,076	9,985	9,803	108.1	109.3	—	0.82	0.77	—
大井町	11,301	14,154	8,515	17,513	17,923	17,583	64.5	79.0	48.4	0.49	0.56	0.45
山北町	2,466	2,020	2,273	13,198	12,691	11,767	18.7	15.9	19.3	0.14	0.11	0.18
開成町	1,844	2,146	1,794	14,200	15,607	16,263	13.0	13.8	11.0	0.10	0.10	0.10
箱根町	4,957	3,979	1,480	14,232	13,609	12,649	34.8	29.2	11.7	0.26	0.21	0.11
真鶴町	2,203	1,164	—	9,150	8,849	8,242	24.1	13.2	—	0.18	0.09	—
湯河原町	6,703	7,876	9,050	28,137	27,807	26,952	23.8	28.3	33.6	0.18	0.20	0.31
地域計	292,028	274,358	213,654	521,432	520,960	517,472	56.0	52.7	41.3	0.42	0.37	0.37
神奈川県	11,383,871	12,398,845	9,668,103	8,600,109	8,741,025	8,917,368	132.4	141.8	108.4	1.00	1.00	1.00

資料：商業統計調査 経済センサス-活動調査

都市力を見るために、卸売の状況（卸売販売力係数＝各市町の人口一人あたりの卸売販売額 / 県の人口一人あたりの卸売販売額）から広域地域の状況を見ました。小田原市の「0.69」をトップに全体として低位の状態ですが、小田原市の中心性が窺えます。

〈小売販売力係数〉

都市名	卸売販売額 販売額：v (百万円)			人口総数 住民基本台帳：s (人)			販売額 / 人 ：v / s = w (万円 / 人)			卸売販売力係数 ：w / W (神奈川県全体)		
	H16(2004)	H19(2007)	H24(2012)	H16(2004)	H19(2007)	H24(2012)	H16(2004)	H19(2007)	H24(2012)	H16(2004)	H19(2007)	H24(2012)
松田町	7,712	7,274	3,914	12,865	12,322	11,787	59.9	59.0	33.2	0.61	0.60	0.42
小田原市	248,047	243,612	214,525	197,618	197,393	195,903	125.5	123.4	109.5	1.28	1.26	1.40
南足柄市	26,907	24,047	25,175	44,321	44,377	44,159	60.7	54.2	57.0	0.62	0.55	0.73
秦野市	150,308	144,641	112,847	160,122	160,397	162,364	93.9	90.2	69.5	0.96	0.92	0.89
中井町	5,218	9,539	—	10,076	9,985	9,803	51.8	95.5	—	0.53	0.98	—
大井町	22,495	22,955	17,269	17,513	17,923	17,583	128.4	128.1	98.2	1.31	1.31	1.26
山北町	5,651	6,671	5,116	13,198	12,691	11,767	42.8	52.6	43.5	0.44	0.54	0.56
開成町	14,325	15,112	16,298	14,200	15,607	16,263	100.9	96.8	100.2	1.03	0.99	1.28
箱根町	18,365	19,231	10,387	14,232	13,609	12,649	129.0	141.3	82.1	1.32	1.45	1.05
真鶴町	3,577	4,037	—	9,150	8,849	8,242	39.1	45.6	—	0.40	0.47	—
湯河原町	30,622	27,201	24,559	28,137	27,807	26,952	108.8	97.8	91.1	1.11	1.00	1.17
地域計	533,227	524,320	430,090	521,432	520,960	517,472	102.3	100.6	83.1	1.04	1.03	1.06
神奈川県	8,435,086	8,548,105	6,969,920	8,600,109	8,741,025	8,917,368	98.1	97.8	78.2	1.00	1.00	1.00

資料：商業統計調査 経済センサス-活動調査

生活の中心性を見るために、小売販売額の状況（小売販売力係数＝各市町の人口一人あたりの小売販売額 / 県の人口一人あたりの販売額）から広域地域の状況を見ました。小田原市の「1.40」をトップに次いで開成町「1.28」大井町「1.26」となっており、特に1市2町の小売業での中心が窺えます。

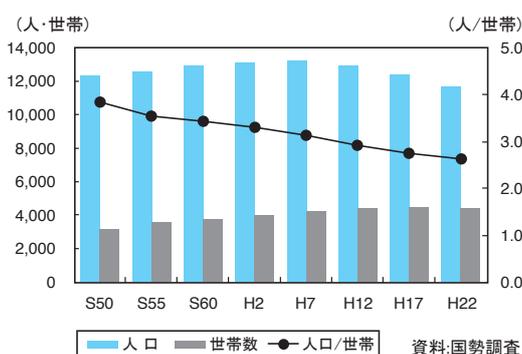
※平成24年における中井町及び真鶴町の卸売販売額及び小売販売額については、集計対象となる事業所数が1または2となるため、該当数値を秘匿（—）として表記しています。

2. 松田町の状況

(1) 人口の動き

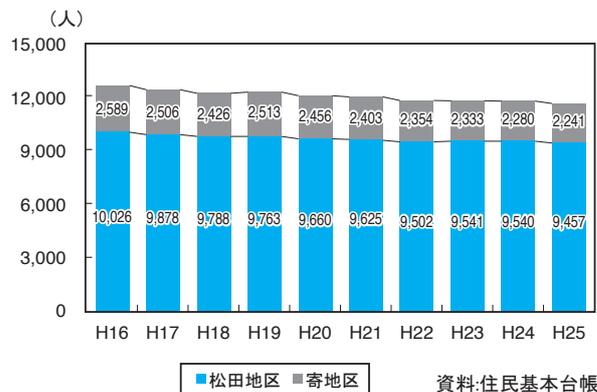
総人口は、昭和50年以降、増加傾向となっていましたが、平成7年の13,270人をピークに減少に転じ、それ以降は減少傾向が続いており、平成22年には11,676人と平成7年より1,594人の減少となっています。

また、世帯数は、平成17年の4,504世帯で横ばいの傾向に移り平成22年で4,433世帯となっており、世帯人員では平成22年で2.63人と減少傾向が続いています。これは世帯分離に加え、高齢者世帯等の増加に起因するものと考えられます。



資料：国勢調査

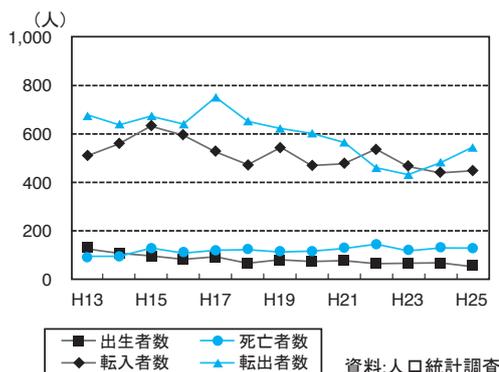
また、地区別に近年の10年間（平成16年～25年）の推移をみると、松田地区で平成23年、寄地区で平成19年に増加したものの、その後は松田地区では横ばい、寄地区では減少傾向となっています。



〔地区人口の推移〕

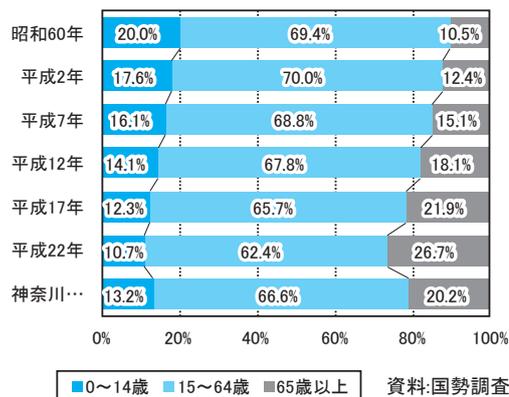
平成25年現在の住民基本台帳による地区別人口では、松田地区は9,457人、寄地区は2,241人となっています。

人口動態では、自然動態及び社会動態ともに減少傾向となっており、自然動態では出生者数より死亡者数が上回る自然減、社会動態では転出者数が転入者数を上回る社会減となっています。



〔人口動態〕

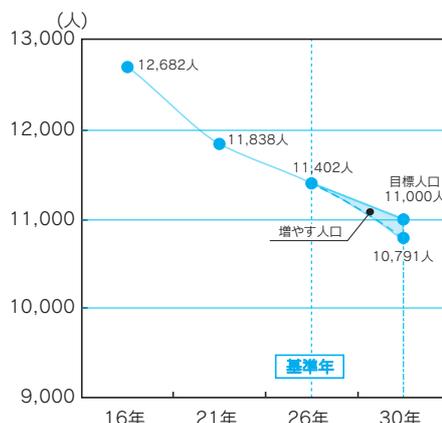
年齢三階層別人口では、昭和60年以降で0～14歳人口及び15～64歳人口は減少している一方で、65歳以上人口が年々増加傾向となっています。神奈川県平均に比べて0～14歳人口では低く、65歳以上では高くなっており、神奈川県平均よりも少子化、高齢化が進行しています。



〔三階層別人口比〕

〇〇〇 将来のまちの姿 〇〇〇

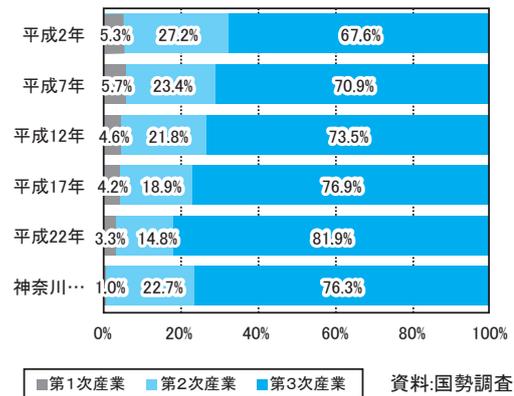
平成26年の神奈川県年齢別人口統計調査及び日本の地域別将来推計人口（平成25年3月国立社会保障・人口問題研究所）の結果を基にして平成30年の人口を推計しますと、約10,800人になると予想されます。松田地区、寄地区等地域別にも、少子化、高齢化と相まって人口の減少が予想されます。目標人口に向けて住み続ける環境づくりや子育て世代を中心に住宅政策をはじめとした定住化の推進が求められています。



(2) 産業構造の特徴と課題

本町は、平地が限られた町域の特性等から工業の産業集積は低く、住宅都市として主な就業は小田原市や秦野市等の周辺都市に依存しています。

基本的な産業就業構造（従業地ベース）は第三次産業が中心で、全体的に就業人口を減少させながら、さらに第三次産業への割合を高めています。



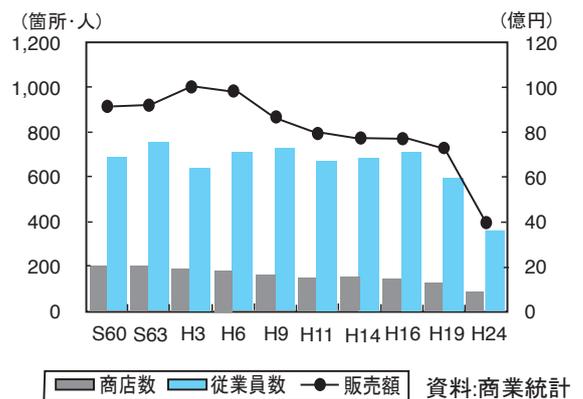
〔産業別就業人口比〕

	常住地ベース				従業地ベース				従業地/常住地の比率
	第1次	第2次	第3次	合計	第1次	第2次	第3次	合計	
平成2年	297 4.4%	2,366 35.0%	4,090 60.6%	6,753 100.0%	292 5.3%	1,510 27.2%	3,755 67.6%	5,557 100.0%	82.3%
平成7年	326 4.7%	2,290 32.9%	4,344 62.4%	6,960 100.0%	324 5.7%	1,341 23.4%	4,057 70.9%	5,722 100.0%	82.2%
平成12年	244 3.7%	2,041 30.5%	4,397 65.8%	6,682 100.0%	246 4.6%	1,162 21.8%	3,912 73.5%	5,320 100.0%	79.6%
平成17年	211 3.4%	1,777 28.4%	4,278 68.3%	6,266 100.0%	208 4.2%	948 18.9%	3,847 76.9%	5,003 100.0%	79.8%
平成22年	162 2.8%	1,410 24.7%	4,137 72.5%	5,709 100.0%	156 3.3%	695 14.8%	3,841 81.9%	4,692 100.0%	82.2%
平成22年 神奈川県	35,044 0.8%	892,678 21.5%	3,219,220 77.6%	4,146,942 100.0%	34,847 1.0%	778,496 22.7%	2,622,939 76.3%	3,436,282 100.0%	82.9%

資料:国勢調査

〔産業別就業構造〕

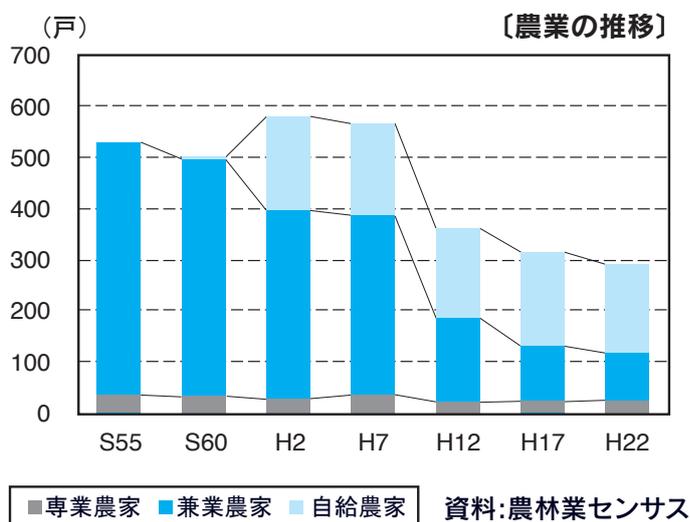
商業では、他町でのスーパーの立地等により商店数、販売額ともに減少しており、特に街なかのスーパーの撤退等により買物環境の悪化が問題となっています。日々の生活サービスを維持する努力が進められていますが、高齢化が進む中でより身近で生活サービスを享受できる環境づくりが求められています。



〔商業の推移〕

農業では、松田山南面等で果実（ミカン、キウイ等）等が、寄地区で茶が基幹作物として栽培されています。農家数と農業生産額は減少傾向にあり、農地維持等の問題を顕在化させています。

観光では、松田山や寄自然休養村周辺で豊かな自然を楽しむことができ、桜まつり等のイベントの開催時には多くの来訪者でにぎわっています。他にもミカン狩りや溪流魚の釣り等を楽しむことができ、町の自然環境や資源を活かして地域の特性に応じた産業の振興につなげ、新たな松田町の活力や魅力を創造していくことが期待されています。



〔主な観光イベント・行事の予定〕

平成 27 年 3 月現在

1月14日	道祖神（どんど焼）
1月18日	延命寺観音例祭
1月中旬～2月下旬	寄口ウバイまつり
2月中旬～3月中旬	まつだ桜まつり（西平畑公園）
3月第1土曜日	寄神社例祭
3月下旬～4月上旬	寄しだれ桜まつり
4月10日	最明寺例祭
4月（日曜日）	春季清流釣り大会
4月29日	延命寺ぼたん祭り
5月5日	若葉まつり
6月中旬～下旬	松田山 春のハーブフェスティバル
6月下旬	ホタルの夕べ
7月31日	寒田神社例祭
8月9日	延命寺四万八千日（縁日）
8月18日	桜観音例祭
8月（第4土曜日）	まつだ観光まつり・あしがら花火大会
10月中旬～下旬	松田山 秋のハーブフェスティバル
10月（日曜日）	秋季清流釣り大会
11月上旬	松田菊花展
11月中旬	まつだ産業まつり
11月下旬～12月下旬	松田きらきらフェスタ（イルミネーション）
12月28日	延命寺歳の市（だるま市）

(3) 土地利用の状況

本町は、松田山をはじめ丹沢大山
 国定公園が控える山々と酒匂川、中
 津川等の清流の自然豊かな環境を有
 し、交通の結節点として市街地を形
 成する松田地区と懐かしいふるさとの
 原風景を今も残す寄地区から構成
 されています。

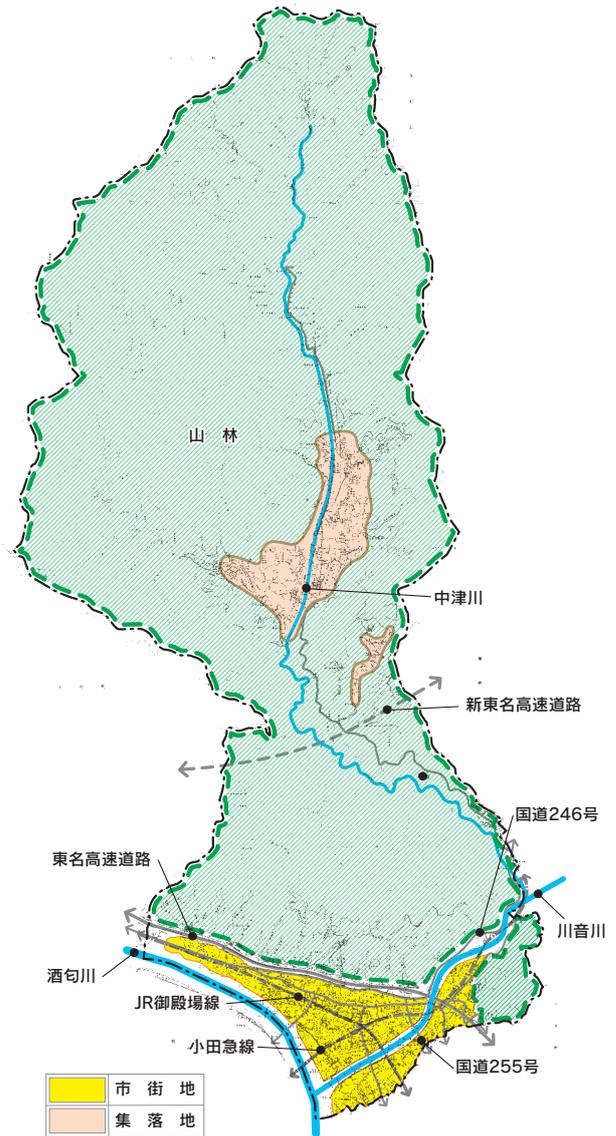
松田地区ではJR御殿場線松田駅
 と小田急線新松田駅を有し、周辺の
 地域や就業の場を連絡するバス等の
 ターミナル拠点となっています。また、
 新松田駅周辺の整備の検討が進め
 られてきており、同駅南口の開設
 によるバス交通の分割等の試みが進
 められています。

また、郊外で住宅の建設・更新が
 進む一方で、人口の減少・高齢化と
 相まって空家と思われる建物や空地
 が増えてきており、既に空家バンク
 制度による利活用が図られているもの
 の、防犯・防災、コミュニティの
 維持、街の再生等総合的な観点から、
 その対策を検討することが課題に
 なっています。

寄地区では、足柄茶の栽培等の農
 業が営まれる一方、豊かな自然を活
 かしたハイキングやゴルフ等のレク
 リエーションを楽しめる場となっ
 ています。近年、寄ロウバイ園の整備等、
 環境の充実に努めています。

松田山から広がる山々には、富士山や足柄平野を望む素晴らしいビューポイントがいくつも
 あり、こうした環境の特性・魅力を発見・発掘し、磨きをかけ、地域の魅力をさらに高めてい
 くことが期待されています。

特に、本町は東名高速道路大井・松田インターチェンジに加えて、今後新東名高速道路の秦
 野インターチェンジにも近接することから、飛躍的に高まる広域的な交通条件を活かしたさら
 なる振興が期待されています。



〔基本構成図〕

(4) 財政構造と推移

地方財政全体を見ると、地方の長期債務残高が200兆円を超える等、厳しい状況が続いています。景気回復による法人関係税を中心とした税収の増加や地方消費税の増税等、直近では明るい材料もありますが、社会保障関係費の自然増等により今後も楽観視できない状況です。

そうした状況は本町でも同様であり、平成21年度から平成25年度の一般会計の決算を見ると、リーマンショックや東日本大震災による景気悪化の影響等を受けて町税が減少傾向であり、定員適正化計画による人件費の抑制や普通建設事業の縮小を行う等の行財政改革を行ったものの、厳しい状況が続いています。平成25年度は税収が前年度より増加しましたが、以前の水準には及ばず、社会保障関係費を含む扶助費が増加傾向にあります。

そうした中、地域の実情に合った効果的な投資に集中するとともに、観光人口や交流人口の増加、地域産業の振興等を通じた自主財源の確保に向けた創意工夫が求められます。

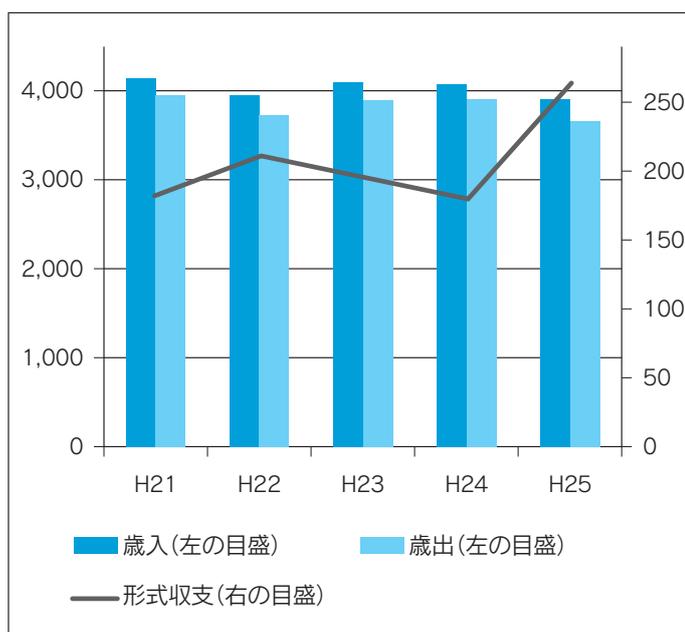
〔平成21年度から平成25年度の決算状況〕

単位：千円、%

	歳入				歳出									
	町税	比率	地方交付税	比率	人件費	比率	扶助費	比率	公債費	比率	普通建設事業費	比率		
平成21年度	4,135,475	1,665,470	40.3	704,851	17.0	3,952,175	969,852	24.5	264,183	6.7	338,843	8.6	305,064	7.7
平成22年度	3,939,933	1,608,153	40.8	744,445	18.9	3,729,219	928,067	24.9	463,250	12.4	328,399	8.8	247,846	6.6
平成23年度	4,092,847	1,575,545	38.5	828,791	20.2	3,895,738	934,900	24.0	466,637	12.0	331,960	8.5	221,727	5.7
平成24年度	4,078,129	1,555,208	38.1	900,303	22.1	3,899,608	909,325	23.3	460,008	11.8	357,488	9.2	369,134	9.5
平成25年度	3,903,883	1,586,331	40.6	859,195	22.0	3,642,908	856,547	23.5	517,196	14.2	363,523	10.0	158,230	4.3

〔平成21年度から平成25年度の歳入・歳出総額及び形式収支〕

単位：百万円



3. 町民の期待

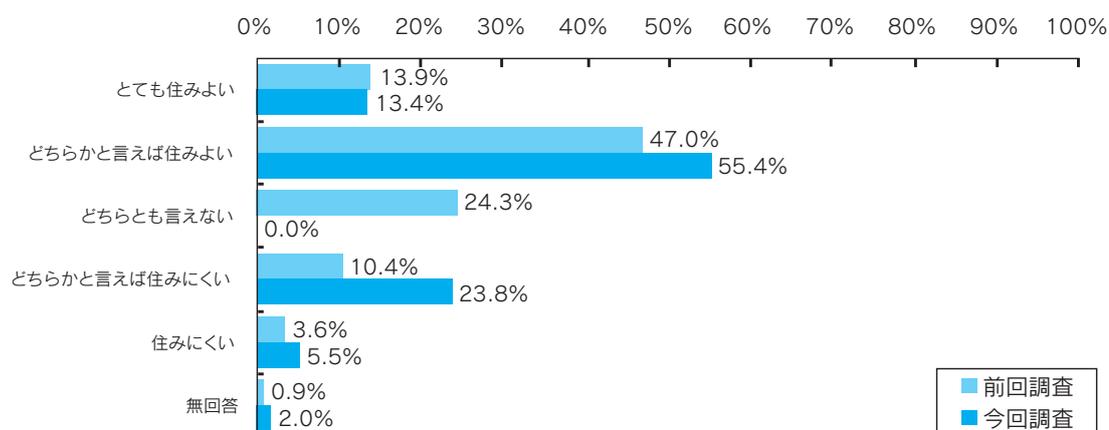
本町では、新まちづくりアクションプログラムの策定にあたり、町民の意向を積極的に反映していくため、町民アンケート調査やまちづくり座談会等を実施してきました。

町民アンケート調査は町内の全世帯を対象とし、1,794世帯からの回答があり、回答率は40.3%となっています。

(1) 松田町の住みよさについて

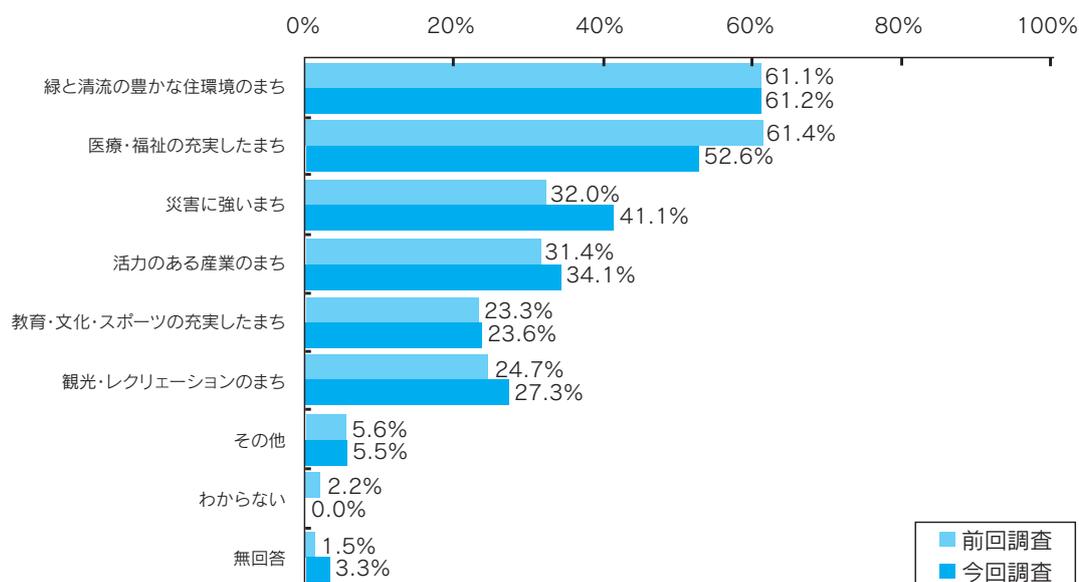
松田町の住みよさについては、約70%の人が住みよいと感じており、前回調査よりも7.9%高くなっています。

松田地区では約70%の人が住みよいと感じていますが、寄地区では60%となっています。



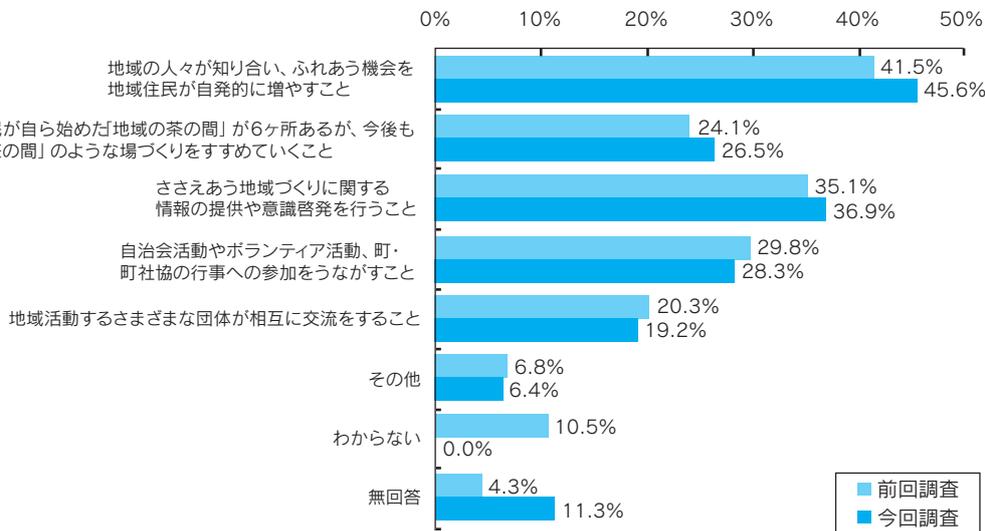
(2) 松田町の将来のまちづくりについて

町の将来に向けたまちづくりについては、「緑と清流の豊かな住環境のまち」「医療・福祉の充実したまち」「災害に強いまち」が望まれており、前回調査と比べて、「災害に強いまち」で9.1%高くなっています。



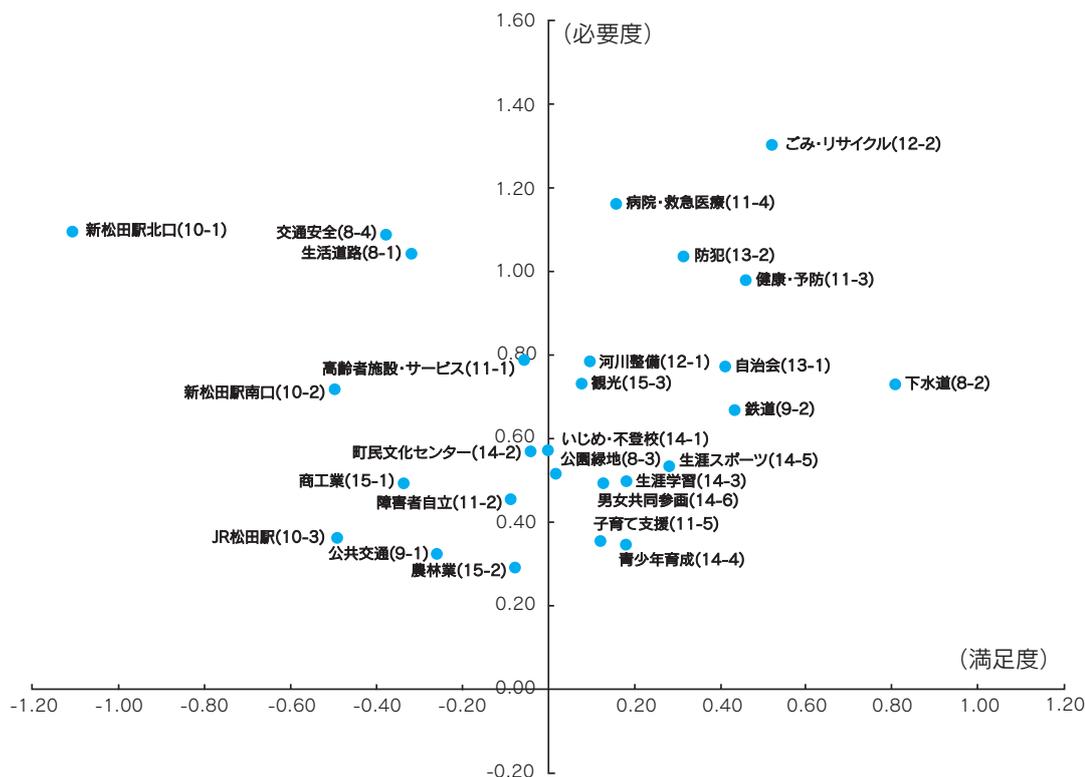
(3) 住民同士がささえあう地域づくりについて

住民同士がささえあう地域づくりについては、「地域の人々が知り合い、ふれあう機会を地域住民が自発的に増やすこと」「ささえあう地域づくりに関する情報提供や意識啓発を行うこと」「自治会活動やボランティア活動、町・町社協の行事への参加をうながすこと」が期待されています。



(4) 町の施策や事業の取り組みについて

「下水道や上水道の整備」「ごみの減量、分別収集、リサイクル対策」「地域ぐるみでの防犯組織体制」「鉄道運行体制の充実」「自治会組織への加入と活動」等で満足度が高い一方で、「小田急新松田駅前北口の整備状況」「小田急新松田駅前南口の整備状況」「御殿場線松田駅前の整備状況」「交通安全対策」等で満足度が低くなっています。



4. 旧まちづくりアクションプログラムの取り組みと残された課題

(1) 旧プログラムの達成度

旧プログラムの4年間では、少子化、高齢化の急速な進行や人口減少社会の到来等、時代の大きな転換期のなかで、本町においても厳しい状況認識の下に、次の6つの基本目標に基づく、各分野別の施策・事業への着手・実施を進めてきました。

ここでは、旧プログラムに位置づけた各事業の取り組み状況について、「完了（達成）」、「継続（取組）中」、「未着手」の3段階で評価しました。

評価基準としましては、原則として、旧アクションプログラムにおける4年間の「方針・目標」を踏まえ、その目標が達成されたものを「完了（達成）」とし、目標が達成されずに、継続的に取組中のものを「継続（取組）中」とし、まったく着手できなかったものを「未着手」としました。

※平成27年2月末日を評価基準日としています。

〈自然豊かな美しい環境を育む〉

14施策23事業を位置づけ16事業が完了し、7事業が継続中となっています。

施策数	評価項目	事業数	構成比
14	完了（達成）	16	69.6%
	継続（取組）中	7	30.4%
	未着手	0	0.0%
	合計	23	100.0%

また、重点施策として「新時代に向けた積極的な土地利用の推進」「景観行政団体への移行、景観計画の策定・推進」「魅力的なまち並みの整備」「環境保全意識の向上」「花とみどりづくりの推進」の5施策、まちづくり戦略事業として「良好な住宅地の整備・促進」「景観行政団体への移行、景観計画の策定・推進」「地区計画、まちづくり協定、建築協定の支援」「環境教育の推進」「花とみどりいっぱい事業」の5事業を位置づけ、重点的な取り組みを進めてきました。

今後は、旧プログラムからの継続事業に取り組んでいくとともに、本町の固有の資源である豊かな自然環境や景観を活かした環境・空間づくりを進めていく必要があります。

〈安全で心地よい環境を育む〉

32施策58事業を位置づけ34事業が完了し、24事業が継続中となっています。

施策数	評価項目	事業数	構成比
32	完了（達成）	34	58.6%
	継続（取組）中	24	41.4%
	未着手	0	0.0%
	合計	58	100.0%

また、重点施策として「新松田駅南口駅前広場等整備事業の推進」「新松田駅北口周辺整備の検討」「バス運行の充実」「住宅の整備」「寄地区の生活排水整備」「防災体制の充実」「自主防災組織力の向上」「災害に強いまちづくりの推進」「交通安全施設と交通環境の整備・促進」の9施策、まちづくり戦略として「新松田駅南口駅前広場等の効率的・効果的な整備」「新松田駅北口周辺整備のあり方についての検討、調査・計画」「町内循環バス（デマンドバス）の本格運行に向けた地域公共交通会議の開催等」「町営住宅の建設」「民間等による町営住宅供給の調査・研究」「民間住宅建設等促進制度の検討」「民間住宅の建設促進、良好な住宅宅地開発の誘導」「生活排水処理施設整備事業の推進」「地域防災計画の見直し」「自主防災組織の育成・支援」「地域での高齢者や障害児・障害者の避難などの支援」「耐震改修促進計画の促進」「交通安全施設と交通環境の整備」の13事業を位置づけ、重点的に取り組みを進めてきました。

今後は、旧プログラムからの継続事業に取り組んでいくとともに、本町への定住につながる支援等の強化やだれもが安心して安全に暮らせる環境づくりを進めていく必要があります。

〈元気と心かよう安らぎを育む〉

27 施策 64 事業を位置づけ 56 事業が完了し、8 事業が継続中となっています。

施策数	評価項目	事業数	構成比
27	完了（達成）	56	87.5%
	継続（取組）中	8	12.5%
	未着手	0	0.0%
	合計	64	100.0%

また、重点施策として「成人保健対策」「感染症予防対策事業」「町民主体の地域づくり」「児童福祉に係る経済的な支援の充実」「認知症高齢者支援対策」「保健・福祉サービスの充実」の6施策、まちづくり戦略として「特定健康診査・高齢者健康診査・保健指導の実施」「がん検診の実施」「子宮頸がん等ワクチン予防接種事業の啓発の推進」「新型インフルエンザワクチン予防接種事業の啓発の推進」「地域主体の「たすけあい」「ささえあい」活動の確立」「小児医療費の助成・支援対象の検討」「子ども手当での支給」「認知症サポーター事業」「高齢者生活支援等サービスの充実」「地域を単位とする自主的介護予防事業への支援」の10事業を位置づけ、重点的に取り組みを進めてきました。

今後は、旧プログラムからの継続事業に取り組んでいくとともに、子どもから高齢者、障害者のだれもが、身近な地域のなかで生きがいを持って暮らしていくことのできる環境と体制づくりを進めていく必要があります。

〈未来をひらく人と文化を育む〉

24 施策 38 事業を位置づけ 25 事業が完了し、12 事業が継続中、1 事業が未着手となっています。未着手となっている事業は、スポーツ・レクリエーションでの「スポーツレクリエーション施設改修事業（町体育館）」となっています。

施策数	評価項目	事業数	構成比
24	完了（達成）	25	65.8%
	継続（取組）中	12	31.6%
	未着手	1	2.6%
	合計	38	100.0%

また、重点施策として「時代に対応した教育のあり方の検討」「教育環境の整備」「連携教育の推進」「多様なニーズに対応する教育の推進」「食育の推進」「生涯学習環境の整備」の6施策、まちづくり戦略として「教育のあり方の検討」「松田小学校整備事業」「幼児・児童・生徒、教員相互間の交流事業の実施」「学習支援・介助員配置事業」「給食費保護者負担軽減措置補助金」「松田の自然・文化を活かした事業の実施」の6事業を位置づけ、重点的に取り組みを進めてきました。

今後は、旧プログラムからの継続事業に取り組んでいくとともに、次代を担う人づくりに向けた取り組みを学校、家庭、地域が一体となって、子育て家庭を支え、応援していく環境づくりを進めていく必要があります。

〈創造性豊かな活力を育む〉

12 施策 33 事業を位置づけ 24 事業が完了し、7 事業が継続中、2 事業が未着手となっています。未着手となっている事業は、農林業での「国・県等の支援を得た農地間農道の整備」、商工業での「新松田駅前等の基盤整備事業にともなう商店街の活性化についての検討」となっています。

施策数	評価項目	事業数	構成比
12	完了（達成）	24	72.7%
	継続（取組）中	7	21.2%
	未着手	2	6.1%
	合計	33	100.0%

また、重点施策として「付加価値農業の推進」「有害獣被害対策の推進」「観光と連携した商業振興」「特産品開発事業の支援」「新松田駅前等基盤整備事業にともなう商店街の活性化」「観光推進体制の充実」「観光情報発信の充実」の7施策、まちづくり戦略として「農産物加工品（特産品）の開発推進」「地産地消の強化・推進」「有害獣被害防護柵の維持・管理・整備」「桜まつり等の各種イベントの実施」「地場製品の販売」「特産品開発事業補助」「新松田駅前等の基盤整備事業にともなう商店街の活性化についての検討」「広域観光圏による観光振興」「テレビなどのメディアやインターネット等を活用した宣伝」の9事業を位置づけ、重点的に取り組みを進めてきました。

今後は、旧プログラムからの継続事業に取り組んでいくとともに、地産地消や地場産品を活かした特産品づくりを進め、農林業の振興を図りながら、商業や観光業と連携した産業づくりにつなげていく必要があります。また、町民の身近な暮らしを支える商業・サービス環境づくりを進めていく必要があります。

〈みんなが誇れるまちを育む〉

15 施策 31 事業を位置づけ 28 事業が完了し、3 事業が継続中となっています。

施策数	評価項目	事業数	構成比
15	完了（達成）	28	90.3%
	継続（取組）中	3	9.7%
	未着手	0	0.0%
	合計	31	100.0%

また、重点施策として「コミュニティ活動に対する支援」の1施策、まちづくり戦略として「活動団体の育成・支援」の1事業を位置づけ、重点的に取り組みを進めてきました。

今後は、旧プログラムからの継続事業に取り組んでいくとともに、町民が様々な機会を通じて町政や身近な地域での活動等へ積極的に参加するよう促していくほか、地域を主体とする協働のまちづくり活動に取り組んでいく必要があります。また、厳しい社会経済情勢や町民ニーズを踏まえ、町民が納得できる行財政運営を進めていく必要があります。

（2）残された課題

1. 方向性の明示と確実な実施、成果の共有

旧プログラムにおいては、247 事業のうち、74.1%が完了（達成）しているものの、継続（取組）中が24.7%、未着手が1.2%と、新まちづくりアクションプログラムにおいて、引き続き取り組んでいくべき施策がまだまだ残されています。その上で、今後とも対応が強く求められる人口減少や少子化、高齢化等の諸課題に計画的に取り組むことが求められています。しかし一方で、不安定な社会経済情勢の中、本町は厳しい行財政状況におかれており、計画の実現性について不確実性が存在します。そうした状況下でも松田町を住み続けるにふさわしい場としていくため、新まちづくりアクションプログラムについては、まちづくりの戦略的展開を共有することができるよう配慮して取りまとめました。

以下、新まちづくりアクションプログラムで取り組むべき基本的課題を整理し、その後の「まちづくり戦略での重点事業」と「新まちづくりアクションプログラム」に繋げることとします。

2. 個別主要課題への対応

ここでは、旧プログラムの達成状況や課題、町民の期待・意向や町を取り巻く環境等を踏まえて、新まちづくりアクションプログラムで、特に継続的に着実な対応が求められると認識している主要課題を確認、整理します。

2-1. 暮らしやすい魅力あるまちづくりに向けて（人口減と住み続けるまちづくり）

全国的に少子化、高齢化が進む中、本町においても平成7年以降人口減少が進んでいます。年齢三階層別にみても、年少人口、生産年齢人口の減少と老年人口の増加となっており、地区別では近年、松田地区では横ばいですが、寄地区では減少傾向を示しています。人口の減少傾向は、今後とも進行すると予想されています。そのため、全国的な人口減少等の動きを踏まえた暮らしやすい魅力あるまちづくりがますます求められています。まずは、身近な生活の場を「協働」により計画的、かつ着実に整備するとともに、町民が「住み続ける」、「愛着と誇り」を持てるまちづくりに向けた地域での主体的な取り組みを「創意・工夫」によって進める必要があります。

2-2. 駅周辺整備の考え方と進め方

小田急新松田駅、JR松田駅については、新松田駅南口の一部整備や関連道路の整備、北口周辺地区での現況確認、地権者意向の把握等、町民の期待と要望を踏まえつつ、様々な取り組みが行われてきました。しかし、再整備・再開発に向けた社会状況や整備に係わる関係権利者の意向を総合的に判断すると簡単に整備方針を打ち出せる状況ではないという事実としてあります。そうした中、駅周辺における具体的な整備のあり方について、関係権利者を軸とした地域での調査・調整・議論を着実に実施していくことが求められています。

2-3. 交通網の充実

本町は南北に細長い町域を有しており、北部は緑の丹沢山系に位置し、南部は開成町や大井町に接してさらに小田原市に繋がっています。この細長い町域を南北に分断する形で幹線交通網が走り、町に沿うような形で川音川や酒匂川が流れています。こうした自然条件や交通の要衝という市街地の特性もあり、道路や鉄道等の交通網の整備が、本町のまちづくりでは重要です。

観光拠点や駅周辺、日常生活区域等における交通網の充実が、高齢化社会の進展への対策、観光振興、交流人口の増大等の観点から求められています。また、新東名高速道路の整備が進められるなど、広域的な交通機能が充実に進んでいく中で、時間軸を持った継続的な対応が求められています。

2-4. 商業施設整備等の利便性向上に向けて

近年、周辺市町へのスーパーや大型商業施設の立地が進み、本町における商業者・サービス業者の操業環境は厳しい状態であり、結果として商業・サービス業の機能低下を招いています。このことは町民生活の利便性に影響を与え、特に高齢者や自前の移動手段を有しない人々にとって大きな問題となっています。

商業施設の充実が望まれています。その立地誘導は、採算性や周辺環境の魅力に応じた進出業者の意欲に大きく影響を受けるものであり、土地や道路交通網等の周辺環境を見ながら進めていかなければなりません。さらに、地元商店街との連携や役割分担、周辺市町の動向を踏まえながら、戦略的な検討・対応が望まれます。一方、日常生活に対応した商業・サービス業の機能充実が、ますます求められています。街なかでの休憩・交流空間の創出や地域密着の集配・宅配機能等の検討・充実が求められています。

2-5. 地域主体と協働の時間軸を持ったまちづくり

人口減少、少子化、高齢化及び厳しい財政状況を背景に、今、自治体を取り巻く状況は大きく変化しています。それは、本町においても同様です。

「緑と清流のまち、ゆとりを楽しむ きらめく松田」をめざして、町民それぞれが豊かと思えるまちづくりを進めて行く必要があります。そのためには、地域をもう一度見直し、コンパクトな市街地・集落空間の中で、身近な近隣関係を背景に地域に相応しいまちづくりをともに進めていかなければなりません。まさに「地域主体」のまちづくりです。

新まちづくりアクションプログラムは、主として行政が進めるまちづくりについて整理したのですが、限られた財源を有効に使いながら効果的にまちづくりを進めるため、新まちづくりアクションプログラムにおいては、各まちづくり主体が有効な関係を保ちつつ「地域主体」のまちづくりを進められるよう取りまとめて行く必要があります。さらに「マネジメント」の視点を持ってまちづくり・地域づくりを推進していく必要がありますが、そのためには時間軸を持った「選択と集中」の政策立案と実践がなされなければなりません。新まちづくりアクションプログラムは、以上のような視点を中心にして取りまとめました。

5. まちづくり戦略での取り組み

(1) 新まちづくりアクションプログラムのまちづくりへの展開方針

「新まちづくりアクションプログラム」は、平成30年度を目標とした基本構想を基に、平成26年度までを計画期間とした旧プログラムの4年間の成果と課題を踏まえた上で、今後の4年間の分野別計画を明らかにしています。

取り組むべき課題は各行政の分野別にそれぞれ存在し、限られた時間と財源の中で、実現性に困難が伴うのも事実です。そのため、これまで整理してきたように、町、地域の実態に寄り添い、協力・協働によるまちづくりを念頭に置いた上で、各種施策が効果的、かつ確実に展開されるように配慮していきます。

人口減少や少子化、高齢化の進展が予想されていますが、本町の持続可能性をにらみながら人々が住み続けるまちづくりを展開していくためには、行政と町民が各種施策の方向性と重点を共有していなければなりません。そのため、新まちづくりアクションプログラムでは、4年間のまちづくりを見据えて、

- ①これまでの5つのプロジェクトの取り組みを継続して展開する。
- ②本町を取り巻く状況や町民からの期待・要望等を踏まえ、新たに取り組むべき事業として位置づけ、推進する。
- ③以上の新たなまちづくり戦略の取り組みの中で、優先的に取り組む事業を「重点事業」として事業展開を図っていくものとする。

等の考え方を持って、新まちづくりアクションプログラムが求められている課題に応じていくこととします。

(2) まちづくり戦略：定住化に向けたプロジェクトでの取り組み

新まちづくりアクションプログラムにおけるまちづくり戦略【定住化に向けたプロジェクトでの取り組み】では、各プロジェクトで次の取り組みを進めていきます。

【骨格形成プロジェクト】

- ◎新松田駅南口駅前広場等の効率的・効果的な整備
- ◎新松田駅北口周辺整備のあり方についての検討、調査・計画
- ◎「(仮称)松田町やすらぎ歩行空間整備計画」の策定及び効果的な整備
- ◎地域懇話会等の定期的な開催
- ◎広報紙・ホームページ等を通じて町民の意見や声を求める場の充実
- ◎効率的な仕事の進め方の導入
- ◎職員研修計画の実施
- ◎収納率の向上と体制の強化
- ・効果的な交通施策の推進と新たな交通施策の展開
- ・生活排水処理施設整備事業の推進

【住まいづくりプロジェクト】

- ◎町有地等の利活用の推進
- ◎民間住宅の建設促進、良好な住宅宅地開発の誘導
- ◎空家等の利活用

- ・良好な住宅地の整備・促進
- ・景観の整備・保全
- ・地区計画、まちづくり協定、建築協定の支援
- ・町営住宅建設
- ・民間等による町営住宅供給の調査・研究
- ・住宅取得促進事業の推進及び新制度の研究・実行・周知

【うるおいづくりプロジェクト】

- ◎新たな再生可能エネルギーの導入に向けた検討
- ◎資源ごみの実情に合わせた分別収集と3R運動の推進
- ◎体験農場（園）の検討・確保・整備
- ◎農産物加工品（特産品）の開発推進
- ◎桜まつり等の各種イベントの実施
- ◎特産品開発事業
- ◎新松田駅前等の基盤整備事業に伴う商店街の活性化についての検討
- ◎移動販売業者への経営支援
- ◎観光ボランティアの育成・支援
- ◎観光資源等の発掘・活用
- ◎松田ブランド認定事業
- ◎テレビ等のメディアやインターネット等を活用した宣伝
- ◎県西地域の活性化
- ◎国際交流事業の推進
- ・花とみどりいっぱい事業
- ・有害獣被害防護柵の維持・管理・整備
- ・地場産品の販売
- ・広域観光圏による観光振興

【安全安心づくりプロジェクト】

- ◎自主防災組織の育成・支援
- ◎耐震改修促進計画の推進
- ◎あんしんメール・同報無線・広報・パンフレット等による情報発信
- ◎健康教育事業の実施
- ◎各種予防接種事業の啓発推進
- ◎健康増進計画に基づく健康づくり事業の展開
- ◎地域主体の「たすけあい」「ささえあい」の体制づくり
- ◎地域包括支援センターの機能強化と高齢者向け相談の充実
- ◎地域支援事業の充実
- ◎子育て支援センターやファミリー・サポートセンター事業の充実
- ◎保育施設の整備・推進
- ◎子育て世帯支援事業
- ◎高齢者生活支援等サービスの充実と生活支援サポーターの養成
- ・地域防災計画の見直し
- ・地域での高齢者や障害児者の災害時避難等の支援

- ・交通安全施設と交通環境の整備
- ・特定健康診査・高齢者健康診査・保健指導の実施
- ・がん検診の実施
- ・新型インフルエンザ対策の啓発推進
- ・小児医療費の助成・支援対象の検討
- ・児童手当の支給
- ・認知症サポーター養成事業
- ・地域を単位とする自主的介護予防活動への支援と介護予防サポーターの養成

【まなびやづくりプロジェクト】

- ◎教育のあり方の検討
- ◎学校施設整備事業
- ◎学校ICT環境整備事業
- ◎英語教育の充実
- ◎ボランティア等指導者の発掘、サークル団体等育成・支援
- ◎文化活動団体の育成
- ・松田小学校整備事業
- ・幼児・児童・生徒、教員相互間の交流事業の実施
- ・学習支援・介助員配置事業
- ・給食費保護者負担軽減措置補助金
- ・松田の自然・文化を活かした事業の実施
- ・地域コミュニティ活動団体の育成・支援

※この各プロジェクトの取り組み一覧は、基本構想の将来像の実現、定住化に向けて、平成23～30年度までの8年間で取り組むべき事業としてまちづくりアクションプログラムに位置づけた取り組み事業になります。

※また、平成27～30年度までの新まちづくりアクションプログラム・まちづくり戦略の取り組みの中で、優先的に取り組んでいく事業を重点事業として「◎」で示しています。

第2部

新まちづくり アクションプログラム (部門別計画)

実行計画の見方

• 実行計画における「まちづくり戦略」については…

◎重点〈まちづくり戦略〉：平成27年度から30年度までの新まちづくりアクションプログラムのまちづくり戦略のなかで優先的に取り組む事業

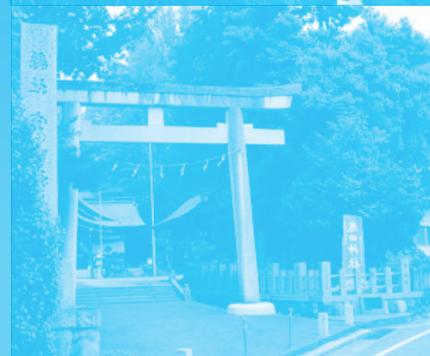
〈まち作り戦略〉：基本構想の将来像の実現、定住化に向けて、平成23年度から30年度までの8年間で取り組む事業

第 1 章

自然豊かな 美しい環境を育む

自然

景観



第1章 自然豊かな美しい環境を育む

自然

景観

第1節 緑と清流を活かした環境づくり

1. 土地利用

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

建物の更新や新たな土地利用が順次行われていますが、無秩序な開発は行われず、都市的な土地利用と自然的な土地利用が調和し、町の魅力を生かした良好な市街地の発展と自然環境の保全が図られています。

未利用町有地の積極的な活用等により、地域の個性を活かしたまちづくりが進められ、良好な生活環境が保たれた快適なまちが形成されています。

〔基本目標〕

広域的な土地利用の動向と地域特性を踏まえながら、町の健全な発展と、町民が誇りをもって住み続けることができる、魅力ある都市環境の形成を積極的に進めるため、豊かな自然環境の保全を図りつつも、未利用町有地の積極的な活用等を進め、適正かつ合理的な土地利用を推進します。

〔現況と課題〕

- 人口減少が全国的に進むなかで、神奈川県全体では増加の傾向となっていますが、松田町の人口は平成7年を境にして減少傾向が続いており、今後、限られた町土をどのような土地利用方針で利用または保全していくかという喫緊の課題があります。
- 既成市街地においても、空家や空き店舗等の問題だけでなく、更新時期を迎えた建物の再編や土地利用転換にあたり、今後どのような都市構造を目指し、どのような土地利用を誘導していくか、都市計画的なビジョンが求められ、地域の課題に対応した新たな土地利用規制を検討し、誘導することも求められています。
- 町の魅力を創出し、活性化を促進する要素は、駅周辺における基盤整備水準の向上や中心市街地のまち並み形成、充実した商業施設等の配置といった問題も重要な課題となっています。
- 国土（地籍）調査事業の実施は、国が積極的な支援・推進を行っています。町も国土（地籍）調査については、調査区域を順次拡大し、積極的に事業を実施しています。
- 未利用町有地の有効活用が十分行われるよう土地利用の誘導について検討する必要があります。
- 採石跡地の利活用については、みどりの協定（*）や県土地利用調整条例等による土地利用規制等があるため、事業者や神奈川県と連携し採石事業の進捗状況を考慮しつつ土地利用の誘導を図る必要があります。

*みどりの協定：法令の許可や届出を必要とする、開発行為または建築行為を行う方が、その行為の許可や届出などを行う際、自然環境の維持や回復のため、敷地内の緑の維持について締結していただくものを「みどりの協定」といいます。

〔基本目標指標〕

項目	平成26年	平成30年目標
国土（地籍）調査の実績	47ha	72ha

〔実行計画の内容〕

施 策		①総合的な土地利用の推進								
方針・目標		<p>社会情勢の変化や地域の課題等に対応するため、必要に応じて松田町特定地域土地利用計画や都市計画等の見直しを進めます。</p> <p>また、採石跡地の利活用については、みどりの協定や県土地利用調整条例等の土地利用規制・誘導による課題をクリアし、民間活力の導入方法等を含め、環境に配慮した土地利用に取り組みます。</p>								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム				
		23	24	25	26	27	28	29	30	
都市計画（線引き等）の見直し	町	第7回線引き				第8回線引き				
松田町特定地域土地利用計画（*）の見直し	町	随時相談受付				準備 検討	随時相談受付			

*松田町特定地域土地利用計画：都市計画区域外の地域における土地利用の方針について、施設立地型（3,000㎡以上）を検討する「利用検討ゾーン」と自然環境を保全する「保全ゾーン」に区分し、土地利用を図る計画です。

施 策		②新時代に向けた積極的な土地利用の推進							
方針・目標		<p>定住化対策として、良好な住宅地の整備を促進するため、未活用な町有地、町営住宅跡地、旧砂利線跡地等の有効活用や新設改良を必要とする道路（庶子谷津線や河南沢・中里地内道路）の整備をし、未利用地の活性化を推進します。また、民間活力の導入も検討し、新時代の町民ニーズに対応した土地利用を進めます。</p>							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
〈まちづくり戦略〉 良好な住宅地の整備・促進	事業者町	条例による誘導の継続				事業の促進・誘導			
自然環境に配慮した開発事業の誘導	町	条例による誘導の継続				条例による誘導の継続			
◎重点〈まちづくり戦略〉 町有地等の利活用の推進	町					状況把握 制度研究 制度構築			

施 策		③国土（地籍）調査の推進							
方針・目標		<p>土地の境界・面積等の実態を明確にし、土地取引の円滑化や災害復旧を容易にするため、地籍調査を進めます。既成市街地を中心に概ね10haごとに調査を推進します。</p>							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
国土（地籍）調査の推進	町	調査の推進				調査の推進			

2. 河川・砂防・治山

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

河川の護岸や砂防・治山施設の整備が順次進められた結果、災害への対応として、水害や土石流等から生命、財産を守る機能が向上しました。

また、小河川・水路の改修により身近な生活環境の向上が図られています。

〔基本目標〕

安全でうるおいのある河川空間を創造するため、治水機能とともに動植物の生態系を考慮し親水性を踏まえた、護岸整備を県に要望します。

土石流等による被害を防止するため、砂防施設、治山施設の計画的な整備促進を県に要望します。

小河川、水路の点検・整備を図り、機能の向上に取り組みます。

〔現況と課題〕

- 松田町には、神奈川県が管理する二級河川の酒匂川、川音川、中津川や虫沢川の4河川があります。
- 酒匂川や川音川では親水広場が整備され、グラウンドやパークゴルフ場として多くの町民に利用されているほか、中津川では地域の環境に配慮した生物の住息環境等が整備されています。
- 中津川、虫沢川においては、護岸の未整備箇所がみられるほか、酒匂川、川音川においては、河床低下や土砂堆積、草木の繁茂による河川機能の低下や河川環境の改善に向けた対応を進めていく必要があります。
- 山間地での土石流等の被害を防止するための砂防、治山施設の整備の促進が必要です。
- 町管理の小河川や水路等からの浸水や冠水を防止するために改修や維持管理を促進していく必要があります。
- 土砂災害警戒区域等を指定し、警戒避難体制の整備等のソフト対策を実施する必要があります。

〔基本目標指標〕

項 目	平成26年	平成30年目標
河川・砂防・治山施設の整備が必要な箇所 (川音川・大沢・虫沢川)	川音川:一部工事 大 沢 } 詳細 虫沢川 } 設計	川音川:実施中 大 沢:80% 虫沢川:完了
	県に対して積極的に要望し地域との調整を継続的に図っていきます。	

〔実行計画の内容〕

施 策		①河川・砂防・治山施設の整備							
方針・目標	河川の氾濫等の災害を防止するため、護岸整備の促進や河床整理等を進めるとともに、土石流等の被害を防止するため砂防指定河川の計画的な整備を進めます。また、山間地の地すべりや土石流等の被害を防止するため治山事業を進めます。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
県に対する積極的な要望と地域との調整	町	継続要望・調整				継続要望・調整			

施 策		②小河川・水路の点検・整備							
方針・目標	小河川・水路の点検を実施し計画的な整備を進めます。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
点検や計画的な整備・推進	町	計画的整備の推進				計画的整備の推進			



3. 景観

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

町の景観行政の取り組みとして、魅力的なまち並みや景観の形成に向けて、町・町民・事業者等が一体となって、各々が景観に貢献していくという意識が高まり、良好な景観の保全や形成に向けた取り組みが進められています。

〔基本目標〕

地域主体の景観づくりを推進するため、良好な景観の形成・保全を図るため、景観計画の区域や景観重要公共施設等（建造物、樹木）の指定について必要な規制に取り組みます。

その他必要に応じ、地区レベルで計画的な市街地やまち並みが形成・保全されるよう制度等の検討を推進します。

〔現況と課題〕

- 景観法が制定され、景観そのものの整備・保全に関する法律が整備され、神奈川県内の市町村について景観行政団体（景観行政を独自に担う団体）に移行することを目標にしています。
- 松田町では、魅力あるまちづくり・景観づくりに向けて良好な自然景観の保全や、地域の個性ある景観づくりの核として景観上重要な建造物（建築物や工作物）、樹木等の保全等を適切に行っていく必要があります。
- その他市街地における都市景観についても、魅力的な市街地が形成されるよう必要な支援を行う必要があります。
- まちづくり条例（*）の景観に関する内容を精査し、良好な景観形成・保全を図る検討も必要です。

*松田町まちづくり条例:「良好な自然景観の保全と快適な生活環境の確保」を基本理念とし、町民と町が一体となってまちづくりを推進することを目標に、平成8年12月に制定された条例。真に快適で潤いある生活環境を創出するため、まちづくり全般に幅広い規定を設け、個性を活かした魅力あるまちづくりをめざします。

〔基本目標指標〕

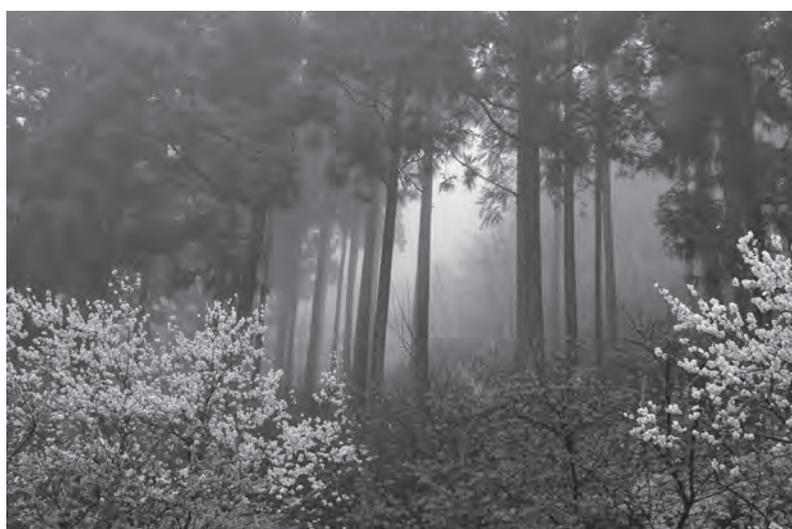
項 目	平成26年	平成30年目標
景観行政の取組状況	取組準備	取組の推進



〔実行計画の内容〕

施 策		①景観行政の推進							
方針・目標		景観行政を進めることにより、景観の整備や保全を進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
〈まちづくり戦略〉 景観の整備・保全		団体への移行準備				まちづくり条例での検討			

施 策		②魅力的なまち並みの整備							
方針・目標		地域の特性に応じ、計画的な市街地やまち並みの形成や支援を進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
〈まちづくり戦略〉 地区計画、まちづくり協定、 建築協定の支援		計画・協定の支援				計画・協定の支援			



第2節 環境に配慮したまちづくり

1. 自然環境の保全

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

環境美化推進委員を中心に、環境パトロールを実施されています。

また、子ども会・各種団体等の参加による中津川・酒匂川・川音川の河川清掃活動が実施され、ごみのポイ捨て防止運動等環境美化の意識向上が図られています。

また、町公用車においては、環境に配慮した低公害車等の導入は進んでいます。

〔基本目標〕

松田町の森林や清流等の自然環境は、町域のみならず丹沢山系の貴重な資源であるという観点に立ち、生活の基盤で豊かな恵みの源である自然環境を守るとともに、自然の魅力を活かし、かつ損なうことなく次代に継承していくため、多様な自然とふれあいを享受できる場の整備に努めます。

環境美化の意識づくりでは、環境問題に対する一人ひとりの意識を高めるため、普及活動の推進に努めるほか、ごみのポイ捨て防止等マナーやモラルの向上、不法投棄防止対策に取り組み、環境にやさしいまちづくりを進めます。

現在では、震災の影響も相まって、地球環境に優しく、災害時にも対応可能な再生可能エネルギーの利活用が進められています。町でも、太陽光発電設備に対する設置補助や、公共施設への設置等、再生可能エネルギーの導入を積極的に推進します。

〔現況と課題〕

- 平成17年2月に京都議定書が発効される等、環境問題は地球規模の大きな課題として認識されています。
- 松田町は豊かな自然環境に恵まれています。都市化の影響や林業の衰退によって森林の荒廃や水環境の悪化が顕在化しています。
- こうした状況を踏まえ、県では寄地区を水源地域として水源かん養（*）等森林の持つ公益的機能を高める「水源の森林づくり」に取り組んでいます。
- 松田町でも水質保全対策等良好な自然環境を保護するとともに自然と共生した地域づくりを進めていく必要があります。
- 清潔できれいな環境を創出・保全していくために、町では環境美化推進委員と連携して、地域における環境美化に努めています。
- 足柄上地区では、県と各市町が連携して不法投棄撲滅運動を展開していますが、生活様式の多様化とモータリゼーション（*）の普及に伴い、県道、町道、農道等に接している山間地や沢・河川等広範囲にわたり廃棄物の不法投棄が増えています。
- 松田町でも環境パトロール員を配置して、不法投棄の防止と撤去に努めていますが、多額の費用を要しており、地域住民の協力による不法投棄撲滅に向けた取り組みを強化する必要があります。
- 暮らしを取り巻く様々な環境問題を解決するため、町民一人ひとりが身近な問題として捉え、地域ぐるみによる住みよい環境づくりを展開していく必要があります。
- 町行政においても自然環境への負荷の軽減に向けて、公用車は、低公害車や低燃料車、電気自動車等の導入を積極的に進め、自然環境にやさしいまちづくりを進めています。

*水源かん養：雨水、積雪などを土壌や植生にしみこませて、水資源として確保したり、洪水や土砂崩れを防止したりすることです。

*モータリゼーション：自家用車の普及や大衆化。

〔基本目標指標〕

項目	平成26年	平成30年目標
太陽光発電による総発電能力	427kw	650kw
環境美化運動への参加者数	800人	900人

〔実行計画の内容〕

施策		①水環境の保全や美化運動への連携づくり							
方針・目標		<p>寄地区における生活排水処理施設の整備による水源汚濁の防止に取り組めます。また、水源地域等の廃棄物の不法投棄に対し、町民や関係機関との連携による防止体制を進めます。</p> <p>町民の環境美化意識の向上を図るため、自治会・各種団体・企業やボランティア等との連携による地域ぐるみの環境美化を進めます。</p>							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
不法投棄パトロール及び回収の実施	町	事業の実施				事業の実施			
酒匂川統一美化キャンペーン・丹沢大山クリーンキャンペーン等による啓発・普及の推進	町	普及啓発の推進				普及啓発の推進			

施策		②地球環境対策							
方針・目標		<p>二酸化炭素の排出量を削減するため、町民や事業者に対し、主体的な取り組みを進め、資源やエネルギーを大切にすまのの実現を図るとともに、住宅用太陽光発電システムの設置を推進します。</p> <p>新たな再生可能エネルギーの活用・導入を進めるとともに、個人または事業所に対する補助制度の導入を進めます。</p>							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
地球温暖化防止実施計画(*)の推進	町	計画の推進				計画の推進			
住宅用太陽光発電システム設置の推進	町	設置の推進				設置の推進			
◎重点〈まちづくり戦略〉 新たな再生可能エネルギーの導入に向けた検討	町					導入の検討			

*地球温暖化防止実施計画：「地球温暖化対策の推進に関する法律」により、地方公共団体に、温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画の策定が義務づけられたことを受けて、平成15年10月に、「神奈川県地球温暖化防止実行計画」が策定されました。

施 策		◎花とみどりづくりの促進							
方針・目標		市街地の公共用や荒廃農地等を活用し、緑を活かした潤いのある生活環境を創出することにより、町民の美化意識の向上を図ります。							
取 組 み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
〈まちづくり戦略〉 花とみどりいっぱい事業		事業者 町				事業者 町			
		事業の実施				事業の実施			



2. ごみ処理対策

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

廃棄物の3R運動の推進・分別・排出抑制が進んでいますが、更なる資源の有効活用と廃棄物の減量化が図られています。

また、足柄東部清掃組合への廃棄物の搬入を減少させることで、処理施設・最終処分場の延命を図るとともに、広域（1市5町）のごみ処理施設整備を推進しています。

〔基本目標〕

快適な生活環境のまちづくりに向けて循環型社会を目指し、限られた資源の有効活用と更なるごみ減量化を進め、町民、事業者、町が一体となって連携を強化し、分別回収の徹底と資源回収等のリサイクル制度の周知を進めます。

〔現況と課題〕

- これまでの社会経済活動が、大量生産・大量消費・大量廃棄型であり、現在その影響により環境への負荷が高まっています。また、廃棄物・リサイクル対策を取り巻く状況として、人口の減少により廃棄物の発生量は微減しています。
- 松田町の現況としては、廃棄物の分別は多様化していますが、廃棄物の処理施設や最終処分場のひっ迫等の問題が生じています。このような問題を解決していくには、環境の負荷の低減をするための施策に取り組む必要があります。
- 循環型社会形成推進基本法等に基づき、町民一人ひとりが廃棄物等の発生を抑制するとともに、再使用や再利用を進めることにより減量化、資源化を継続して推進する必要があります。
- 3R運動（*）の推進のための啓発を図る必要があります。
- 定期的実施している排出ごみの組成分析において、依然として資源化物の混入比率が高いことから、継続して分別意識の向上を図る必要があります。

* 3R運動：リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）のそれぞれの頭文字（R）を取って3Rと呼ばれ、有限な資源を守り育てることを目的とした運動のこと。

〔基本目標指標〕

項 目	平成26年	平成30年目標
ごみ全体に対する資源ごみ（カン・ビン・古紙類・古布類・ペットボトル・容器包装プラスチック類）の割合	26%	30%
1人が1日に家庭から排出するごみの処分量	976 g	900 g

〔実行計画の内容〕

施 策		①ごみ収集・処理対策							
方針・目標		収集カレンダーの配布やイベント等を通じて、ごみの分別意識の向上を図り、ごみの分別収集の徹底を進めます。 一般家庭系、事業系ごみの分別排出の徹底を進めるとともに、集積所周辺の環境美化に対する指導を強化します。 ごみの資源化、減量化を進めるとともに、再使用、再利用の啓発を図る等、3R運動を推進します。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
ごみの分別収集の推進	町	事業の推進				事業の推進			
町民意識の高揚	町	事業の推進				事業の推進			
◎重点〈まちづくり戦略〉 資源ごみの実情に合わせた分別収集と3R運動の推進	町	3R運動の推進				3R運動の推進			



第2章

安全で心地よい 環境を育む

都市基盤

生活環境



第2章 安全で心地よい環境を育む

都市基盤

生活環境

第1節 暮らしやすい生活環境づくり

1. 新松田駅・松田駅周辺の整備

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

新松田駅南口周辺の整備により交通機能が改善され、南口利用者が安全で便利に利用できる環境が整っています。

また、新松田駅北口周辺整備の検討が進められ、安全性や利便性の向上、中心市街地の活性化、魅力の創出等につながる施策が段階的に行われています。

〔基本目標〕

駅周辺地区は、駅前広場・道路等の基盤整備事業や都市計画制度等の導入を総合的に推進することによって、交通結節点としての立地特性を活かした広域的な玄関口としての機能を高め、町の中心市街地として都市機能の向上と魅力の創出に取り組みます。

〔現況と課題〕

- 現在の駅周辺地区は、古くから市街地が形成されてきたことから、駅前広場や幹線道路の整備水準が十分でなく、交通機能の改善や中心市街地の活性化、利便性の向上、魅力の創出等が重要な課題となっています。
- 現在の駅周辺地区における総合的な機能の更新を図るため、新松田駅南口への改札口開設に伴い、町では新松田駅南口駅前広場等の基盤整備事業を推進しています。また、県により引き続き県道711号線（小田原松田線）の歩道設置事業の推進が図られJRガードの拡幅を含めた交差点改良についても計画検討を進めています。
- 今後も、駅周辺の総合的な整備のあり方について検討を進める必要がありますが、特に町の玄関口である新松田駅北口のあり方や整備手法等については、具体的な方向性を定めることが求められています。
- 町民アンケート調査での今後の取り組みの必要性が高い、新松田駅南口駅前広場等整備事業の早期完成とともに、新松田駅北口周辺整備を進めていく必要があります。

〔基本目標指標〕

項目	平成26年	平成30年目標
新松田駅南口駅前広場等整備事業の進捗率	70%	100%
新松田駅北口周辺整備事業	協議会組織づくり	基本方針～ 基本構想の策定

〔実行計画の内容〕

施 策		①新松田駅南口駅前広場等整備事業の促進							
方針・目標	関係機関と調整を取りながら今後も引き続き事業を進め、早期の供用開始を進めます。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎重点〈まちづくり戦略〉 効率的・効果的な整備	町	整備工事	暫定供用			暫定供用			
		用地交渉				用地交渉			

施 策		②新松田駅北口周辺整備の検討							
方針・目標	新松田駅北口や駅周辺の整備について検討を行い、調査・計画を進めます。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎重点〈まちづくり戦略〉 整備のあり方について検討、 調査・計画	町民 事業者 町					基本方針策定			
		あり方の検討						基本構想策定	



2. 骨格的道路網（国道・県道、幹線町道）と生活道路

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

県道や町道の 신설・改良等が順次進められてきた結果、道路の利便性や安全性が徐々に向上されています。便利で安心して利用できる道路の整備に向け、継続した取り組みが行われています。また、新東名高速道路は平成32年の完成を目標に事業が進行しています。

〔基本目標〕

生活や産業活動を支える道路づくりは、県道等の主要路線では拡幅改良・歩道の整備やバリアフリー化を進めるとともに、良好な道路景観を推進します。

町道や生活道路は幹線道路整備との連携、緊急度・優先度を考慮し、生活の利便性の向上や安全性の確保を推進します。

〔現況と課題〕

- 道路網では、東名高速道路や国道246号、255号、主要地方道を含めた県道5路線が骨格的な道路として通っていますが、寄地区へは幹線道路が1路線で、急傾斜の山間地を通る道となっています。
- 町内道路においては、県道でも歩道がない路線やバリアフリー化（*）されていない箇所があるほか、交通安全や交通の円滑化の視点から、交差点の改良等を進めていく必要があります。
- 町道では道路幅員が狭く、歩道のないところも多く、安全性や利便性、防災面等を踏まえると、町道や生活道路の拡幅・改良を道路整備計画に従い、進めていく必要があります。
- 定住化の促進や未利用地の活性化にあたり、空家・空地・未利用地の調査結果を基に利活用計画を策定し、道路の新設・改良が必要な地域については計画的な整備を行う必要があります。
- 橋梁の長寿命化や耐震化、舗装や道路付属施設等の計画的な維持管理を進め、道路台帳の整備に努めていく必要があります。
- 道路や商店街に歩行者や高齢者が安心して歩ける歩道や休憩できる空間を整備するため、「(仮称)松田町やすらぎ歩行空間整備計画」を策定し、計画に基づき整備を進める必要があります。

*バリアフリー化：道路や建物等における物理的な障壁のほか、高齢者や障害者等の社会参加を困難にしている制度的、心理的な見えない障壁を取り除くこと。

〔基本目標指標〕

項 目	平成26年	平成30年目標
町道の面積（全体）：新設・拡幅改良等	348,000㎡	351,000㎡

〔実行計画の内容〕

施 策		①道路網の整備							
方針・目標	都市基盤としての道路整備を促進し、交通需要に対応した道路計画・整備について、関連機関と調整します。新東名高速道路や国道246号バイパスの完成に伴う交通集中による町域での渋滞を考慮した道路整備の検討を関係機関に要望します。県道711号線（小田原松田線）の歩道設置事業の継続ほか県道の線形改良・拡幅・歩道設置等を県に要望します。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
関係機関に対する積極的な要望活動の実施	町	関係機関と調整・要望				関係機関と調整・要望			

施 策		②町道・生活道路の整備促進、橋梁の計画的な維持管理							
方針・目標	幅員が狭小な道路の拡幅等を進めるとともに道路の維持管理の充実を図り、安全性・利便性を備えた道路の整備を進めます。また、定住化の促進や未利用地の活性化のために必要とする新設改良路線（庶子谷津線や可南沢・中里地内道路）について計画的な整備を進めます。橋梁については、平成22年3月に橋梁長寿命化修繕計画を策定したことにより、長寿命化や耐震化を計画的に進めます。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
町道等の効率的・効果的な整備	町	計画的な整備の評価・見直し				計画的な維持管理・整備の推進			
橋梁の効率的・効果的な維持管理	町	詳細設計 修繕工事				修繕工事・詳細設計 修繕工事			

施 策		③歩道整備及びポケットパーク等の整備による歩行空間の確保							
方針・目標	歩道整備及び道路沿いの空地等、少ない面積の土地を利用した小さな公園又は休憩所で、地域の生活環境の向上を図り、気軽に休める憩いの場の整備を推進します。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎重点〈まちづくり戦略〉 「（仮称）松田町やすらぎ歩行空間整備計画」の策定及び効果的な整備	町	整備計画策定				用地交渉・整備工事 用地交渉・設計			

3. 公共交通

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

小田急線新松田駅を中心とした地域公共交通の利便性の向上・路線バス空白地帯等の補完が進み、環境にやさしく、だれもが利用しやすい地域交通ネットワークが充実しています。

〔基本目標〕

松田町の公共交通の充実・確保を図るため、公共交通機関に働きかけ、小田急線等の運行体制の充実を図ります。

また、路線バス運行体制の維持と同時に交通弱者等への対策を進め、公共交通サービスの向上に取り組みます。

〔現況と課題〕

- 地域公共交通については、JR御殿場線、私鉄小田急線や路線バスが運行しています。
- 町では、地域公共交通との連携を踏まえ、町独自政策として、学生等を対象に富士急湘南バスの路線バスにおける通学バス定期助成事業を平成21年8月から実施しています。
- 平成24年10月からは、同年9月まで運行した「デマンドバス（*）運行事業」の実施考察に基づいた、2項目の交通政策(乗合バス運行事業による増発・枝線運行の実施・高齢者バス定期券(通称「まちなりバス65」)助成事業)を追加し、バスの利便性を確保すると同時に、利用の促進を図っています。
- しかしながら、小田急線等の運行体制の充実やバスの経路や本数等、地域公共交通の利便性の向上には課題が残されているため、今後も、地域公共交通の維持もしくは、充実・確保策に取り組む必要があります。

* デマンドバス：バス等の定時定路運行に対して、デマンド（＝特定の需要）によって運行するバスです。

〔基本目標指標〕

項目	平成26年	平成30年目標
新松田駅を発着するバス系統数	31系統	31系統
寄地域へのバス運行本数(土日を含む) 《1週間あたりの「新松田～寄」の往復本数》	235本	252本
新松田・松田駅両駅のロマンスカー停車本数 (土日を含む)	25本	27本

〔実行計画の内容〕

施 策		①鉄道運行体制の充実							
方針・目標	町民に利用しやすい新松田駅・松田駅にするために、各市町と連携して鉄道事業者へ運行時間の延長や列車本数の増加を継続的に要望して、町民への利便性を高めます。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
鉄道事業者への要望の継続	町	関係市町と連携した継続的な要望活動				関係市町と連携した継続的な要望活動			

施 策		②バス交通等の充実							
方針・目標	<p>路線の整備拡充や運行本数の増便等関係機関に要望します。</p> <p>高齢者や障害児・障害者がスムーズに乗り降りできるようなノンステップバス等、人にやさしいバスへの切り替え促進をバス事業者へ働きかけます。</p> <p>デマンドバスに代わる町独自のバス等交通政策として、環境等に配慮した持続可能な移動手段としてのバスの有用性に着目し、路線の確保・維持及び利便性向上のため、利用促進策(乗合バス運行事業・バス通学バス定期券助成事業・高齢者バス定期券助成事業)のバス交通主要3施策を推進します。</p> <p>また、必要に応じて、バス事業者やタクシー会社、地域住民の方々とも相談した上で、新たな交通施策を展開していきます。</p>								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
路線バスの運行維持対策の推進	事業者 町	継続的要望の実施				継続的要望の実施			
〈まちづくり戦略〉 効果的な交通施策の推進と新たな交通施策の展開	町民 事業者 町	町独自の交通政策の実施・見直し				町独自の交通政策の実施・見直し			



4. 公園・緑地

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

公園や児童遊園地の計画的な施設整備や維持管理により、だれもが身近に、気軽に利用できる環境が整っています。

また、緑化推進活動を通じて緑化意識の高揚が図られ、町民の自主的な緑化への取り組みが行われています。

緑化推進活動を通じて緑化意識の高揚を図るとともに、町民の自主的な緑化に対する取り組みを推進しています。

〔基本目標〕

住民憩いの場としての公園や児童遊園地として地域住民に親しまれている施設の維持管理をさらに努め、町民自ら緑を守り育てるだれもが安心して利用できる公園であるように意識の高揚を図っていきます。

緑化推進活動を通じて町民自ら緑を守り育てる担い手となるよう、緑化に対する意識の高揚を図ります。

〔現況と課題〕

- 松田町は豊かな森林を抱え、市街地には酒匂川、川音川の水辺空間があり自然環境に恵まれています。その中に都市公園やその他の公園12箇所、児童遊園地9箇所が整備されています。
- 今後高齢化の進行に伴う高齢者の憩いの場所、子ども達の安全な遊び場所、さらに町民の健康志向の高まりによる活動の場所、防災に対する意識の高揚等公園に求められる機能も多様化し、だれもが利用しやすく安全で魅力ある公園の整備が求められています。
- 今後は、現在ある公園や児童遊園地の維持管理を継続し、地域住民を中心に公園の安全、緑を育て守っていく意識の向上に向けて取り組んでいきます。

〔基本目標指標〕

項 目	平成26年	平成30年目標
町民1人当たりの公園・緑地面積	17.5㎡	17.5㎡
町の樹(き)「桜」の植栽本数	900本	1,000本



〔実行計画の内容〕

施 策		①公園等の整備・維持管理							
方針・目標		<p>活力ある長寿社会の形成、健康の維持増進、コミュニティの形成等の多様なニーズに対応した公園や児童遊園地の施設整備と機能拡充を進めるとともに維持管理を行います。</p> <p>公園は町民全体の共有財産であるという認識を深め、利用マナーの向上を図るほか、町民の自主的な維持管理の継続を進めます。</p>							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
最明寺史跡公園等の管理	町	維持管理				維持管理 整備			
児童公園・緑化の整備・推進	町	維持管理				維持管理			

施 策		②緑化意識の高揚と緑化の推進							
方針・目標		<p>町民の緑化に対する認識を深めるため、広報紙やホームページによる啓発のほか、森林を利用したイベントへの町民参加を促します。町の樹「桜」の植栽等緑化事業を推進します。</p>							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
緑化意識の高揚・緑化の推進	町	事業の推進				事業の推進			

施 策		③子どもの館の活動の充実							
方針・目標		<p>子どもの夢と創造力を豊かに育てる文化環境の充実を図り、伝統文化を継承し、文化活動を拡充します。</p>							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
子どもの館の活動の充実	町	活動充実				活動充実			



施 策		④自然館の活動の充実							
方針・目標	松田に残っている自然の魅力を、老若男女を問わず、より多くの町民に伝えていきます。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
自然館の活動の充実	町	活動充実				活動充実			

施 策		⑤松田山ハーブガーデンの管理							
方針・目標	指定管理により維持管理を行っているハーブ館・ハーブガーデンに安定した集客を図り、西平畑公園全体の活性化を図っていきます。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
松田山ハーブガーデン活用促進	町	維持管理				維持管理 新規指定管理			

施 策		⑥ふるさと鉄道の維持管理							
方針・目標	ふるさと鉄道の維持管理について、指定管理制度導入を進めます。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
ふるさと鉄道活用促進	町	委託による維持管理				委託による維持管理 指定管理の導入			

施 策		⑦パークゴルフ場の維持管理							
方針・目標	パークゴルフ場維持管理委託を指定管理制度により引き続き行っていきます。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
パークゴルフ場活用促進	町	維持管理				維持管理			



5. 住宅対策

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

民間による自然と共生した一区画あたりにゆとりある宅地開発が進み、良好な住環境が形成されております。また、住宅に困窮している方や、高齢者、障害児・障害者の方にも町が建設する町営住宅で、安全で安心して暮らせる住環境を提供でき、だれもが暮らしやすい「まち」になっています。

高齢者や障害児・障害者にもやさしい安全で安心できるバリアフリー住宅やスマートハウス等質の高い住宅が増えつつあります。民間事業等にあつては、松田町まちづくり条例による良好な住宅・宅地の誘導が進み、良好な住環境が形成されています。

その結果、安心して住みやすい住環境が形成され、誰もが快適に暮らしています。

〔基本目標〕

借地・町有地に建設され老朽化した町営住宅の移転・集約化、借地の返還、返還地の民間による宅地開発、町有地の活用を進めます。また、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来を見すえ、社会問題化している空家の利活用を進めると同時に、地域特性を活かした対応を進めます。

〔現況と課題〕

- 松田町には、7団地93戸の町営住宅があり、その構造としては1団地16戸が耐火構造住宅、1団地の一部である32戸が簡易耐火構造平屋建て住宅、その他はすべて木造住宅となっています。
- 河内住宅（16戸）は「松田町公営住宅等長寿命化計画」にもとづき屋上防水、外壁塗装などの機能向上、維持管理を行っていきます。
- 河内住宅以外の住宅については、老朽化が著しいことから、入居者の安全確保のためにも、集約化事業の検討を進めるものとし、退去後の住宅については解体を基本として、その跡地利用について十分検討するとともに借地の返還も計画的に進める必要があります。特に仲町屋町営住宅敷地については町営仲町屋臨時駐車場と併せ、将来的に高度利用を図ります。
- 籠場町有地は、河内住宅の隣接地であり、当該エリアの効率的利用を図る観点からも、公営住宅集約化事業として新たな公営住宅を建設し、老朽化した住宅の入居者の移転先とするほか、幅広い対象者に安心して居住していただくものを目指します。
- （集約化事業を進めると同時に当該事業において移転を余儀なくされる入居者の方の選択肢を広げ、また生活環境の変化を最小限に抑えるため）、既存民間住宅の借上げによる町営住宅供給を調査・研究していきます。また、既成市街地の民間住宅借上げにより、建替えや災害時等の一時的・緊急的需要への対応を含んだ地域の町営住宅需要の変化に対応した供給量調整も可能になります。ただし、それらを行うには効率的な仕組みの構築が不可欠で、物件情報の収集等さまざまなルール整備が必要であり、町の実情を踏まえた検討・実践が求められるため、町と宅地建物取引業者等との連携した協議会を立ち上げる必要があります。
- 開発事業等により宅地の造成や共同住宅の建設が行われていますが、民間活力の導入等による住宅の整備が促進されやすい環境の整備が必要となっています。また、良好な住宅地・住環境が形成されるよう、松田町まちづくり条例による良好な開発を誘導します。
- 人口減少や高齢化の進展等により、管理されない空家が増加傾向にあると言われてはいますが、現状、町内にある空家の実態が把握できておりません。まずは、実態を把握した上で、そのような空家に起因する、防災面（倒壊のおそれ等）、景観上の支障（街並みが歯抜けになる等）、衛生上の問題（雑草の繁茂、ゴミの不法投棄等）、防犯上の問題（不審者の居住等）の発生を解消する取り組みが必要です。

〔基本目標指標〕

項目	平成26年	平成30年目標
町営住宅管理戸数	93戸	75戸
松田町まちづくり条例の対象となった良好な住宅・宅地開発の誘導実績	52戸（4年間）	132戸（8年間）

〔実行計画の内容〕

施策		①住宅の整備								
方針・目標	河内住宅以外は、老朽化が激しく、また、借地に建設されているところは、退去後順次取壊し、町営住宅の再編を進め、新たに町営住宅を建設します。また、テーマ性を持った新たな住宅地等の整備を進めるとともに、民間等による町営住宅供給の促進を調査・研究します。 民間活力の導入による住宅建設が促進されるよう支援を進めます。 また、定住化につながる定住促進制度・事業を積極的に進めます。									
	取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
			23	24	25	26	27	28	29	30
〈まちづくり戦略〉 町営住宅建設	町						建設工事 実施設計			
老朽化した町営住宅の解体	町						現入居者の退去の都度実施			現入居者の退去の都度実施
〈まちづくり戦略〉 民間等による町営住宅供給の調査・研究	事業者 町						制度導入に向け需給バランスを含め調査研究を実施			
〈まちづくり戦略〉 住宅取得促進事業の推進及び新制度の研究・実行・周知	町						制度導入 制度運用 制度見直し			新制度研究・実行・周知 制度運用
◎重点 〈まちづくり戦略〉 民間住宅の建設促進、良好な住宅宅地開発の誘導	事業者 町						事業の促進・誘導			条例による誘導の継続
空家・空地等の実態調査	町						調査実施			情報更新
◎重点 〈まちづくり戦略〉 空家等の利活用	町民 事業者 町						制度の推進			新制度の研究・実行・周知 制度の拡充
空家等取り壊し	町民 事業者 町									除去等実施

6. 水道事業

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

水道施設の更新計画は、水道ビジョンの計画に基づき、計画的に実施しています。
漏水調査を実施し、その結果に基づき修繕を行い、無駄な経費の削減と資源の有効化を図っています。

〔基本目標〕

町民の快適な暮らしを支え、いつでも安心して飲める水の安定供給を行うため、地震等の災害に強いライフライン（*）として、施設の更新整備を計画的に進めます。

経営の健全化を図るため事業・事務の効率的な執行に努め、新たな収納体制の構築を進めます。また、使用料収入の減少と、今後も更に進む水道施設の更新費用に対する収支のバランスを見据えた経営の健全化に取り組みます。

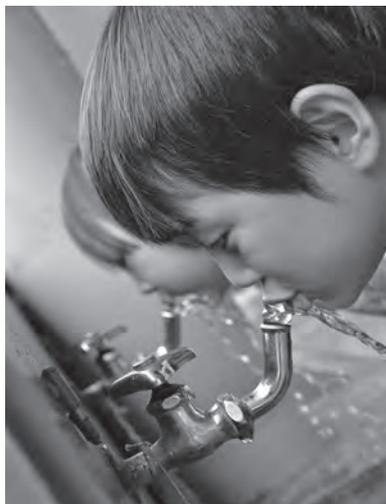
〔現況と課題〕

- 今後も安全で安定した給水の確保や経営基盤の強化を図るため、施設の耐震化並びに施設の更新を水道ビジョンの計画に基づき順次進めていくことが必要です。
- 上水道事業会計では、給水収益が減収になっていることから、営業外収益の加入負担金に頼った経営状況にあるので、経営の健全化を図り、場合によっては水道使用料の見直しが必要です。
- 寄簡易水道会計でも使用料収入の減少が想定される中、設備・施設の維持・管理コストの増大が予想されることから、事業・事務の効率的な運営に取り組みとともに、経営の健全化を図り、場合によっては水道使用料の見直しが必要です。また、安定した経営のためには、地方公営企業法による企業会計の考え方や手法を取り入れるとともに、導入の検討が必要です。
- 寄簡易水道では、老朽化した設備・施設を耐震化に配慮して、計画的な更新が必要です。
- 多様化するお客様の生活様式に対応する新たな収納体制についても検証が必要です。

*ライフライン：電気・ガス・水道等の公共公益設備や電話やインターネット等の通信設備、圏内外に各種物品を搬出入する運送や人の移動に用いる鉄道等の物流機関など、都市機能を維持し人々が日常生活を送る上で必須の諸設備を言う。

〔基本目標指標〕

項 目	平成26年	平成30年目標
上水道普及率	99.8%	100.0%



〔実行計画の内容〕

施 策		①施設整備と維持管理の充実（松田地区）							
方針・目標		老朽管や施設の耐震化計画等、整備を進め耐震化率を高めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
計画的な老朽管の布設替えと施設の更新・整備	町	計画的な整備・推進				計画的な整備・推進			
水質管理計画に基づく水質管理	町	水質検査の実施				水質検査の実施			

施 策		②施設整備と安定供給（寄地区）							
方針・目標		安定供給するため、給配水管の計画的な布設替えと、施設改修等の耐震化事業を進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
給水管の布設替えと施設の更新・整備	町	計画的な更新・整備				計画的な更新・整備			
経営の健全化及び施設の更新計画も含め施設整備の促進	町	事業の整備・促進				事業の整備・促進			

施 策		③経営の健全化（松田地区）							
方針・目標		3年から5年ごとに料金体系を含め経営計画を立て、経営の健全化を図ります。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
水道使用料適正化の検討	町	経営の健全化の推進				経営の健全化の推進			

施 策		④経営の健全化（寄地区）							
方針・目標		3年から5年ごとに料金体系を含め経営状況を分析し、料金の適正化について、見直しを進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
水道使用料適正化の検討	町	経営の健全化の推進				経営の健全化の推進			

7. 下水道・生活排水施設整備

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

下水道整備事業が促進され、生活環境が向上しています。
生活環境の向上及び水源環境保全向上に向けた整備が進んでいます。

〔基本目標〕

生活環境の向上、河川の水質保全、浸水の防除による安全性の確保という役割を担う下水道（汚水整備・雨水整備）は、公共下水道事業計画に基づき事業を進めます。

処理区域においては、施設の維持管理を行い、未接続世帯に対して下水道への接続について積極的に営業活動を行い、接続率の向上に取り組む必要があります。また、引き続き事務の効率化を図り事業運営に企業性を発揮した経営基盤の強化を進めます。

水源林地域である寄地区の生活排水処理施設の整備事業を計画的に進めることにより、生活環境の向上・水源環境の保全に取り組みます。

〔現況と課題〕

- 公共下水道区域については、維持管理及び施設の更新を進めるとともに、接続率の向上を図り、事業運営に企業性を発揮した経営の健全化に取り組む必要があります。
- 酒匂川流域処理場の維持管理コスト面からも、施設の点検調査を引き続き行い、修繕も必要となります。また、多量降雨時の浸水被害防止のために雨水排水施設整備も引き続き進める必要があります。
- 水源林地域である寄地区は、水源環境保全向上のためにも生活排水施設整備を進めていく必要があります。
- 汚水管の長寿命化対策及び維持管理のために、汚水管のカメラ調査を行い、補修箇所についても、順次、補修する必要があります。また、将来的には地方公営企業法による企業会計の導入も視野に入れる必要があります。
- 下水道BCPの策定を行う必要があります。
(被災時における人材や資機材の不足等制約条件を考慮した対応計画。高いレベルで下水道の機能を維持回復することを目的にします。)

〔基本目標指標〕

項 目	平成26年	平成30年目標
下水道整備率（松田地区）	91.0%	97.7%
水洗化戸数（松田地区）	3,575世帯	3,850世帯
生活排水施設整備世帯（寄地区）	117世帯	142世帯

〔実行計画の内容〕

施 策		①松田地区の公共下水道事業の推進							
方針・目標	流域別下水道整備総合計画の見直しに伴い、下水道計画の見直しを進め経営計画を立て料金の見直しをします。 公共下水道事業計画区域の整備を図りながら、下水道への接続を促します。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
下水道事業の推進	町	経営計画の実施・料金の見直し				経営計画の実施・料金の見直し			
下水道への接続促進	町	事業の促進				事業の促進			

施 策		②寄地区の生活排水整備							
方針・目標	生活排水処理施設整備計画に沿った処理施設の計画的な整備を進めます。松田町生活排水処理施設運営審議会の答申を基に、関係機関と調整し方針を決定します。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
〈まちづくり戦略〉 生活排水処理施設整備事業の推進	町	計画の見直し・検討・調整・整備				計画の見直し・検討・調整・整備			
		水源環境 保全調査委託 測量				設計 工事			

1. 消防・救急

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

消防団の活動拠点である詰所には、消火、風水害、地震災害に対応できる装備品が充実しています。平常時に行っている火災予防運動の推進、消火活動、訓練、風水害での警備、現場対応等の活動を通じ消防団の重要性がより認識され、団員の意識の高揚も図られ、地震災害対応資機材の使用訓練も充実して実施されており、迅速、的確に消防団、自主防災会、消防団OB、小田原市消防本部等が一丸となって災害等に対応することにより、町民の安心・安全が保障されています。

〔基本目標〕

町民の安全・安心に対する期待や関心の高まりに対応できるよう、消防力強化の必要があるため、組織体制の強化を図るとともに、職員・団員・自主防災会の人材育成のため研修や訓練を充実させます。

町民・企業等に消防団に対しての理解と協力を得るため、広報・広聴活動の強化を図ります。小田原市消防本部の協力により町民に、火災予防と防災意識の啓発を図ります。あらゆる災害等に対して町民の安全確保が図れるよう整備を進めます。

〔現況と課題〕

- 町の消防・救急体制は、小田原市消防本部で担っていますが、消防・救急業務が増大する中で地震・風水害等の自然災害、テロ等による特殊災害への対応等、消防の果たす役割が多様化しています。
- 消防団は、火災予防、消火活動、自然災害等の対応に努めています。
- 消防力強化のため消防施設の整備、装備の充実を図る必要があります。
- 町民の安全・安心な暮らしの実現に向けて、町防災行政無線のデジタル化への移行、古くなった消防車両の更新に取り組んでいく必要があります。
- 火災やその他の災害に対して被害を最小限度に抑えるためには、町民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」という日頃の心構えと備えや地域との連携が必要です。
- 住宅用火災警報器の設置義務化に伴い、未設置家庭を把握し、逃げ遅れ等による被害防止を図るため設置を促進する必要があります。
- 消防団員の高齢化や、団員の減少に歯止めをかけるため、自治会と協力しながら団員の確保に努める必要があります。
また、情勢に応じて消防団の組織見直しについて検討していく必要があります。
- 消防団は、水防団、遭難救助隊(5～7分団)を兼務しています。
- 町民一人ひとりができる救命措置の一助として、自動体外式除細動器(AED)の配置場所を増やす必要があります。

〔基本目標指標〕

項目	平成26年	平成30年目標
住宅用火災警報器設置割合	30.71%	50%
自動体外式除細動器(AED)設置数	21箇所	30箇所

〔実行計画の内容〕

施 策		①消防組織・体制の充実							
方針・目標		消防通信設備の高度化を進め、通信連絡体制の強化を図ります。また、耐震性のある消防団詰所への建替えと機能性に優れた消防自動車への更新を計画的に推進します。 大規模な災害に備え、近隣相互の応援体制の充実・強化を進めるとともに小田原市消防本部との連携を図ります。 消防団員の確保・訓練・教育に積極的に取り組みます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
消防の広域化後の連携強化	関係機関 関係市町 町	広域化完了 連携の強化							
消防団詰所の建替え	町	第7分団 詰所建替え				検討		建替え	
消防自動車の更新	町	第1分団消防 ポンプ自動車更新				検討・更新			
消防団員の確保・訓練・教育	町	確保・訓練・教育				確保・訓練・教育			
町防災行政無線のデジタル化	町					更新の検討			

施 策		②火災予防の推進							
方針・目標		町民に対し、火災予防に関する防火防災意識の啓発を進めます。 住宅用火災警報器の早期設置を促進します。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
防火意識の啓発	関係機関 町	消防団等による 啓発・広報				ホームページによる 広報			
住宅用火災警報器の設置促進	関係機関 町	啓発・広報		状況 調査		設置推進			



2. 防災対策

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

町民一人ひとりが「自らの地域と身体の安全は自らが守る」という理念に基づき、日頃より被害を少しでも減らすことを意識した「減災活動」に取り組んでいます。

各自主防災会では、災害に備えて防災資機材倉庫や備蓄食料、資機材の整備が充実し、防災訓練、講習会等で、被害情報収集・伝達訓練、消火訓練、避難訓練、炊き出し訓練等が実施され、地域の皆で助け合うことにより強い絆が生まれ、各種災害に対しての防災体制が整えられ、災害が発生しても速やかな対応と被害の拡大を防止する体制が整っています。

町では、Jアラート、同報無線、あんしんメール、消防団による広報等により、住民の方への災害情報伝達体制が整備され、多くの方が避難される町施設には、避難所の運営に必要な食糧と資機材の準備が整っています。

また、松田町耐震改修促進計画に基づき建築物の耐震化が徐々に進んでおり、安全・安心なまちづくりが総合的に整備されています。

〔基本目標〕

自らの身体の安全は自らが守るための「減災活動」を推進します。

自らの地域は自らが守れるよう自主防災組織の活動強化を支援します。

地域防災計画に基づく、総合的な防災体制の充実を図ります。

災害時要援護者の支援体制の整備を進めます。

ゲリラ豪雨等水害・土砂災害に対応する避難体制の整備を進めます。

〔現況と課題〕

- 本町は東海地震を含め5つの大規模な地震の発生が予想されており、減災に向けた長期的なまちづくりを進めていく必要があります。
- 被害想定区域外の市町やコンビニエンスストア等との災害協定の締結について検討する必要があります。
- 災害発生時の迅速な対応によって町民の生命、身体及び財産を守る必要があります。
- 東日本大震災等を契機に自主防災組織の重要性が再認識されていることから、関係機関、地域住民、町の連携のもと、防災体制の一層の充実を図っていく必要があります。
- 近年、台風や集中豪雨による水害・土砂災害等が発生する危険性もあり、このような災害の発生に備え、避難勧告・避難指示の基準や避難方法等を明確にするとともに、町民の防災意識の高揚を図り、地域が一体となった総合的な防災対策や消防団・自主防災組織の連携強化を進めていく必要があります。
- 建築物の耐震化については、耐震改修促進法にもとづく松田町耐震改修促進計画（平成22年3月）を策定したことにより、計画の推進を図っていく必要があります。
- 地域防災計画については、災害に強いまちづくりを進めるために、修正の必要が生じた場合は計画を見直します。
- 土砂災害特別警戒区域等の安全対策について、特別警報や土砂災害警戒情報等が発令される前の段階で必要と判断した場合は、速やかに避難勧告や避難指示を対象者に発令し退避させる必要があります。
- 自助・共助・公助・近助の意識高揚が必要です。
- 同報無線の難聴対策を実施する必要があります。
- 防災訓練と合せて国民保護計画に基づく避難訓練を実施する必要があります。

- 風水害から身を守るために避難所までの経路、危険箇所が把握できる洪水ハザードマップを平成26年度に作成しました。
- 土砂災害から身を守るために避難所までの経路、危険箇所が把握できる土砂災害ハザードマップを平成26年度に作成しました。

〔基本目標指標〕

項目	平成26年	平成30年目標
防災訓練への参加者数	2,647人	3,300人
木造住宅耐震診断の活用実績（累計）	14件	34件
あんしんメール登録件数	1,801件	2,500件
災害協定締結件数	47件	55件



〔実行計画の内容〕

施 策		①防災体制の充実							
方針・目標		地域防災計画に基づき、防災対策を進めます。 自主防災組織の充実を図り、その活動を支援します。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
〈まちづくり戦略〉 地域防災計画の見直し	町	見直し 計画実施 -----▶				計画実施・内容の見直し -----▶ 防災教育研修会の実施 -----▶			
関係機関との連携強化と新たな 防災協定の締結	関係機関 町	締結・連携強化に伴う 調整 -----▶				締結・連携強化に伴う 調整 -----▶			

施 策		②自主防災組織力の向上							
方針・目標		広報活動や防災訓練の実施等を行い、自主防災組織の防災力の向上を図ります。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
防災訓練の実施	町民 関係機関 町	実施・評価・改善 -----▶				実施・評価・改善 -----▶			
◎重点 〈まちづくり戦略〉 自主防災組織の育成・支援	町民 関係機関 町	防災教育研修会の実施 -----▶				防災教育研修会の実施 -----▶			
〈まちづくり戦略〉 地域での高齢者や障害児者の 災害時避難等の支援	町	整備 -----▶				整備・連絡体制等の 整備 -----▶			

施 策		③防災施設整備等の推進							
方針・目標		正確で迅速な情報伝達ができるよう防災行政情報提供設備等の施設整備を進めます。 耐震性貯水槽の設置や、災害時用飲料水に適した井戸の確保に取り組みます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
防災行政情報提供設備等の整備	町	エリアメール・あんしんメールの活用促進 個別受信機補助				Jアラートやハザードマップの活用推進			
防災備蓄品の整備	関係団体 町	物品・食糧備蓄				物品・食糧備蓄			
飲料用井戸の確保	町民 町					事業推進			

施 策		④災害に強いまちづくりの推進							
方針・目標		建物の倒壊を防ぐため、耐震改修促進計画により、建物の耐震化を進めます。また、木造住宅の耐震診断及び耐震改修を支援するほか、ブロック塀の倒壊防止を進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎重点〈まちづくり戦略〉 耐震改修促進計画の推進	町民 事業者 町	計画の推進				計画の見直し・推進			
木造住宅耐震診断の推進	町民 町	耐震診断の推進				耐震診断の推進			
生垣設置の推進	町民 町	事業の推進・見直し				事業の推進・見直し			
木造住宅耐震診断改修の推進	町民 事業者 町	計画の推進		補助制度の創設・推進					
応急危険度判定士、木造住宅耐震実務者の登録の推進	町					応急危険度判定士の登録の推進 木造住宅耐震実務者の登録の推進			

3. 防犯対策

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

各地域では自主防犯団体が活発に活動し、広報・パトロール・幼児、児童、生徒、高齢者の見守りが実施されています。町と各自主防犯団体、自治会、PTA、警察署等を含めた防犯対策のネットワークが構築をされており、町民の防犯に対する意識高揚と防犯力の向上が図られ、犯罪の発生件数が少なく安全安心を実感できるまちになっています。

また、犯罪防止のための環境対策として防犯灯のLED化や増設、道路照明灯等の整備が進み、夜間でも安全に通行できます。

〔基本目標〕

地域と連携した防犯活動が実施できるよう自主防犯団体の活動を支援し、防犯組織の育成強化を図ります。

犯罪のない明るいまちづくりを推進するため、町、自治会、学校、PTA、警察と自主防犯団体が協力して防犯活動を実施し、地域の防犯力向上に努めます。

子どもや高齢者を犯罪から守るため、安全教育教室の実施や通学路等の安全点検・防犯活動を推進します。

地域と関係機関と連携しながら、青少年の非行や犯罪を防止するよう努めます。

各世代に合わせた防犯安全事業の実施や広報、ホームページ等を通じて、防犯に関する情報を提供し、町民一人ひとりが、犯罪から自ら身を守る、地域の犯罪は皆で未然に防ぐといった防犯意識の高揚に努めます。

〔現況と課題〕

- ますます巧妙化している振り込め詐欺、インターネットを悪用した犯罪等が多様化しており、安全で安心して生活ができるよう町民一人ひとりの防犯意識の向上が求められています。
- 青少年による犯罪も依然としてあり、低年齢化も進んでいます。
- 窃盗事件としては自転車、オートバイの盗難が多い傾向にあります。
- 関係機関との防犯対策のネットワークにより防犯体制の整備を進めるとともに、青少年の非行防止を含む、地域ぐるみの防犯活動を進める必要があります。
- 自主防犯団体と関係機関と連携した防犯パトロール等の防犯体制の整備・充実が必要です。
- あんしんメールや同報無線等によるきめ細かな情報発信をすることで、防犯意識を高める必要があります。
- 夜間の防犯対策として、防犯灯を必要に応じて設置していく必要があります。
- 犯罪の多い場所では、防犯カメラを設置することにより、犯罪抑制を進める必要があります。
- 自主防犯団体による地域のパトロール活動が実施されています。
- 松田警察署と連携し、暴力追放推進事業を展開しています。
- 児童改札機通過情報提供サービスを継続して実施していく必要があります。

〔基本目標指標〕

項目	平成26年	平成30年目標
犯罪発生件数	110件 (H25)	80件
防犯灯の設置箇所数	1,215灯	1,230灯
自主防犯団体	14団体	20団体

〔実行計画の内容〕

施策		①防犯体制の強化・啓発							
方針・目標		警察や自主防犯団体、自治会、その他の関係機関と連携し防犯講座の開催、パトロールによる防犯体制の強化を図るとともに、情報発信も積極的に展開します。 青少年の非行を防止するため、学校、家庭、地域との連携を進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
地域防犯組織の育成・支援	関係団体 町	育成・支援				育成・支援			
防犯パトロールの定期的な実施	関係団体 町	定期的な実施				定期的な実施			
◎重点〈まちづくり戦略〉 あんしんメール・同報無線・ 広報・パンフレット等による 情報発信	町	情報発信				情報発信			
防犯カメラ設置	町	設置・維持管理				設置・維持管理			

施策		②安全な環境づくりの推進							
方針・目標		夜間の犯罪を未然に防止するため、防犯灯の設置を進めるとともに、生活空間での犯罪危険箇所の点検及び注意喚起を進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
計画的な防犯灯の設置・犯罪 危険箇所の点検	関係団体 町	計画的設置				LED化			
						町での維持管理、 設置点検・修繕の実施			

4. 交通安全対策

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

自治会、学校、会社、警察、交通指導隊等と一体となり幼児から高齢者までの交通事故防止教育、自転車マナーアップ教育、飲酒運転根絶運動等が幅広く実施され、交通安全意識の高揚が図られることにより、交通安全に対する思いやりの心が育まれ、町民一人ひとりが、交通事故防止運動に取り組み事故の減少につながっています。

駅周辺や交通事故多発地点については、交通安全施設・道路拡幅・歩道等の整備が進み、町全体に交通弱者である子どもや高齢者にやさしい交通環境が整備され、交通事故防止対策が推進されています。

交通安全教育の普及、道路照明灯等の整備が順次進められてきた結果、町全体が安全で安心な住みよい町となっています。

〔基本目標〕

幼児、小・中学生、高齢者を中心に交通安全意識の普及・啓発に努め、交通安全運動を進めます。交通安全施設の整備等交通事故防止対策を進めます。

〔現況と課題〕

- 近隣市町との連携による広域交通体系の検討、自治会、警察署との連携による交通安全施設の整備が進められてきました。
- 交通指導隊、関係機関の協力により幼児・小中学生・高齢者を対象に交通安全教育を実施してきました。
- 交通事故多発地点において、交通安全施設対策が必要です。
- 高齢化社会に伴い高齢者ドライバーの増加により交通事故が増えていることから、子どもや高齢者を交通事故から守るための環境づくりや交通安全運動の普及を町民や関係機関と町が一体となって交通事故0を目指して進めていく必要があります。
- 朝夕の主要道路の渋滞解消、駅周辺の混雑緩和が課題となっています。
- 登下校時の子どもの安全を守るための交通規制や交通安全施設の整備については、地域の方の協力が必要です。
- 幹線道路と生活道路の交差点に交通安全指導員を配置し、引き続き登下校時の交通事故防止に努めていくことが必要です。
- 関係団体と協力しながら、高齢者ドライバーを対象とした交通安全教室を開くなど、一層の交通安全対策を進める必要があります。
- 幼児、小・中学生、高齢者ごとに交通事故多発地点等の周知や自転車交通ルール・マナーの向上に努める必要があります。
- 交通事故被害者支援として、交通災害見舞金制度を継続して推進しています。
- 放置自転車、原動機付自転車の撤去を継続しています。

〔基本目標指標〕

項目	平成26年	平成30年目標
交通事故発生件数	53件（H25）	37件

〔実行計画の内容〕

施策		①交通安全施設と交通環境の整備・促進							
方針・目標		危険な箇所にはカーブミラー・道路照明灯・区画線等を設置し、さらに歩行者・自転車利用者の保護を最重点として、緊急に交通の安全を確保する必要のある道路について交通安全施設等の整備を進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
〈まちづくり戦略〉 交通安全施設と交通環境の整備		交通安全施設・交通環境の整備促進				推進体制の構築 推進プログラムの策定 交通安全施設・交通環境の整備促進			

施策		②交通安全思想の普及徹底							
方針・目標		幼児から高齢者まで生涯にわたって、家庭、学校、地域、職場ぐるみで交通安全教育・対策が一貫して行われるよう関係機関、団体等相互の連携を強化します。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
幅広い層への交通安全教育の充実		事業の実施				実施・評価・改善			
交通安全運動等を通じた広報活動の充実		事業の実施				事業の実施			

施策		③交通安全に関する主体的活動の推進							
方針・目標		交通指導隊の協力により交通安全活動を積極的に展開し、また、危険箇所には交通安全指導員を配置し、安全確保を図ります。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
交通指導隊の活動強化		活動強化支援				活動強化支援			
交通安全指導員配置		配置・見直し				配置・見直し			

施 策		④被害者援護対策等							
方針・目標	交通事故により肉体的、精神的、経済的にも大きな被害を受けている被害者及び親族の支援を進め、交通災害見舞金制度の利用を促進します。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
交通事故被害者支援	町	事業の実施				事業の実施			
		-----▶				-----▶			

5. 消費者の保護

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

トラブルを未然に防止するための情報提供や啓発活動が行われ、消費者の知識や意識が向上しています。

また、広域的な相談体制も整備され、安心した生活が送れています。

〔基本目標〕

豊かで安心した生活が送れるよう、広域的な相談体制をもとに、消費実態と消費者トラブルに対応した多様な消費者保護対策を進めます。

〔現況と課題〕

- 高齢化社会となっている現在、消費生活や流通通信形態の多様化により、訪問販売や通信販売、インターネット販売等におけるトラブルが複雑・多様化し、増加の傾向にあります。
- 足柄上地区では、1市5町が共同して消費者相談業務を行っていますが、トラブル等を未然に防止するための消費者の知識や意識向上を促す情報提供や啓発活動をあんしんメール等により進めていく必要があります。より多くの人にどのように情報発信し、啓発を実施していくかが課題であり、老人会等の集会や学校教育の一環として行う等により、トラブルを未然に防ぐ取り組みが必要とされています。

〔基本目標指標〕

項 目	平成26年	平成30年目標
啓発活動（講習会・チラシ等配布）	年2回	年4回
講習会等の参加者数（松田町参加人数）	160人	200人

〔実行計画の内容〕

施 策		①啓発活動等の充実							
方針・目標	消費生活に関する情報の収集や提供の充実に取り組みます。 また、消費者保護のために講習会等を開催し、消費者の保護・指導を進めます。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
県・足柄上地区1市5町と連携した講習会の開催	関係機関 町	事業の実施 -----▶				事業の実施 -----▶			
あんしんメール・広報・パンフレット等による情報提供	町	事業の実施 -----▶				事業の実施 -----▶			

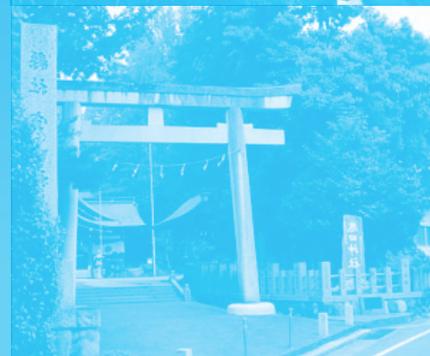
施 策		②相談体制の充実							
方針・目標	事業者と消費者との間に生じた苦情等に対し、適切かつ迅速な処理の斡旋に取り組むため、広域的な相談行政を進めます。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
足柄上地区1市5町と連携した広域的な相談体制の充実	関係機関 町	事業の実施 -----▶				事業の実施 -----▶			

第3章

元気と心かよう 安らぎを育む

健康

福祉



第3章 元気と心かよう安らぎを育む

健康

福祉

第1節 生き生きと暮らせるまちづくり

1. 健康づくりと地域医療

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

各年代における自らの健康は自ら守るという健康づくりの応援体制が整備され、町民の生き生きとした笑顔があふれています。

〔基本目標〕

町民がお互いに、健康な生活を意識し、自主的に健康維持、増進に努められる、人づくり、まちづくりを目指します。

健康増進計画・食育推進計画に基づき、町民のニーズを捉えた「参加したい」「やってみよう」という事業を展開し、広報周知等により、町民の「健康情報を読み解き、判断し、共有する力」が向上するよう支援し、町民が健康づくりや食育に取り組むきっかけをつくります。

町民が「参加してよかった」、「また参加したい」と思える健康づくり事業、食育推進事業を展開し、定期的に事業評価を行い、町民の満足度が高い事業の推進に努めます。

町民一人ひとりの健康づくりをサポートするだけでなく、気の合った仲間や地域で声をかけあって、健康づくりを続けられる環境づくりに取り組み、町民同士で健康づくりを推進できる体制づくりに努めます。

食育推進計画に基づき、栄養バランスのよい食事を毎日おいしく食べることを基本に、食事の大切さ、食材やその調理方法を学び、年代に合った「食べる力」を醸成します。町民同士で食育を推進できる体制づくりに努めます。

町民だれもがいつでも適正な医療を受けられるように関係医療機関と連携して地域医療体制を確立するとともに、救急医療体制の充実を図ります。

〔現況と課題〕

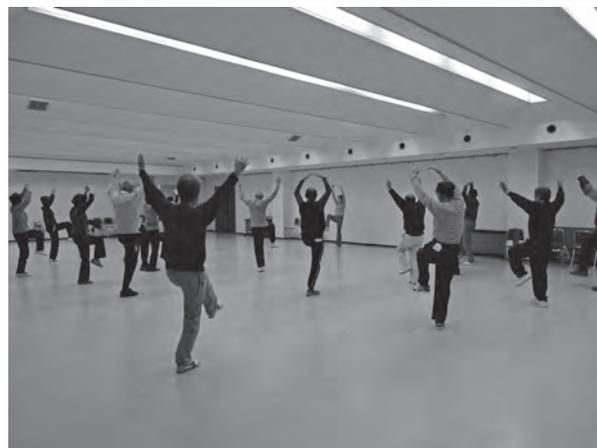
- 「健康増進計画・食育推進計画」を策定し、既存事業を見直しながら、段階を追って町民ニーズに対応した事業を展開しています。
- 各年代における自らの健康は自ら守るという健康づくりの応援体制の充実に努めています。
- 健康づくりの応援体制の充実と、町民ニーズに対応した健康づくり事業の充実・強化を図っていく必要があります。
- 急速な人口の高齢化が進行するなかで、生活習慣病予防や介護予防等への取り組みが重要な課題となってきました。高齢者の健康づくりには、介護予防との連携がより必要になります。健康福祉センターや寄中学校体育館での集団健診のほか、各種検診、高齢者向けの任意予防接種を実施していますが、受診率の向上と受診後の保健指導體制の強化、並びに感染症の予防啓発の必要も高まっています。

- 松田町には県立足柄上病院のほか9つの医院、6つの歯科医院がありますが、身近で質の高い医療が受けられる体制の充実を図る必要があります。
- 休日診療においては足柄上地区休日急患診療所にて、また、休日夜間救急診療においては広域圏で組織する病院群輪番制事業による輪番制で対応しています。歯科診療に関しては、足柄歯科医師会歯科保健センターにおいて、年末年始急患歯科診療を実施しています。
- 県立足柄上病院では、医師不足により、診療科によっては制限がありますが、地域医療センターとしての機能が付加され、基幹病院としての機能強化が図られています。

〔基本目標指標〕

項 目	平成26年	平成30年目標
がん検診の受診率の向上①	21.4%	25.7%
がん検診の受診率の向上②（男性のがん）	22.8%	27.4%
がん検診の受診率の向上③（女性のがん）	30.7%	37.0%

*「平成26年度」の項目には、まちづくりアクションプログラム策定時点の直近の実績である平成25年度実績を記載しています。



〔実行計画の内容〕

施 策		①母子保健対策							
方針・目標		各健診の充実を図り、妊娠中から乳幼児期まで一貫した保健サービスを提供します。 育児不安をもつ保護者等を支援し、安定した育児と子どもの健やかな成長を促すため、育児相談・健康相談・家庭訪問事業の充実を図ります。 また、思春期における育児体験教室等の母性育成支援等の事業を進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎重点〈まちづくり戦略〉 健康教育事業の実施		事業の参加啓発				事業の参加啓発			
健康診査の実施		受診率の向上				受診率の向上			
育児相談の充実		相談事業の推進				相談事業の推進			
未熟児、乳児訪問等の訪問指導事業の強化		訪問指導事業推進				訪問指導事業推進			
乳児家庭全戸訪問事業の推進		訪問事業の推進				訪問事業の推進			
養育支援家庭訪問事業の推進		訪問事業の推進 虐待予防の推進				訪問事業の推進 虐待予防の推進			

施 策		②成人保健対策							
方針・目標		生涯にわたって健康を保持するため、特定健康診査（*）、がん検診等 疾病予防対策の推進を図ります。 健診後の健康教育事業や健康相談事業を通して、自分自身で健康づくり ができるよう個人のニーズやライフスタイルに合わせたプランニング を支援する生活習慣改善指導を進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
〈まちづくり戦略〉 特定健康診査（*）・高齢者 健康診査・保健指導の実施		受診率の向上				受診率の向上			
〈まちづくり戦略〉 がん検診の実施		受診率の向上				受診率の向上			
各種健康教育・ 健康相談の実施		事業の参加啓発				事業の参加啓発			

*特定健康診査：メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の要因となっている生活習慣を改善させ、高血圧や高脂血症、糖尿病等の有病者・予備群を減少させることを目的とした検診

施 策		③感染症対策事業							
方針・目標		感染症による患者の発生や死亡者の大幅な減少をもたらす予防接種事業を推進するため、知識の普及啓発に取り組むとともに、接種機会を安定的に確保し、町民の健康を保持します。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎重点〈まちづくり戦略〉 各種予防接種事業の啓発推進		啓発の推進				啓発の推進			
〈まちづくり戦略〉 新型インフルエンザ対策の啓発推進		啓発の推進 行動計画策定				啓発の推進			

施 策		④健康づくり組織の育成・支援							
方針・目標		地域の健康づくりを担う健康づくり普及員の育成に取り組むとともに、食生活改善推進員の養成と支援を進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
食生活改善推進団体への支援		事業の推進				事業の推進			
健康づくり普及員の育成		事業の推進				事業の推進			

施 策		⑤医療体制の充実と連携							
方針・目標		だれもが必要なときに適切な情報を得て、適正な医療が受けられるよう、地区医師会等と連携し、地域医療体制の整備・充実に取り組めます。また、医師会の協力のもと、病院群輪番制病院による第二次救急医療体制を継続し、救急の診療体制の充実に取り組めます。さらに災害時に備え、医師会・歯科医師会・社会福祉協議会・民生委員 児童委員協議会等の関係団体と連携を図り、今後の方針決定の参考とする会議を開催します。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
医療関係機関との連携強化		連携強化				連携強化			
休日急患診療所等の救急医療体制の充実		医療体制の推進				医療体制の推進			
		歯科医療体制の推進				歯科医療体制の推進			
災害時医療のための連携強化		連携強化				連携強化			

施 策		⑥医療体制の整備							
方針・目標		国民健康保険診療所の医療機器の計画的な更新や施設整備を進め、地域医療に即した適正な治療を行います。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
国保診療所の医療機器の計画的な更新		施設整備の推進				医療機器の更新			

施 策		⑦健康増進計画と健康づくりプログラムの整備							
方針・目標		町民の健康づくりの指標とするため、平成26年度に策定した健康増進法に基づく健康増進計画を踏まえた健康づくり事業を展開していきます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎重点〈まちづくり戦略〉 健康増進計画に基づく健康づくり事業の展開		アンケート実施				事業の実施・推進			



2. 地域福祉

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

住み慣れた地域でだれもが人生の最後まで自分らしく暮らせるよう「21世紀まつだ型コミュニティの再生」に向けて、協働できる地域づくりが進められています。

〔基本目標〕

地域で日常的に交流できる居場所づくり・町民同士のささえあい活動を推進します。

ふれあい相談員（地域福祉コーディネーター）、民生委員・児童委員等、地域福祉の担い手と連携を進め、子どもから高齢者までだれもが安心して住み続けられる地域づくりを推進します。

地域包括支援センター等を中心とした、地域課題の発見・把握と解決に向けた地域包括ケア体制の整備を推進します。

地域福祉を支える人たちとのネットワークづくりと協働の推進に努め、地域住民の主体的な活動を支える公的支援を推進します。

〔現況と課題〕

- 少子・高齢社会が進行し、核家族化と一人暮らしの高齢者世帯の増加により、近所づきあいや地域での世代間交流が薄れていく傾向があり、地域における身近な交流の場が求められています。そのため、子どもからお年寄りまで、地域のだれもが参加できるふれあいや交流を通して地域住民間のつきあいを深め、地域コミュニティの強化に努めます。
- ボランティア活動への意欲、ニーズは性別、年代等でそれぞれ分野が異なることから、活動のPRと活動内容の拡充が求められていますため、気軽に地域活動やボランティア活動等に参加できる体制の構築、人材育成を図るとともに各種団体の支援に取り組みます。
- 要介護高齢者や障害者をはじめとした支援を必要とする人が増加傾向にあり、介護者の高齢化も進行していることから、総合的な相談・支援体制の整備が必要とされています。そのため、各種福祉サービスの効果的な利用に向けた相談支援と課題解決に向けた包括的な支援体制づくりを進めます。
- 要介護高齢者や障害者をはじめとした支援を必要とする人が増加傾向にあり、介護者の高齢化も進んでいることから、支援を必要とする人への支援体制の充実が求められています。また、地域における防災への関心が高まっています。そのため、災害時や防犯、孤立防止に備え、地域福祉ネットワークを構築することにより、子どもから高齢者までだれもが安心して住み続けられるよう「地域ぐるみ」のささえあい活動を推進します。

〔基本目標指標〕

項 目	平成26年	平成30年目標
ふれあい相談員の配置	6人	6人
地域の茶の間の活動数	17箇所	20箇所

〔実行計画の内容〕

施 策		①町民主体の地域づくり								
方針・目標		住みよい地域にするため、地域住民自らが参加し、お互いに協力し、支え合うまちづくりをふれあい相談員や社会福祉協議会等と協働して支援します。また、地域を基本とするふれあい相談員の育成と配置を進めます。 そして、だれもが家庭や住み慣れた地域のなかで、その人らしい安心した生活がおくれる地域福祉の実現を目指し、平成26年度に改定した松田町ふれあい計画に基づき、地域主体の「たすけあい」「ささえあい」の体制づくりを進めます。								
取 組 み	実施主体	旧プログラム				新プログラム				
		23	24	25	26	27	28	29	30	
ふれあい相談員の育成・配置	社会福祉協議会 町	相談員の育成・配置				相談員の育成・配置				
地域の茶の間活動の推進、場づくり	町民 町	活動推進・場づくり				活動推進・場づくり				
◎重点〈まちづくり戦略〉 地域主体の「たすけあい」「ささえあい」の体制づくり	町民	一次計画の推進				改訂	二次計画の推進			



3. 社会保障

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

「元気あふれ心かよう 長寿を喜ぶまち」を目指し、社会保障が充実し、町民が住み慣れた地域で生涯を通じて健康で安定した生活を送っています。

〔基本目標〕

住み慣れた地域で、人としての尊厳の保持と生きていくために必要な社会保障が提供できる体制整備に努めます。わが国の社会保障制度の根幹をなす国民健康保険の充実を国に対して要請していくとともに、不必要な医療費の支出の抑制や収納率の向上を図り、町民が安心して医療を受けることができるよう、その適正な運用を進めます。

介護や支援が必要な方に対して、適切なサービスが提供できるよう介護保険制度の適正な運用を図るとともに、介護予防事業の充実を図り、要介護認定者の増加の抑制に努めます。

また、介護サービス利用者が安心してサービス利用できる体制づくりを進めます。

〔現況と課題〕

- 急速な高齢化や生活習慣病の増加、高度医療技術の進歩等により医療費は年々増加してきている一方で、高齢者や低所得者の高い加入率や保険税の収納率の伸び悩み等から、国保制度の安定と健全な運営に向けた対応を検討していく必要があります。また、国民健康保険の広域化等、新しい医療制度に問題なく対応していく必要があります。
- 創設された後期高齢者医療制度においては、制度として定着してきたものの、今後も持続可能で安定した医療制度としていくため、時代に応じた改善をしていく必要があります。
- 高齢化率が29%を超え、要介護・要支援認定者の増加に伴い介護給付費・介護予防給付費の増大が見込まれており、介護保険財政の安定した運営に努めていく必要があります。併せて、介護保険サービスの量と質の適正な確保をしていく必要もあります。
- 要介護認定者の35%は、要支援1・2、要介護1レベルと比較的軽度の方が占めており、こうした人を重症化させない介護予防事業の充実が望まれています。
- 要介護認定者以外の高齢者の介護予防を重視していくとともに、地域包括支援センターにおける相談機能等を充実させ、介護予防事業、介護予防ケアマネジメント等を包括的に展開し、小さい町ならではの目のいき届くサービスの提供を進めていく必要があります。
- 高齢者一人ひとりのニーズが多様化してきており、適正な情報提供をしていくとともに、多様なニーズに対応していくために、足柄上病院や町内医療機関、介護保険サービス事業所、小田原保健福祉事務所足柄上センター、社会福祉協議会、NPO法人、自治会等と連携を図り、利用者本位の途切れのないサービス提供・支援を進めていく必要があります。

〔基本目標指標〕

項 目	平成26年	平成30年目標
介護を必要としない高齢者の割合 (65歳以上で要介護認定を受けていない人の割合)	85.8% (H27.2.28現在)	89%

〔実行計画の内容〕

施 策		①介護保険サービスの充実							
方針・目標	介護が必要なときに希望するサービスの提供と、保険料の増加抑制を踏まえ、サービス量を適切に見込む介護保険事業計画を3年ごとに改定し、介護保険事業を推進するとともに、介護保険事業特別会計の健全な運用を図ります。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
介護保険事業計画の策定・推進	町	策定 推進	推進	策定	推進	策定	推進	策定	推進
介護保険料の収納率の向上	町	収納対策の推進				収納対策の推進			

施 策		②介護サービスの適正な提供と利用体制づくり							
方針・目標	介護保険利用者のニーズに応じたサービスの量と質の確保のため、定期的に事業所指導を行います。また、サービスの適正な利用を促す個別通知等の適正化事業を実施します。 また、介護保険サービス利用者が安心してサービスを利用できるよう、利用者の立場にたった相談事業を推進します。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
事業者指導	関係機関	事業の実施・評価・見直し				事業の推進			
介護給付適正化事業	町	事業の実施・評価・見直し				事業の推進			
介護相談員事業	町	事業の実施・評価・見直し				事業の推進			

施 策		③地域包括支援センター機能の強化							
方針・目標		要介護状態にならないよう介護予防事業を進めるとともに、介護が必要になっても重症化を防ぎ、また介護に伴う様々な相談を受け調整を図る地域包括支援センター機能強化を進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎重点〈まちづくり戦略〉 地域包括支援センターの機能強化と高齢者向け相談の充実	町	事業の推進				事業の推進			
地域包括支援センター業務の現状分析と関係機関との連携調整	町	事業の評価・見直し				事業の推進			
◎重点〈まちづくり戦略〉 地域支援事業の充実	町	事業の実施・評価・見直し				事業の推進			

施 策		④国民健康保険の充実							
方針・目標		国民健康保険財政の健全化を図るため、保険税の適切な賦課・徴収に取り組むとともに、レセプト点検の充実等、適正な医療費の支出に取り組めます。 広報等による啓発活動や健康づくり活動を進め、健康についての自己管理意識の高揚を進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
保険税の見直し	町	見直し				見直し			
医療費支出の適正化	町	事業の評価・見直し				事業の評価・見直し			
制度改正の準備	町	事業の評価・見直し				県単位の運営に向けての準備			
健康づくり活動の推進	町	受診率の向上、事業の啓発				受診率の向上、事業の啓発			

第2節 多様な福祉サービスの提供

1. 児童福祉

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

急速に進行する少子化、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、就労環境の変化等、厳しさを増す子育てをめぐる環境の変化を認識し、すべての子どもたちが笑顔で成長できるように必要とされる子育て支援施策の充実が、地域、行政、関連する専門機関等、あらゆる主体が連携して支え合っています。その結果、松田町で成長した子どもたちが、将来、この町で子育てをしたいと思えるような町づくりが実現されています。

〔基本目標〕

平成27年度から5年間を計画期間とする、松田町子ども子育て支援事業計画に基づき次のとおり設定します。

【基本理念】次世代育成支援行動計画（後期）を踏襲し、緑と清流の生き生き・まつだが育む「さわやか 笑顔の 子どもたち」

- 【基本目標】
1. 母と子のいのちと健康を守る
 2. 子どもの豊かな個性と生きる力を育む
 3. 多様な子育て支援サービスを展開する
 4. すべての子どもの育ちを支える環境の整備

〔現況と課題〕

平成25年度に子育て世帯向けに実施したニーズ調査結果を基に次のとおり整理します。

1. 松田町の人口動態等

町の総人口は、平成23年度に微増後、減少傾向にあり、今後も減少が推測され、就学前児童は平成26年度の412人から平成31年度には362人との推計になります。一方で国勢調査の結果によりますと、女性の就労率は平成12年度と比べ平成22年度では上昇しており、特に出産・育児期の30代で落ち込む傾向の解消が顕著となっています。なお、出生の動向としましては、出生率が5.9であった平成22年度以降、ほぼ横這いとなっていますが、合計特殊出生率は1.17と増加傾向にあるものの、いずれも国や県の水準を下回っており、改善することが求められています。未婚率が、国・県の水準を上回っており、晩婚化が著しくなっています。

2. 子育て支援事業等

- ・ 保育所については、平成25年度に定員60人として設立した松田さくら保育園が、町内の保育潜在ニーズを掘り起こす結果となり、定員を上回る入所状況が継続しています。施設が手狭となったため、平成26年度中に定員を30人増員するための大規模改修工事を実施し、平成27年度からは定員を90人とします。なお、入所希望状況によっては、更なる定員増や小規模保育所等の整備についても検討します。
- ・ 幼稚園については、平成24年度中の施設統合により、松田幼稚園での保育が開始され円滑な運営がされていますが、一方でニーズ調査結果からは延長保育（一時預かり保育）に係る希望が非常に大きなものとなっています。
- ・ 学童保育については、平成26年度、松田学童保育室で定員を超えて入室させながらも待機児童が発生し、寄学童保育室では15人の入室と近年にない登録児童数となっています。今後は、保育所入所児童の増から、入室希望者数の増が推測され、より一層の施設拡充等が求められます。

- ・子育て支援センター及びファミリーサポート事業については、実績のある社会福祉法人への委託により実施していますが、豊富で専門的な知見や活発な事業展開によって、来所者数の大幅な増加（5788人）や、会員数の増加（315人）という状況となっています。しかしながら、ニーズ調査結果によれば、来所希望はこの倍に当たる数値となっており、施設の拡充が求められています。
- ・小児医療費の助成については、平成23年10月から中学生まで対象を拡大し、扶助費は概ね4,000万円となりましたが、ニーズ調査結果では継続希望の声が寄せられています。

〔基本目標指標〕

項 目	平成26年	平成30年目標
保育所 入所児童数4月（箇所数）	117人（1）	97人（1）
幼稚園 入園児童数4月	143人	135人
学童保育 数	2箇所	3箇所
子育て支援センター 数	1箇所	2箇所
病児・病後児保育 施設数	—	1箇所



〔実行計画の内容〕

施 策		①地域における子育ての支援							
方針・目標	次代を担う子どもたちが、地域のなかで、健やかに生まれ育つことができるよう支援し、総合的な子育て支援サービスの充実を図ります。また、学童保育の推進として、施設の整備を進めます。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎重点〈まちづくり戦略〉 子育て支援センターやファミリー・サポートセンター事業の充実	町	事業の啓発・推進				事業の啓発・推進			
						整備拡大			
学童保育の推進	町	学童保育の推進				学童保育の推進			
						整備拡大			

施 策		②保育サービスの充実							
方針・目標	利用者の生活実態や多様化するニーズを踏まえ、保育施設の整備やサービスの充実を図ります。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎重点〈まちづくり戦略〉 保育施設の整備・推進	関係団体 町	検討	整備		整備	施設整備の検討			
延長保育や乳児保育の充実	関係団体 町	保育の実施				保育の実施			



施 策		③経済的な支援の充実							
方針・目標		子どもを持ちたいという親の願いを十分かなえられるように、子育て家庭に対する経済的支援を進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
〈まちづくり戦略〉 小児医療費の助成・支援対象の検討	県町	支援対象の検討				支援対象の検討			
		事業の推進				事業の推進			
〈まちづくり戦略〉 児童手当の支給	国 県 町	事業の推進				事業の推進			
ひとり親家庭等の医療費助成	県 町	事業の推進				事業の推進			
◎重点 〈まちづくり戦略〉 子育て世帯支援事業	町	検討 準備				事業の実施・見直し			

施 策		④児童虐待防止対策の推進							
方針・目標		育児放棄を含む児童虐待の発生防止と早期発見に取り組み、関係機関と連携し善後策について検討し、指導解決に取り組みます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
要保護児童地域対策協議会の開催	関係団体 町	事業の評価・見直し				事業の評価・見直し			
児童家庭相談援助活動の推進	町	事業の推進				事業の推進			



2. 高齢者福祉

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

「元気あふれ心かよう 長寿を喜ぶまち」を目指し、地域住民と行政との協働・連携・共生による福祉社会の実現に向けた取り組みを積極的に推進します。

生涯にわたる健康づくりをし、要介護状態にならないように介護予防施策を充実し、高齢者の尊厳を保持し、元気に生きがいをもって生活できる地域を実現します。

〔基本目標〕

超高齢社会を迎え、介護を必要とする要介護認定者だけではなく、高齢者一人ひとりのニーズに対応した支援を進めます。

また、身体機能や心の健康を維持するための施策の実施や、ともに生き、ともに支えあう地域づくりに取り組みます。

- (1) 高齢者が地域において安心して日常生活を営むことができるようにするために保健・医療・福祉の連携を図るとともに、地域包括支援センターを中心に包括的なサービス提供ができる地域包括ケア体制の整備を推進します。
- (2) 生涯にわたる健康づくりを推進し、寝たきりや要支援・要介護状態にならないように介護予防の充実を図ります。介護予防サポーターを養成し、地域における支援体制を構築します。
- (3) 高齢者がいつまでも元気に暮らしていくための生きがいづくりと社会参加できる体制整備を図ります。さらに、豊富な知識や経験を持つ高齢者等が地域コミュニティネットワークへ主体的な参画できる体制整備を行います。
- (4) 認知症ケアパスを作成する等認知症高齢者に対する支援体制を整備します。
- (5) 高齢者虐待の防止及びその早期発見を含む権利擁護のため、地域におけるネットワークづくり等、支援体制を整備します。また、成年後見制度等の様々な情報提供や普及啓発を行います。
- (6) ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等への、見守り・声かけ活動の展開、緊急時・災害時の避難支援体制整備を図ります。

〔現況と課題〕

- 高齢化率が29%を超え、要介護認定者の増加や高齢者の単身世帯、高齢者世帯が増加し、老々介護や認知症の増加等、高齢者を取り巻く状況は、刻々と変化しています。住み慣れた地域で、ともに生き、ともに支えあう仕組みづくりや、要介護状態にならないよう支援する施策や認知症高齢者への支援対策にさらに踏み込んで取り組む必要があります。高齢者が地域において安心して日常生活を営むことができるようにするために、保健から医療、基幹病院である足柄上病院を中心に医療から介護への連携を図り、地域包括支援センターを中心に包括的なサービス提供ができる地域包括ケア体制の整備を図る必要性があります。
- 高齢者の加齢に伴う身体状況に併せた、屋内外を問わない、安全を確保する施策に取り組む必要があります。
- 高齢者の単身世帯や高齢者世帯等では、身近な支援者がいないことから、漠然とした不安を抱えて生活している状況も伺え、地域包括支援センター等の相談窓口の機能強化を図り、地域住民によるささえあい等の互助機能の充実を図る必要があります。
- 生活様式や町民ニーズが多様化してきており、生涯現役を目指し、生活の質を維持できるよう一人ひとりのニーズに対応した支援を進めていく必要があります。

〔基本目標指標〕

項目	平成26年	平成30年目標
介護予防サポーター数	25人	50人
生活支援サポーター数	22人	35人

〔実行計画の内容〕

施策		①高齢者福祉の充実							
方針・目標	要介護状態にならないための施策や高齢・虚弱化に伴い、必要となる日常生活の支援の取り組み等、介護保険以外の高齢者福祉サービスの指針となる高齢者福祉計画の改定を3年ごとに行い事業評価を行うとともに、高齢者福祉の充実を進めます。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
高齢者福祉計画策定・推進	町	策定 →			策定 →			策定 →	
		事業推進				事業推進			

施策		②認知症高齢者支援対策							
方針・目標	<p>認知症に対する知識の普及を進め、地域で暮らす認知症の方やその家族が、安心して暮らし続けることができるよう認知症サポーター養成事業を実施します。</p> <p>認知症で判断能力が乏しくなり、日常生活や金銭管理が不十分な高齢者を支援します。</p> <p>認知症初期集中ケア体制整備を進め、地域包括支援センターに認知症地域支援員を配置し、支援体制を整えます。</p>								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
認知症初期集中ケアの体制整備と推進	町	やすらぎデイサービス事業終了 →				事業の推進 →			
〈まちづくり戦略〉 認知症サポーター養成事業	町	事業の実施・評価・見直し →				事業の推進 →			
高齢者虐待防止普及啓発事業	町	事業の実施・評価・見直し →				事業の推進 →			
成年後見制度利用支援事業	町	事業の実施・評価・見直し →				事業の推進 →			
総合相談・支援	町	事業の実施・評価・見直し →				事業の推進 →			
介護家族支援	町	事業の実施・評価・見直し →				事業の推進 →			

施 策		③保健・福祉サービスの充実							
方針・目標		加齢に伴い低下する身体機能の維持を図るため、介護予防事業を町民主体で実施できるよう支援するとともに、支援が必要な高齢者に対して介護サービス以外の生活支援サービスの充実を図ります。また、関係機関と連携し、短時間援助（買い物、電球の取り換え、ごみ出し等）事業の体制整備を進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎重点〈まちづくり戦略〉 高齢者生活支援等サービスの充実と生活支援サポーターの養成		見直し 養成				事業の推進			
〈まちづくり戦略〉 地域を単位とする自主的介護予防活動への支援と介護予防サポーターの養成		実施・見直し 養成				事業の推進			

施 策		④生きがい対策事業							
方針・目標		高齢者が長年培った知識や経験を、子どもたちに伝え引き継いでいく世代間交流事業の実施や、仲間同士のささえあい、空いた時間を有効活用するための活動等を支援します。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
老人クラブ活動等自主活動への支援		事業の推進				事業の推進			

施 策		⑤在宅医療、介護との連携の推進							
方針・目標		在宅医療の推進として基幹病院等とのネットワーク化を図る。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
在宅医療ネットワーク推進事業		推進会議 立上げ				事業の推進			

施 策		⑥介護保険・高齢者福祉サービスの充実							
方針・目標		松田町の特性を活かした高齢者福祉に特化したサービス事業所の誘致を行う。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
介護保険・高齢者福祉サービスの充実		調整				開設支援			

3. 障害者福祉

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

障害児・障害者が社会の一員として、自分らしく自立した生活を送ることのできる地域社会が形成されています。

〔基本目標〕

障害のある人ない人に関わらず、だれもが社会の一員として地域のなかで、普通に生活できる社会に障害児・障害者、地域住民が共生し、町とともにつくる、共生・協働する社会の実現を目指します。

〔現況と課題〕

障害のある人の自己決定によるその人らしい自立と社会参画を目指し、「ノーマライゼーション」と「ソーシャルインクルージョン」を推進する必要があります。

平成25年4月に「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に変わり、障害者の範囲の拡充（難病の追加）、障害程度区分の創設、サービスの拡充等の施策を推進しています。新たな法制度の下、町は実施主体として、障害者が障害福祉サービスを利用しながら自立した日常生活が営むことができるよう、それぞれの障害に見合った支援内容のあり方、方法等を検討し、適切なサービス提供に努める必要があります。

ユニバーサルデザインのまちづくりを目指し、各種施設のさらなるバリアフリー化が必要です。また、避難場所の確保や災害マニュアルの作成、緊急時連絡体制を整備する等、緊急時に速やかに対応できる体制づくりが求められます。

障害に対する相互理解の促進のためのPR活動や交流の推進を図り、障害のある人・ない人への各種情報の提供と交流の促進を図る必要性があります。

障害のある子どもへの支援として、乳幼児期の療育相談や就園・就学相談、学童期の相談体制等について充実を図り、障害のある子どもの健やかな成長を促すために、広域圏で児童発達支援センターを整備するとともに、民間保育所や保健師等の関係機関との連携を深め、適切な教育・療育が行える体制づくりを促進する必要があります。

障害者の生活拠点の地域移行支援とともに、障害者の職業的自立を促進するため、関係機関等との連携を強化し、地域における就労への支援を充実させる等、障害者の社会参加を促進に努める必要があります。

〔基本目標指標〕

項 目	平成26年	平成30年目標
障害児・障害者計画相談支援利用率	67.86% (H27.3.31現在)	100%
県西圏域内の児童発達支援センター	1カ所	2カ所

〔実行計画の内容〕

施 策		①相談・支援事業の充実							
方針・目標	障害のある子ども・療育を必要とする子どもへの支援を図るため、足柄上地域～県西地域を圏域とした民設民営による児童発達支援センターの開設に向け、支援します。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
障害の早期発見・早期療育の充実	事業者 近隣市町 町	訓練会见直し -----▶				広域調整 -----▶ 開設 -----▶			

施 策		②福祉サービスの充実							
方針・目標	障害児・障害者が在宅で生活できるように、サービスを推進するとともに医療や補装具の費用についても支援します。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
重度障害者の医療費助成	県 町	事業の見直し -----▶				事業の推進 -----▶			
障害者総合支援法によるサービスの推進	県 町	事業の見直し -----▶				事業の推進 -----▶			

施 策		③自立への社会環境づくり							
方針・目標	障害児・障害者の雇用や就労の場所を確保するため、関係機関と協力して、支援に取り組みます。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
障害者の社会参加支援の促進	関係機関 町	事業の推進 -----▶				事業の推進 -----▶			
		法人化 法人への支援 -----▶				-----▶			

施策	④障害者計画・障害福祉計画の改定・推進									
方針・目標	町が提供する障害福祉サービスの適切な運用のため、受給者のニーズを踏まえた計画を策定します。									
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム				
		23	24	25	26	27	28	29	30	
第2次障害者計画・第3期障害福祉計画(A1)の改定・推進	町	改定(A1)				推進(A1)				
第4期障害福祉計画(B1)の改定(26年度)推進(27～29年度)		改定(B1)				推進(B1)				
第3次障害者計画(A2)・第5期障害福祉計画(B2)の改定・推進(29年度)						改定(A2・B2) 推進(A2・B2)				



第4章

未来をひらく 人と文化を育む

教育

文化



第4章 未来をひらく 人と文化を育む

教育

文化

第1節 次代を担う人づくり

1. 幼児教育と学校教育

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

幼稚園・小学校・中学校が教育方針を共有し、一人一人の発達と個性に応じた教育が実践されることにより、自立心と社会性に富む人材が育成されています。

〔基本目標〕

「生きる力」を育成する教育を推進するため、幼稚園、小・中学校の学びの連続性を捉えた教育を実践するとともに、家庭・地域との連携を強化し、「開かれた学校」を構築することにより、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体をあわせ持った子どもを育みます。

〔現況と課題〕

- 幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を踏まえた円滑な教育実践に向けた取り組みの充実を継続して進める必要があります。
- 平成27年度から実施の「子ども・子育て支援新制度」や、保育の動向、少子化等を踏まえ、幼稚園、小・中学校のあり方、適正規模・配置について検討し、子育て支援の充実を図る必要があります。
- 国の第2期教育振興基本計画の基本的方向性に「社会を生き抜く力の養成」「未来への飛躍を実現する人材の養成」が掲げられています。松田町学校教育プランにおいても「生きる力の育成」を基本方針として掲げ、今後も幼稚園、小・中学校が連携して、児童・生徒の各段階に応じた発達や必要・要求に応じた継続的な教育を実施していく必要があります。また、確かな学力の定着のためには児童生徒の意欲を醸成することが最も大切であり、各学校においては教育環境の充実、教職員の資質向上による指導力の向上に努めるとともに、家庭教育に向けた意識啓発等創意工夫が図れるよう取り組んでいく必要があります。
- 学校施設・設備の整備を計画的に取り組む必要があります。特に築41年が経過した松田小学校については、平成11年度に耐震補強等の大規模改造工事を行う等、教育環境の充実に努めてきましたが、老朽化が著しいため、整備に向けた計画づくりを進めていく必要があります。また、松田小学校以外の施設についても老朽化が進んでいるため、計画的に整備を実施し、順次、教育環境の充実を図ることが必要です。さらに、学校施設・設備の整備に向け、教育施設整備基金の積立を継続していく必要があります。
- 寄地区学校のあり方検討委員会から平成25年3月に「幼稚園、小・中学校を今後とも存続することが望ましい」との答申を受けましたが、少子化の進展や、児童・生徒、保護者の意向を尊重し、今後、寄地区の学校のあり方を教育的観点から検討する必要があります。また、松田地区の学校についても、適正な規模・配置であるか調査を進めるとともに、小中一貫教育を視野に入れる等、学校のあり方と並行して整備に向けた計画づくりを進める必要があります。
- 学校におけるICT教育の推進を図るため、小・中学校のLAN整備工事や、小学校の一部の学年でタブレット端末の導入等ICT機器の整備をしています。また、ICT支援員の派遣による教員への指導や研修等を実施し、教育の質を高め、児童・生徒の情報活用能力の育成に努め、一人一人の確かな学力を育てています。国の第2期教育振興基本計画の基本的方向性においても「社会を生

「き抜く力の養成」の取組例として「ICT活用等による協働型・双方向型学習の推進」が掲げられており、松田町学校教育プランにおいても各教科等学習場面でICT活用を掲げています。このような取り組みから今後も教育の情報化を推進するとともに、児童生徒の学習環境の充実のため、継続して情報教育を推進していく必要があります。

〔基本目標指標〕

項 目	平成26年	平成30年目標
子どもたちの学校に対する満足度	90%	90%
保護者の教育方針に対する理解度	80%	85%
ICT教育の充実度（整備率）	10%	90%



〔実行計画の内容〕

施 策		①時代に対応した教育のあり方の検討							
方針・目標		新たな時代に対応するため、町内幼稚園、小・中学校のあり方、適正規模・配置について検討を進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎重点〈まちづくり戦略〉 教育のあり方の検討	町民 町	寄地区の学校のあり方の検討 -----▶				寄地区の学校のあり方方針決定 -----▶ 松田地区の学校のあり方の検討 -----▶			

施 策		②教育環境の整備							
方針・目標		学校施設・設備の計画的な整備を進めるほか、教科指導方法や教科内容の高度化に対応するため、教材・教具・備品の充実に取り組みます。また、松田小学校の整備に向けた計画づくりを進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎重点〈まちづくり戦略〉 学校施設整備事業	町	施設・設備の整備 -----▶				施設・設備の整備 -----▶ 計画づくり -----▶			
〈まちづくり戦略〉 松田小学校整備事業	町	基金積立 -----▶				基金積立 -----▶ 方向性を定める -----▶ 計画づくり -----▶			
教科用指導書・教材・備品・ 園バス購入事業	町	教材・備品購入 -----▶ 園バス購入(松田) -----▶				教材・備品購入 -----▶ 園バス購入(寄) 園バス購入(松田) -----▶			

施 策		③連携教育の推進							
方針・目標		幼保、小・中学校の連携教育を図るため校種を超えた運動会・文化活動発表会・体育指導・給食・職場体験等や職員相互間の交流授業を実施することにより、子どもたちに対して継続した指導・支援を進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
幼保・小・中教育推進会議・連絡会の開催	町	連携・教育・指導				実践計画の策定			
〈まちづくり戦略〉 幼児・児童・生徒、教員相互間の交流事業の実施	町	交流事業の実施				交流事業の実施			

施 策		④情報教育の充実							
方針・目標		学校 ICT 事業により導入した ICT 機器（電子黒板、パソコン等）を活用し、児童生徒の学習環境の充実を図ります。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎重点 〈まちづくり戦略〉 学校ICT環境整備事業	町	PCの購入・リース				職員研修支援員配置			
						LAN環境整備			
						ICT機器環境整備			
						タブレット端末の整備			
						タブレット端末を1人1台所有(5年生以上)			

施 策		⑤安全・安心な学校づくり							
方針・目標		学校警備員による子どもの安全確保の充実、強化をさらに進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
学校警備員配置事業	町	幼・小・中への警備員配置				幼・小・中への警備員配置			

施 策		⑥多様なニーズに対応する教育の推進							
方針・目標		子どもたちの個々のニーズに対応するため、特別支援教育の充実や学習支援者介助員の配置等、きめ細かな支援体制を構築します。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
〈まちづくり戦略〉 学習支援・介助員配置事業		学習支援・介助員の配置				学習支援・介助員の配置			
心の相談員配置事業		心の相談員の配置				心の相談員の配置			

施 策		⑦食育の推進							
方針・目標		学校給食や食育のあり方、地域と連携した「地産地消」を進めるため、学校給食研究会を開催し、子どもたちの健やかな心や体の育成に取り組みます。また、小・中学校への給食費助成を実施することにより、保護者の負担軽減を図ります。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
食育・学校給食研究会の開催		食育・地産地消の推進				食育・地産地消の推進			
〈まちづくり戦略〉 給食費保護者負担軽減措置補助金		補助金の交付・推進				補助金の交付・推進			

施 策		⑧英語教育の充実							
方針・目標		外国人英語指導助手(ELT)による発達段階に応じた英語指導を行うことにより、園児・児童・生徒の英語教育の充実強化を進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎重点 〈まちづくり戦略〉 英語教育の充実		英語指導の推進				英語指導の推進			

施 策		⑨郷土文化を活用した教育の推進							
方針・目標		小・中学校における総合学習を活用し、松田町大名行列等の民族芸能の伝承教室を開催することにより、郷土文化への理解と伝承を図ります。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
民俗芸能伝承教室の開催		伝承教室の開催				伝承教室の開催			

施 策		⑩給食施設の整備							
方針・目標	小・中学校、幼稚園の給食施設の適正規模・配置について検討し、方向性を定めます。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
給食施設の集約化等の検討	町	あり方の検討							

施 策		⑪幼児教育の推進							
方針・目標	子育て支援及び保護者の就労に関する希望に応えるため、預かり保育を実施します。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
預かり保育の実施	町	ニーズ調査							

2. 青少年健全育成

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

青少年を取り巻く環境が著しく変化するなか、青少年が心豊かにたくましく育ち、地域社会への参加や多様な体験をする機会の提供を実現しています。

〔基本目標〕

家庭や地域の重要性を認識し、学校・家庭・地域・町が一体となって青少年の健全な育成に努めることで青少年が心身ともに健全に育つ社会環境づくりを進めます。

〔現況と課題〕

- 青少年を取り巻く環境は、少子化・核家族化・高度情報化等社会環境の急激な変化に伴い、有害な情報の氾濫等青少年の成長過程に様々な形で影響を与えています。
- 青少年が社会のなかで、自分の生きる方向を主体的に考えられるよう、家庭・学校・地域・町が一体となって青少年の健全育成を進めていくための事業を推進し、育成組織の充実・強化を図っていくことが重要な課題となっています。
- 青少年の健全育成を推進する青少年指導員・子ども会等の役員等の確保も困難な状態となっており、担い手の育成を図ることが必要となっています。

〔基本目標指標〕

項 目	平成26年	平成30年目標
ジュニアキャンプ教室における対象児童の参加率	31.8% (55人/173人)	41.7% (50/120人)
ジュニアリーダースクールにおける対象児童の参加率	12.7% (22/173人)	33.3% (40/120人)
青少年指導員数	15人	20人



〔実行計画の内容〕

施 策		①青少年団体の育成							
方針・目標	青少年の健全育成を促すため、PTA 連絡会、子ども会、青少年指導員、少年少女スポーツ団体活動の支援を進めます。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
青少年指導員の育成	関係機関 町	組織の育成・支援・連携 -----▶				組織の育成・支援・連携 -----▶			
青少年指導者講習会の開催	関係機関 町	組織の育成・支援 -----▶				組織の育成・支援 -----▶			

施 策		②総合的な学習活動の場の充実							
方針・目標	青少年を対象とした事業への積極的な参加を促していくとともに、事業の総合的な充実を図ります。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
ジュニアキャンプ教室の開催	関係機関 町	事業の推進 -----▶				事業の推進 -----▶			
ジュニアリーダースクールの開催	関係機関 町	事業の推進 -----▶				事業の推進 -----▶			
広域連携中学生洋上体験研修	町	事業の推進 -----▶				事業の推進 -----▶			
1市4町交流キャンプの開催	町	事業の推進 -----▶				事業の推進 -----▶			

施 策		③家庭・学校・地域の連携の推進							
方針・目標	学校・家庭・地域が一体となり連携を図りながら青少年の健全な育成に取り組みます。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
青少年の犯罪予防の強化	町民 関係機関 町	事業の推進 -----▶				事業の推進 -----▶			

第2節 いつでも、だれもが学べる環境づくり

1. 生涯学習

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

町民一人一人があらゆる場所で、あらゆる学習機会が得られる環境が整備されています。

〔基本目標〕

様々な町民のニーズを把握しつつ、社会の要請に応えた社会教育事業の展開を図ることで、町民の生涯学習に対する意識の向上を図ります。

公民館並びに図書館は、生涯学習行政の推進拠点の一つとしての機能が果たせるよう特色ある運営を推進します。

〔現況と課題〕

- 町民のニーズを把握する手法や社会の要請に応えるための情報収集体制の仕組みづくりを進める必要があります。
- 町の財産である各種文化・スポーツ団体等と連携し、より多くの学習機会を提供する循環型の生涯学習事業の展開が必要不可欠なものとなっています。
- 図書館システムの整備と広域連携により、町民のニーズに対応した図書資料の提供を図ります。

〔参考〕町民アンケート結果

(単位：%)

項目	平成22年2月		平成26年3月	
	満足度	必要性	満足度	必要性
生涯学習事業について	7.6	24.0	34.5	51.1

*満足度・・・「満足している」「やや満足している」の2項目を含めた数値

*必要性・・・「とても必要である」「多少必要である」の2項目を含めた数値

〔基本目標指標〕

項目	平成26年	平成30年目標
生涯学習事業について 満足度	34.5%	50%
生涯学習事業について 必要性	51.1%	70%

〔実行計画の内容〕

施 策		①生涯学習環境の整備							
方針・目標		身近な自然環境や歴史・文化等の地域資源を活かした事業の展開、生涯学習活動の拠点となる施設や設備の充実を図ります。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
〈まちづくり戦略〉 松田の自然・文化を活かした事業の実施	町	事業の実施・手法の検討 -----▶				事業の実施・手法の検討 -----▶			
計画的な地域集会施設の建設 (後掲P121)	町					優先順位・自治会調整・整備 -----▶			

施 策		②社会教育活動を通じた生涯学習の推進							
方針・目標		町民の学習ニーズに対応するため様々な指導者となる人材の発掘に取り組みます。また、社会教育団体や自主的なサークルの育成支援を進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎重点 〈まちづくり戦略〉 ボランティア等指導者の発掘、サークル団体等育成・支援	関係団体 町	情報の収集・連携・提供 -----▶				情報の収集・連携・提供 -----▶			
社会教育団体の育成支援	町	組織との連携強化 -----▶				組織との連携強化 -----▶			

施 策		③生涯学習情報の提供							
方針・目標		学習情報を町ホームページに掲載するとともに、新たに何かをしたい、また転入されてきた人にも町をより知っていただくよう幅広い情報の提供を進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
生涯学習情報の提供の充実	町	情報の収集・提供 -----▶				情報の収集・提供 -----▶			

施 策		④公民館、地域集会施設を活用した事業の展開							
方針・目標		公民館、地域集会施設を有効に活用するため、出前講座やサークル団体へ積極的な利用の呼びかけを行います。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
生涯学習講座・教室等の充実	町	情報の周知・提供 -----▶				情報の周知・提供 -----▶			

第3節 豊かな文化の創造とスポーツの振興

1. 地域文化の創造

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

文化活動の拠点である町民文化センター（町立公民館）は、老朽化により様々な補修が必要な状態であるため、利用者の安全性、利便性を考慮した計画的な施設整備を図ります。

伝統芸能等町無形文化財については、伝承の重要性を多くの町民に伝え、次世代へ承継するための取り組みをしています。

〔基本目標〕

公民館の効率的な利用が図られるよう運営の改善を計画的に行っていきます。

また、公民館登録団体等の自主的な文化活動の活性化を進めるため、指導者や活動団体の育成・支援を進めていくほか、町民の芸術・文化活動の振興に向けた活動発表をする場の拡充をしていきます。

文化財を保全・活用していくとともに、地域文化の伝承と併せて、担い手の育成を進めます。

〔現況と課題〕

- 町民文化センター（町立公民館）は建設（昭和56年）から30年以上経過して老朽化が進んでいるため、今後大規模工事が求められています。施設全体の耐用年数を考慮した改修計画を作成する必要があります。
- 松田町では公民館登録団体等を中心に文化活動が展開され、団体活動の発表の場として町文化祭が年1回開催されていますが、参加者の固定化や指導者・後継者不足といった課題があります。
- 町の文化財を通じた様々な学習機会を提供するため、既存看板の修繕を含む整備を進めていく必要があります。
- 中学生に限らず「民俗芸能伝承教室」の開催をとおして町指定民族芸能文化財「大名行列」の後継者の育成、継承を進めていますが、参加者が年々減少している現状にあります。

（参考）町民アンケート結果

（単位：％）

項目	平成22年2月		平成26年3月	
	満足度	必要性	満足度	必要性
町民文化センターの現状	10.1	32.4	31.5	53.9

*満足度・・・「満足している」「やや満足している」の2項目を含めた数値

*必要性・・・「とても必要である」「多少必要である」の2項目を含めた数値

〔基本目標指標〕

項目	平成26年	平成30年目標
町民文化センターの現状（町民アンケート）満足度	31.5%	50%
町民文化センターの現状（町民アンケート）必要性	53.9%	70%

〔実行計画の内容〕

施 策		①町民文化センターの施設整備							
方針・目標	町民文化センターのさらなる有効活用を図るとともに老朽化に伴い、施設整備を順次実施します。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
施設整備事業	町					検討委員会・工事費算出・建設計画策定 -----▶			

施 策		②文化芸術活動の推進							
方針・目標	町民の芸術活動の振興を図るため、活動発表する場の拡充を推進します。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎重点〈まちづくり戦略〉 文化活動団体の育成	町	事業の推進・連携・調整 -----▶				事業の推進・連携・調整 -----▶			

施 策		③活動団体の支援と育成							
方針・目標	公民館登録団体等の自主的な文化活動の活性化を進めるため、指導者や活動団体の育成・支援を推進します。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
活動団体への支援	町	連携・調整 -----▶				連携・調整 -----▶			

施 策		④文化財の保存・活用							
方針・目標	地域に残る有形の文化財を未来に伝承するため、活動支援を推進します。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
文化財維持の補助、啓発	町	啓発活動・活用 -----▶				啓発活動・活用 -----▶			
講座等による地域の歴史学習等の実施	町	講演会等の開催・活用 -----▶				講演会等の開催・活用 -----▶			

施 策		⑤伝統芸能等の保存・伝承の支援							
方針・目標		地域に残る伝統芸能等を保存していくとともに、小学生、中学生等へ伝承し、次代を担う子どもたちの交流を推進します。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
地域に伝わる無形の伝統芸能の保存・伝承の支援	町	事業の推進・調整・見直し				事業の推進・調整・見直し			
		→				→			



2. スポーツ・レクリエーション

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

だれもが・いつでも・どこでも、気軽に楽しみながら、世代を超えた町民同士が交流できるスポーツ環境の充実を図ります。

〔基本目標〕

町民一人一人が体力・年齢に応じた適正なスポーツ・レクリエーション活動が可能となるように努め、継続して活動できる拠点整備や推進体制の強化を進めます。

〔現況と課題〕

- スポーツに対する町民のニーズも多様化し、子どもの運動能力に個人差が多く見られる状況となっています。
- 子どもの体力向上に向けた諸施策を展開していくとともに、スポーツを通じた町民による世代間交流等の展開を図り、生涯にわたるスポーツ活動の支援・充実を図っていくことが求められています。
- 松田町のスポーツ・レクリエーション活動では、町・体育協会・スポーツ推進委員等と連携し、各種スポーツ大会やスポーツ教室を開催するとともに、各スポーツ登録団体による様々な活動が展開されています。
- 町内の様々なスポーツ施設は、町民のスポーツ活動の拠点として活発に利用されているなかで、町体育館は建設（昭和38年）されてから50年以上が経過し、平成25年度の耐震診断結果では大規模な改修が必要となっています。
- スポーツ基本法に基づき設立された総合型地域スポーツクラブと連携し、特色あるスポーツ推進を図ります。

（参考）町民アンケート結果

（単位：％）

項 目	平成22年2月		平成26年3月	
	満足度	必要性	満足度	必要性
生涯スポーツについて	-	-	38.8	52.2

*満足度・・・「満足している」「やや満足している」の2項目を含めた数値

*必要性・・・「とても必要である」「多少必要である」の2項目を含めた数値

〔基本目標指標〕

項 目	平成26年	平成30年目標
生涯スポーツについて 満足度 (町民アンケート)	38.8%	50%
生涯スポーツについて 必要性 (町民アンケート)	52.2%	70%

〔実行計画の内容〕

施 策		①スポーツ・レクリエーション活動の普及							
方針・目標	だれもが気軽にスポーツ・レクリエーション活動が楽しめるスポーツ教室や講習会等をスポーツ推進委員や既存スポーツ団体と連携して開催し、スポーツ活動を推進します。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
各種スポーツ大会・教室の開催	関係団体 町	事業の実施・連携 -----▶				事業の実施・連携 -----▶			
スポーツ選手の招へいによる スポーツ活動の振興	関係団体 町					事業の実施 -----▶			

施 策		②指導者、諸団体の育成							
方針・目標	各種スポーツに応じた指導者の養成と資質の向上のため、リーダー養成講習会等の開催を進めます。 各種団体の活動情報の収集や提供を図ります。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
指導者・リーダー養成研修の 開催	関係団体 町	事業の実施・連携・調整 -----▶				事業の実施・連携・調整 -----▶			
各種スポーツ団体の育成	関係団体 町	事業の実施・連携・調整 -----▶				事業の実施・連携・調整 -----▶			

施 策		③スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実							
方針・目標	町民の多様化するスポーツ活動に対応するため、スポーツ・レクリエーション施設の整備を進めます。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
町体育館改修事業	町					検討委員会・工事費 算出・建設計画策定 -----▶			

第5章

創造性豊かな
活力を育む

産業



第5章 創造性豊かな 活力を育む

産業

第1節 魅力ある農林業の振興

1. 農林業の振興

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

地産地消や収穫体験等の都市型農業や観光農業等により、安定した収入が得られ、若い農業の担い手も増え、農地が保全されています。

また、「水源の森林づくり事業」により森林整備のための管理道が整備され、林業の適切な管理が進み、森林育成と緑地保全・水資源の安定的確保が図られています。

〔基本目標〕

農業者の高齢化や担い手の減少等厳しい営農環境のなか、活力ある農業振興を図るため、都市型農業の確立と付加価値農業の展開を進めます。

水源かん養、土砂流出・崩壊防止といった森林や農地の持つ多面的機能を発揮し、活用できる管理道の維持、整備や農林業の適切な管理等の基盤整備を進めます。

また、森林育成と緑地保全・水資源の安定的確保を図るため「水源の森林づくり事業」を進めます。

〔現況と課題〕

- 松田町の農業は、松田地区のみかんや寄地区のお茶が主要作物として生産されていますが、農業従事者の高齢化が進み農家戸数や耕地面積が減少傾向にあります。
- 近年では鳥獣被害等による営農意欲の減退、後継者不足等により農業生産力の低下や農地の荒廃化が懸念されます。
- 厳しい営農環境のなか、年々進む農地面積の減少を抑え、荒廃地の解消による農地の維持が必要であり、そのためには行政が農業委員会、農業団体等と連携し、基盤整備、販売体制の確立、観光農業の推進等により農業振興を図っていく必要があります。
- 新鮮・安全・安心な地元農産物の供給と農業に対する町民の理解を深めるための地産地消や、地元の農産物を利用した加工品の開発等による農業経営の安定化と農産物のブランド化等の付加価値農業を進めていく必要があります。
- 松田町の森林面積は、町全体の面積の約75%を占めており、森林は木材生産の場であるとともに、適正に整備された森林は水資源確保・緑地保全や災害防止の一端を担っていますが、林業従事者の高齢化や後継者不足、木材市場の低迷により手入れのいき届かない林地が増えてきています。
- 緑豊かな森林となるよう、間伐や枝打ちを実施し、森林の多面的機能の発揮と林業の育成・整備を実施するため町森林組合と連携しながら対応していくとともに、優良材の生産や健全な森林を育くむための基盤となる管理道整備を自然環境に配慮しながら進めていく必要があります。



〔基本目標指標〕

項目	平成26年	平成30年目標
1戸当たり耕地面積	0.34ha/戸	0.34ha/戸
荒廃地面積	14ha	13ha
施業森林面積	96.1ha	116.1ha

〔実行計画の内容〕

施策		①都市型農業の推進							
方針・目標		育成から収穫のできる（宿泊型を含む）体験農場の検討、整備を推進します。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎重点〈まちづくり戦略〉 体験農場（園）の検討・確保・整備	町	体験農場の検討・確保・整備				体験農場の検討・確保・整備			
国・県等の支援を得た農地間農道の整備	国 県 町					計画検討・策定・事業の推進			

施策		②付加価値農業の推進							
方針・目標		農商工の連携を強化し、農商工のさらなる活性化を推進します。また、学校給食や食のあり方、地域と連携した「地産地消」を進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎重点〈まちづくり戦略〉 農産物加工品（特産品）の開発推進	関係団体 町					開発調査・検討・推進			

施策		③有害獣被害対策の推進							
方針・目標		有害鳥獣被害防止計画の推進を図るとともに、有害獣被害防護柵の維持・管理・整備を進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
有害鳥獣の駆除活動の実施、支援	町					鳥獣被害対策実施隊発足・推進			
〈まちづくり戦略〉 有害獣被害防護柵の維持・管理・整備	町	防護柵整備計画策定				維持管理			

施 策		④荒廃農地対策の推進							
方針・目標	荒廃農地の解消を進め、耕作放棄地対策を推進します。 国・県等の支援を得て、農地の荒廃化防止を推進します。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
国・県等の支援を得た農地間農道の整備	国 県 町					計画検討・事業の推進 -----▶			
新規就農者、高齢就農者等への就農体制の整備・推進	町	事業の整備・推進 -----▶				事業の整備・推進 -----▶			
優良農地の利用集積の推進	町					事業の整備・推進 -----▶			
荒廃農地への景観植物植栽の奨励推進	町					事業の整備・推進 -----▶			

施 策		⑤森林の保全・育成							
方針・目標	水源かん養等の森林機能を保全するため、啓発活動を進めます。森林の除伐・間伐や造林の支援を進めます。町有林についても、水源環境保全・再生市町村交付金を活用して整備を進めます。また、子どもたちが自然と親しめる体験学習等の機会の充実を図ります。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
森林組合の育成・支援	町	育成・支援 -----▶				育成・支援 -----▶			
森林保全意識の高揚	町	事業の検証 -----▶				事業の検証 -----▶			
水源の森林づくり事業の推進	町	事業の評価・見直し -----▶				事業の評価・見直し -----▶			
町有林の整備	町	測量・整備計画・施業 -----▶				測量・整備計画・施業 -----▶			
体験学習等の実施	町	事業の実施 -----▶				事業の実施 -----▶			
森林資源の活用	町					部会発足 -----▶ 計画検討・実施 -----▶			

1. 商工業の振興

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

商工業は、地域のニーズに対応した活動を展開し、商工振興会等の協力・支援による各種イベントの実施や特産品の開発による消費の拡大を図り、安定した経営が図られています。

町民は、隣近所の助け合いや宅配サービスにより一人暮らしの高齢者でも安心して買い物ができるています。

〔基本目標〕

商業においては、消費者の購買行動の多様化に対応できる商業の形成を図るとともに、商業者の自助努力や町商工振興会の活動の支援をするなかで、町民はもとより観光客にとっても魅力あるまちづくりを進めます。

また、中小企業の育成や体質強化、経営の安定化を進めるため、支援体制を充実させます。

工業においては、既存企業の経営の安定化に向けた支援体制を充実させます

〔現況と課題〕

- J R 松田駅・小田急新松田駅周辺地区を中心に商店街が形成されている松田町では、足柄上地区の商業の中心地として栄えてきましたが、買い物への移動手段が電車・バスから車主体に変わったため、道路の狭い町では交通渋滞や商店のお客様駐車場が完備されていないこと、人口の減少、近隣市町での大型店の開設等により、近年町内での消費需要はますます減少傾向にあります。今後、駅前開発の進捗状況を鑑み、町商工振興会と協働しながら、活性化事業に取り組み、賑わいのあるまちづくりに取り組みます。
- 商店街の後継者不足が進むなか、町商工振興会が中心となって若手後継者の育成や商店街活性化の調査研究を進めてきており、今後は、商工振興策として空き店舗の有効活用や町民の利便性を考慮した商店の経営や、町のまつり事業とタイアップした販売事業の展開等により、サービスの向上と活性化を図る必要があります。
- 商工業の振興を図る中で、買い物に不便を感じている町民に対し、そのニーズを把握するとともに、宅配サービスや移動販売の実施等具体的な検討を進めていく必要があります。
- 中小企業は、経営の近代化・合理化が当面の課題であり、県や関係団体との連携による情報提供や指導が行われており、雇用の安定を図るため、各種融資制度の利用促進が必要とされています。

〔基本目標指標〕

項 目	平成26年	平成30年目標
事業所数	566事業所 (H24データ)	580事業所
商工業の販売・出荷額	188億9,100万円 (商業H24データ) (工業H23データ)	250億円



〔実行計画の内容〕

施 策		①経営の安定化							
方針・目標		中小企業のための支援を進めます。 商店街の活性化による消費の拡大を進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
商工振興会の支援	町	事業の実施				事業の実施			
中小企業退職金共済制度の活用促進	町	事業の実施				事業の実施			
中小企業信用保証料補助制度の活用促進	町	事業の実施				事業の実施			
小規模事業者経営改善資金利子補助制度の活用促進	町	事業の実施				事業の実施			
商店街活性化対策事業補助制度の活用促進	町	事業の実施				事業の実施			

施 策		②観光と連携した商業振興							
方針・目標		観光客による消費の拡大に向けた取り組みを進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎重点〈まちづくり戦略〉 桜まつり等の各種イベントの実施	関係機関 町	事業の評価・見直し				事業の評価・見直し			
〈まちづくり戦略〉 地場製品の販売	関係機関	事業の検証				事業の検証			

施 策		③特産品開発事業の支援							
方針・目標		特産品の開発による消費の拡大に向けた取り組みを進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎重点〈まちづくり戦略〉 特産品開発事業	関係機関 町	事業の評価・見直し				事業の評価・見直し			
魅力のある店舗づくりへの支援	町	事業への支援				事業の評価・改善			

施 策		④新松田駅前等基盤整備事業に伴う商店街の活性化									
方針・目標		新松田駅前等の基盤整備事業に伴う商店街の活性化を図ります。また、まちの回遊性につながる店舗づくりへの支援を進めます。 町民の暮らしを支える多彩なサービスの提供を促進します。									
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム					
		23	24	25	26	27	28	29	30		
◎重点〈まちづくり戦略〉 新松田駅前等の基盤整備事業に伴う商店街の活性化についての支援		関係機関 町						事業への支援 -----▶			

施 策		⑤空き店舗対策の支援									
方針・目標		町内に所在する空き店舗を活用し、事業を行うことにより、まちの賑わいを創出し、地域経済の発展を促進します。									
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム					
		23	24	25	26	27	28	29	30		
空き店舗対策事業補助制度の活用促進		町						事業の評価・見直し -----▶			

施 策		⑥買い物弱者支援									
方針・目標		買い物の不便さを感じている地区を中心に移動販売車を展開することにより、地域生活に密着した商業活動の発展を促進する。									
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム					
		23	24	25	26	27	28	29	30		
◎重点〈まちづくり戦略〉 移動販売業者への経営支援		町						事業への支援 -----▶ 見直し ---▶			



第3節

地域の資源を活かした観光の振興

1. 観光の振興

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

豊かな自然を生かした桜まつりや大名行列等の歴史・文化資源を生かした観光まつり等を継続して実施しています。また、広域的な観光宣伝により観光客の増加が図られています。

〔基本目標〕

豊かな自然と豊富な歴史、文化資源を活かし、観光資源や拠点となる関連施設の整備を図り、農業・林業・商業と連携した魅力ある観光のまちづくりを進めます。

また、広域的な連携による観光振興を進め、入込客を増加していきます。

〔現況と課題〕

- 松田町の主な観光資源は西平畑公園の催し物（ハーブフェスティバル・きらきらフェスタ・桜まつり）や観光まつり・あしがら花火大会・若葉まつり・ロウバイまつり等があり、これらのまつりの中でまつりに来た人が楽しめるような新たなイベントや仕掛けを盛り込んでいき、集客の増加に努める必要があります。
- 酒匂川の鮎釣り・シダング山等のハイキング・中津川のキャンプや釣り・みかんオーナー制度やみかん狩り・ふるさと鉄道・ドッグラン等、自然を活かした施設や最明寺史跡公園・延命寺・桜観音等の史跡資源も多く残されており、一年を通じて賑わいを見せているので、各施設や遊歩道等の整備を実施していくとともに、ハイキング等と連携したイベント事業を行い、観光客の増加を図る必要があります。
- 近年、価値観の多様化や自由時間の増大を背景に、観光ニーズは多様化、高度化していることから、ホームページ等を利用したPR活動や近隣市町とのネットワーク化による観光の振興を図っていく必要があります。
- 松田町の観光振興の中心的な組織となる観光協会の在り方を検討していく必要があります。
- 寄地域の観光振興について、各施設間の連携を図り、観光客が長時間滞在できるような仕組みを作るとともに、その基点となるべき自然休養村管理センターの在り方を検討していく必要があります。

〔基本目標指標〕

項目	平成26年	平成30年目標
観光客数	572千人 (H25データ)	860千人
桜まつりの経済効果（町での個人消費推計額）	1億2,500万円	6億円

〔実行計画の内容〕

施 策		①観光推進体制の充実							
方針・目標	観光振興の中核を担う観光協会を支援します。 広域的な組織による観光振興を進めます。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
観光協会への支援	町	継続的な支援				継続的な支援			
〈まちづくり戦略〉 広域観光圏による観光振興	関係団体 町	事業の評価・見直し				事業の評価・見直し			
一市三町ハイキングコース検討部会の実施	近隣市町 町	道標設置・マップ作成				コースを活用した 事業実施			
◎重点〈まちづくり戦略〉 観光ボランティアの育成・支援	町	育成・支援				育成・支援			

施 策		②観光資源の活用と開発							
方針・目標	新たな観光資源の発掘に取り組むとともに、現存する資源の利活用や 保全に積極的に取り組んでまいります。 農業・林業・商業の連携による観光づくりに力を入れます。 松田山から見る富士山・大島・箱根外輪山の景色、澄んだ空気等を観光 に活かした取り組みを進めます。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
ドッグラン整備・運営	町	整備・運営				整備・運営			
◎重点〈まちづくり戦略〉 観光資源等の発掘・活用	関係団体 町	事業の評価・見直し				事業の評価・見直し			
ハイキングコース・遊歩道の 整備・維持修繕	町	維持修繕				維持修繕			
管理センター等のあり方の検討	町	在り方の検討				在り方の検討 事業実施			
◎重点〈まちづくり戦略〉 松田ブランド認定事業	町	事業の検討				事業実施			

施 策		③観光情報発信の充実							
方針・目標		テレビ等のメディアやインターネットによる宣伝を進めます。 広域的な組織による観光宣伝を進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎重点〈まちづくり戦略〉 テレビ等のメディアやインターネット等を活用した宣伝	関係団体 町	事業の評価・見直し -----▶				事業の評価・見直し -----▶			
広域的な観光宣伝事業	関係団体 町	事業の評価・見直し -----▶				事業の評価・見直し -----▶			
国際的な観光宣伝事業	町					事業の実施 -----▶			



第6章

みんなが誇れる まちを育む

行財政

自治

まちづくり



第6章 みんなが誇れる まちを育む

行財政

自治

まちづくり

第1節 町民・地域自治を育む

1. 地域コミュニティと自治の育成

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

地域と行政が一体となり地域コミュニティ活動を推進することにより、地域集会施設を利用した茶の間活動をする地域も増加しています。また、地域内での自治的な活動として体力の維持を兼ねたハイキング会や子どもを中心とした（餅つき大会等）行事、趣味や特技を生かした（蕎麦打ち会等）行事等多種多様な事業を展開しています。

〔基本目標〕

地域内で意見を出し合い、一人ひとりが地域の問題点の整理や将来展望等を考えていけるよう、自治会要望を的確に把握し地域のコミュニティ活動を推進します。また、地域での自主的活動が一層活発化し、地域コミュニティの中心として自立した組織となるよう支援を行います。

〔現況と課題〕

- まちづくりに対する地域からの要望が多様化・複雑化する中、町としてより細やかなまちづくりをするために、参加から協働へと歩みを進め、地域の方々と町とが協働し、どのような「まち」、どのような地域にしたいのかという思いや、地域の課題・問題点の解決に向けた取り組みを計画的に実施していくことが求められています。
- 多くの地域の方々に構成される自治会は地域コミュニティの中心であり、その自主的な活動を町が支援し、集会施設等を拠点とした地域づくりの補完に努めていくとともに、地域コミュニティ活動に対する財政的な支援や自治会の自立支援策となる補助事業のメニュー化を進め、地域自治の活性化を図っていく必要があります。また、自治会への加入は、比較的高い加入率ですので、これを維持できるように、自治会とともに努めていく必要があります。
- 地域コミュニティの拠点となる集会施設については、地元の負担等への理解を求めながら計画的に建設していく必要があります。
- 地域の取り組みの目標や方向性を地域の方々が中心に考え、地域の一人ひとりが自主的に地域コミュニティ活動を行えるための支援が求められています。
- 少子高齢・核家族化の進展や生活スタイルの変化により、地域における相互の信頼関係や人間関係の希薄化が進み、地域が抱える課題は複雑化してきています。自治会等の地域の組織では、役員の高齢化や、なり手不足、加入世帯数の減少と問題を抱えています。主な原因として、役員の仕事を敬遠する世帯や借家暮らしの若い単身世帯の増大が考えられ、自治会の特色を活かした地域コミュニティ活動が必要となります。



〔基本目標指標〕

項 目	平成26年	平成30年目標
自治会への加入率	94.5%	94.5%

〔実行計画の内容〕

施 策		①コミュニティ施設の活用と活動の活性化							
方針・目標		<p>地域における様々な交流を通じて、コミュニティ意識の高揚を図り、自主的なコミュニティ活動の支援を進めます。</p> <p>地域での様々な活動を支えるボランティアや活動の中心となる人材等の育成を進めるとともに、その活動を支援します。</p> <p>地域の抱える様々な課題等について地域で解決していくことができる地域の仕組みづくりを進めます。</p> <p>地域コミュニティの拠点として地域の公民館、集会施設等の有効活用を図ります。</p>							
取 組 み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
計画的な地域集会施設の建設 (再掲P103)	町					優先順位・自治会調整・整備 ----->			
地域集会施設等を利用した福祉活動等の展開	町民 町	継続実施 ----->				継続実施 ----->			

施 策		②コミュニティ活動に対する支援							
方針・目標		<p>自治会の自主的な活動を行政が支援し、集会施設等を拠点とした地域づくりを進め、地域コミュニティ活動に対する財政支援や自治会の自立支援策として補助事業のメニュー化を行い、自治会の活性化を図ります。</p> <p>また、地域コミュニティ等での様々な活動状況の情報発信を支援し、地域コミュニティ間の交流を促進していきます。</p> <p>地域コミュニティ等の地域独自の取り組み・活動等への支援を進めます。</p>							
取 組 み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
<まちづくり戦略> 活動団体の育成・支援	町	継続実施 ----->				継続実施 ----->			
自治会再編の支援	町民 町	継続実施 ----->				継続実施 ----->			
地域コミュニティのあり方の 検討・情報発信	町	研修		実施		----->			
地域コミュニティ活動交付金 制度の充実	町	継続実施 ----->				見直し ----->			

2. 町民参加・主体のまちづくり

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

町民が行政運営やまちづくり等に直接参加できる環境がより整備、拡充され、地域住民と企業、町がともに考え、責任を担う協働のまちづくりが進められています。

その結果、町の資源や魅力を広く町民に知ってもらう機会が飛躍的に増加し、多くの町民の声をまちづくりに反映させることができています。また、町単独では解決できない問題等を町民が補完し、お互いが協力し合うことにより問題解決が迅速化される等、サービス供給や行政運営の効率化が図られています。

〔基本目標〕

町民主体のまちづくり体制の確立を目指して、自治基本条例を制定し、町と町民、地元の企業との協働のもとに、町の様々な施策において町民参加の機会拡充を図るとともに、町民の声を活かした行政サービスを展開します。

〔現況と課題〕

- 町民の方々からの要望が多様化・高度化し、厳しい財政状況、権限移譲や地方分権のさらなる進展等、これまでの行政主導を基本としたまちづくりだけでは対応ができなくなっており、限られた財源や人材を最大限に有効活用しながら、複雑・多様化する行政課題への対応にはこれまで以上の努力が求められ、特に優先課題への取り組みが必要となっています。そのため、町民等と一体となった協働のまちづくりを進めていく必要があります。
- 地域や、地域に住む町民の方々の実情をよく把握している自治会や地元企業の町づくりへの参加は、協働のまちづくりの推進にとって重要度が増しているため、自立した体制づくりを進めていく必要があります。
- 町民の方々等の町政への参加はますます重要になってきており、町民等の参加体制の確立や機会の拡充に努め、行政課題や優先課題等の解決を図る必要があります。
- 自治会やボランティア団体等の地域コミュニティによる公益的な活動が活発になるなかで、それぞれの個性ある活動に取り組むことができるよう協働によるまちづくりの仕組みの充実が必要になっています。
- 町政への町民参画の機会の拡充や町民等と町とがパートナーとして、公共を担う協働で進めるまちづくりの仕組みづくりが必要になっています。
- 町民の方々等が主体的なまちづくり活動に取り組むことができるよう、まちづくりの指針となる自治基本条例を定めていく必要があります。

〔基本目標指標〕

項 目	平成26年	平成30年目標
町民参加の機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・電子メール ・ホームページ ・パブリックコメント ・定期的な町民懇話会 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子メール ・ホームページ ・SNS（*）導入 ・パブリックコメント ・定期的な地域懇話会 ・町長への手紙

* SNS とは、ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）のことで、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の Web サイトのことです。

3. 人権・男女共同参画

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

人権は、「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものであり、町民が人権を護る町を目指しています。大人も、子どもも「命を大切にすること」、「みんなと仲良くすること」ができています。

〔基本目標〕

人権問題における対策事業を進め、各種啓発活動の積極的な推進と充実を図ります。

また、男女が性別によって差別されることなく、個人としての尊厳と人権が守られ、社会のあらゆる分野で自己の持つ能力が発揮できる社会を目指します。

男女共同参画を進め、多角的に議論展開が行われ、より多くの町民ニーズを取り入れた政策実現を目指します。

〔現況と課題〕

- 女性や子ども、高齢者、障害児・障害者、外国籍住民等、偏見や差別意識等が複合して深刻な人権問題となっているケースや、インターネットによる他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等、人権に関わる新たな問題も発生してきています。
- 人権啓発を進め、人権問題を自分の問題として考え、その解決に向けた自発的な行動をとることのできる社会づくりを目指していく必要があります。
- 関係機関とも連携を図りながら、それぞれの発達段階に応じて人権尊重の意識を高め、子どもの頃から人権感覚の磨かれた子どもを育成していくことが求められています。
- 松田町では、男女共同参画社会を築きあげていくため、町民の方の意識改革を啓発する講演会・研修会や広報紙でのPRを進めていますが、女性の割合が1割に満たない審議会や委員会が多いため、さらなる意識啓発に取り組んでいく必要があります。
- これらを踏まえ、あらゆる分野で個人がそれぞれの個性と能力を発揮できるような社会環境づくりが求められています。
- 女性や子ども、高齢者、障害児・障害者に対する虐待防止対策においては、特にDV対策については、要保護児童対策と一体的に進めることとなり、保健師、児童相談員等の専門的な支援体制により、関係機関との連携を図ります。
- 市町村における配偶者暴力対策の基本計画については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づき、「市町村は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」ものであり、この基本計画は単独の計画ではなく、男女共同参画に係る計画の一部として定めることも可能となっていることから、次期男女共同参画計画策定に併せて、配偶者暴力対策の基本計画を盛り込みます。

〔基本目標指標〕

項 目	平成26年	平成30年目標
地方自治法に基づく審議会等における女性の登用率	16.7%	30%
地方自治法に基づく委員会等における女性の登用率	4.5%	30%

〔実行計画の内容〕

施 策		①人権問題対策事業の実施							
方針・目標	現況に応じた人権問題に対応できるよう、相談員の知識の充実を図ります。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
人権相談窓口の充実	町	事業実施 -----▶				事業実施 -----▶			

施 策		②各種啓発活動の推進							
方針・目標	町民が人権について正しく理解し、行動がとれるよう啓発活動を進めます。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
人権啓発講演会の開催	町	事業実施 -----▶				事業実施 -----▶			

施 策		③行政における意思決定への女性の参画							
方針・目標	<p>町の政策審議等の場へ、女性の積極的な参画を促進するとともに関係機関と連携を図り学習会や研修会を支援し、町の政策・方針づくりに女性の声をより多く反映させます。</p> <p>町のホームページや広報紙で講座・セミナー等を掲載し、意識啓発に取り組みます。</p> <p>まつだ女性プランの見直しを行うとともに、その施策を進めます。</p>								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
審議会等への女性の登用促進	町	見直し -----▶ 事業の推進 -----▶				見直し -----▶ 事業の推進 -----▶			

施 策		④社会環境整備の促進							
方針・目標	<p>女性の就労機会の拡大や社会参画を進める環境を整えます。</p> <p>国、県、近隣市町と連携して、雇用・労働環境の整備に取り組みます。</p> <p>関係機関と協力し、講座や学習会を開催するとともに、各種の情報提供を図ります。</p>								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	
女性の社会参画を進める環境の整備	国 県 町	子ども・子育て支援 事業計画の準備・策定 -----▶				計画推進 -----▶			

第2節 創造的な行財政運営の推進

1. 行政運営

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

町民一人ひとりが、町から発信される情報を受けるばかりでなく、意見や提案を町に投げかけて、自ら主体的に行動することで、町と町民の双方向からの情報共有が行われています。

広報活動の充実により、町民と町がつながり、積極的な意見交換が可能となっています。

行政組織の効率化が進み、知識力・創造力のある職員が育成されるとともに、広報紙やホームページ等を通じて「松田町」をよく知ってもらえたことで、協働によるまちづくりが進んでいます。その結果、町民の声を反映したまちづくりが実現され、町民サービスや行政運営の効率化が図られています。

〔基本目標〕

社会経済の動向や地方分権のさらなる進展、町民意識の醸成といった行政を取り巻く環境の変化に対応し、町民の要望に応えるため、新たな行財政運営を推進します。

また、町と町民の双方向からの提案や情報共有を推進し、積極的な意見交換を可能とすることで、町民ニーズに対応した多様で的確な質の高いサービスの提供を推進します。

〔現況と課題〕

- 社会・経済情勢の変化に柔軟かつ迅速に対応し、総合計画を着実に推進するためには、町民本位の開かれた町政のもとで、自治会や各種団体との一層の連携協力をはじめ、必要に応じて他の自治体等とも調整を図りつつ、分かりやすく、効果的・効率的に施策・事業を展開していく必要があります。新たな時代に対応する行政運営を積極的に進めていく必要があります。
- 町ホームページのリニューアルを行ったことで、町民への情報提供等の充実が図られましたが、今後も町からの情報発信の方法や、1つでも多くの町民からの意見や提案を聞くことができる仕組みづくりに取り組む必要があります。
- 昭和62年より行政改革に取り組み、社会経済情勢や町の財政状況は引き続き厳しい状況にあり、今後についても意識して取り組む必要があります。
- 減り続ける職員数のなか、多様化・高度化する要望及び増え続ける業務量に対応することに精一杯となり、想像力を向上させるまでには至っておりません。職員採用、組織改革等の改革を行う必要があります。
- 職員数同様に課の数についても減り続け、その結果各課、各係において担当する業務が多くなり、逆に効率よく進めることが困難となっている。
- 第4次行政改革では経費削減、人件費削減等を前面に行革を行ってきましたが、平成27年度以降の第5次行政改革では人、仕事、組織についての改革を行い、厳しい財政状況の中でも安全かつ良質な公共サービスが確実に効率的に実施され、行政への多様化するニーズに柔軟かつ弾力的に対応するため、職員の質の向上を基に、想像力、発想力を磨き町民の声にこたえられる組織づくりを行う必要があります。

〔基本目標指標〕

項 目	平成26年	平成30年目標
ホームページアクセス件数	216,926件/年 (平均594件/日)	365,000件/年 (平均1,000件/日)

【実行計画の内容】

施 策		①行政改革の推進							
方針・目標		<p>総合計画の目標達成のため、効率的な仕事の進め方や、効率的な組織体制と人員配置の見直しを行い、行政運営の効率化を進めます。また、町民の要望や、権限移譲、地方分権等に対応できる知識力や、厳しい経済情勢のなかにおいて行政課題を解決できる創造力のある、町民から理解されるような職員の育成を図ります。</p> <p>また、庁用車の更新については、その使用状況や修繕等の状況を検証した上で、対応を進めます。</p>							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎重点〈まちづくり戦略〉 効率的な仕事の進め方の導入	町	事業実施				事業実施			
組織体制の見直し	町	事業実施				事業実施			
定員適正化の推進	町	事業実施				事業実施			
◎重点〈まちづくり戦略〉 職員研修計画の実施	町	事業実施				事業実施			
職員接遇アンケートの実施	町	事業実施				事業実施			
庁用車の更新	町	事業実施				事業実施			

施 策		②広報・広聴活動の充実							
方針・目標		<p>町民や町の活動を鮮度よくお知らせする広報紙・ホームページづくりを推進し、多様化する町民の生活やニーズに対応する広報活動の充実を図ります。</p> <p>また、町民が積極的に自らのまちづくりに参加できる機会をつくり、町民と町が一体となって町づくりを行える体制を構築します。</p>							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
広報紙・ホームページによる 情報発信の充実・改善	町	情報発信の充実・改善				情報発信の充実・改善			
◎重点〈まちづくり戦略〉 広報紙・ホームページ等を通じて町民の意見や声を求める場の充実（再掲P123）	町	仕組みづくりの実施・推進				仕組みづくりの実施・推進			

2. 財政運営

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

町税や使用料等の公的な負担への関心、納付意識が高まり、町民が受益や能力に応じた適正な町民負担をしています。

限られた財源を有効に活用し、活力あるまちづくりに向けた、また、未来への財産をつくる事業へ重点的に取り組めるよう配慮された財政運営をしています。

〔基本目標〕

財政への理解、納税、納付意識の向上に努める一方で、負担の適正化、事業の効率化を進め、安定的効果的な財政運営を進めます。

〔現況と課題〕

- 現在の松田町の財政は、高齢化の進展を主な理由に、町税収入は一般会計歳入総額の概ね40%程度の16億円前後から、増加が見込めない状況にあり、町税収入を補うため、概ね30%を占める地方交付税、臨時財政対策債収入によって財源を確保している状況にあります。一方、歳出は、職員手当の削減等により人件費を抑制しているものの、公債費は臨時財政対策債に代表される町債の償還本格化により、高水準での推移が見込まれ、福祉施策の主軸となる扶助費、補助費等の経常的経費が増加傾向にあります。
- 今後も歳入の減少による厳しい財政運営を強いられることが予想されることから、一定の効果があつた行財政改革による効率的な行財政運営を推進し、経常収支比率に代表される指標を注視しながら、財政の健全化と投資的事業の実施についてバランスを重視しながら財政運営をしていく必要があります。また、定住促進を柱に重点化した施策の推進が求められています。
- 町民に対しても財政状況等をわかりやすく公表し、理解を図っていく必要があります。

〔基本目標指標〕

項目	平成26年	平成30年目標
町税収納率	94.45% (H25実績)	98.00%
将来負担比率	69.80% (H25実績)	75.00%
経常収支比率	88.00% (H25実績)	90.00%

〔実行計画の内容〕

施 策		①財源の確保							
方針・目標		受益者負担の原則に基づき、使用料等の適正化を図るとともに、収納率の向上に取り組みます。 また、補助金等の有効活用とその確保を図ります。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎重点〈まちづくり戦略〉 収納率の向上と体制の強化	町	収納率の向上と徴収体制の強化 				収納率の向上と徴収体制の強化 			
使用料等の見直しの検討	町	国民健康保険税率 下水道使用料の改定 使用料の改定 				継続的な見直し 			
		その他使用料等 継続的な見直し 				継続的な見直し 			

施 策		②財政状況の公表と町民の理解促進							
方針・目標		納税者意識を高めたり、行政運営への理解を深めるため、広報やホームページ等を活用して、財政状況の公表を行います。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
財政状況の公表	町	公表・検証 				公表・検証 			

施 策		③公共施設の計画的な管理							
方針・目標		各公共施設の老朽化等による更新時期等を一元的に管理し、計画的な更新を行うことで、財政負担の平準化を図ります。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
公共施設維持管理事業	町					事業の推進 			

3. 広域行政

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

公共施設の利用や住民票の発行等、身近な行政サービスを松田町内だけではなく、様々な場所でも受けることができ、町民の利便性が高まっています。また、広範囲に及ぶ業務や市町単独では量が少ない業務を複数の市町で取り組むことにより、効率的に業務を実施しています。

さらに、県西地域の課題や方向性を共有することで周辺市町との関係が深まり、地域が一体となることで県西地域の魅力が向上しています。

〔基本目標〕

身近な行政サービスを様々な場所で受けることができるよう、町民の利便性向上に取り組みます。また、複数の市町で実施する方が望ましい事業等について、定期的に周辺市町との協議、連絡調整の場を設け、地域の課題や方向性を共有していきます。

〔現況と課題〕

- 仕事や学業で役場に来庁できない方が、勤務地や学校の近く等で各種証明書を取得することできるように、広域証明発行サービスを平成24年10月1日から提供しています。小田原市、南足柄市、大井町、箱根町と共同で実施し、以前と比べて町民の利便性が向上しました。今後も引き続き制度の周知に努めるとともに、未参加の市町村に参加を呼びかけ、エリアを拡大していく必要があります。
- 消防（神奈川県西部広域消防運営協議会及び小田原消防本部）、一般廃棄物処理（足柄東部清掃組合）、し尿処理・休日急患診療所（足柄上衛生組合）等を広域で実施しています。また、小田原市斎場事務広域化協議会にて、斎場事務の広域化を推進しています。なお、県西地域2市5町（小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町）では、平成25年3月31日に消防の広域化が実現しました。
- 神奈川県西部広域行政協議会（小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町）、足柄上地区広域行政協議会（南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町）、一市三町広域行政推進協議会（秦野市、中井町、大井町、松田町）、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議（富士山周辺に所在する神奈川県、山梨県、静岡県各市町村）を継続的に開催して、情報交換や地域の魅力発信に取り組んでいます。これらの会議では、研修や広報、観光振興等、日々の業務に関することだけではなく、県西の市町のあり方の研究や広域消防の検討等、特定課題に対する研究・検討も行っていますが、今後は、今まで以上に地域を活性化させるため、これらの会議を活用するだけでなく、新たな枠組みでの広域連携も検討する必要があります。

〔基本目標指標〕

項目	平成26年	平成30年目標
広域証明書発行サービスの利用者及びエリアの拡大	190件 5自治体	250件 10自治体

〔実行計画の内容〕

施 策		①広域行政の推進							
方針・目標	関係市町村との連携・協調を図りつつ、広域的プロジェクト等の推進体制を強化し、より効果的・効率的な行政運営を進めます。 地方分権型社会の主役として、町民にとってより便利で理想的なまちづくりを進めます。 また、戸籍等の広域交付の利用者及びエリアの拡大を進めます。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
広域連携の強化による権限・財源の確保や広域的な組織づくりと各施策事業の実施	周辺市町 町	意見交換や協議の実施				意見交換や協議の実施			
斎場事務の広域化	周辺市町 町	調整・検討				設計、工事			供用 開始
ごみ処理の更なる広域化の検討	周辺市町 町	基礎調査				地元説明、諸計画の策定			
「広域証明発行サービス」事業の推進	周辺市町 町	準備		サービスの実施					

施 策		②国・県との連携強化							
方針・目標	国・県との綿密な連携を保ちながらも、必要な事業等の実施や支援等については、広域的な連携も活用して積極的に要望します。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
各種施策の実現に向けた改正・要望等の実施	周辺市町 町	要望・提案				要望・提案			
◎重点〈まちづくり戦略〉 県西地域の活性化	県 周辺市町 町					ハイキングコースの 広域化推進			
						周辺市町と連携した町の魅力発信			

施 策		③姉妹町交流事業							
方針・目標	旧光町と昭和43年12月1日に姉妹町となり、平成18年3月27日光町が横芝町と合併し「横芝光町」となりましたが、引き続き教育・文化・スポーツ・産業等の交流事業をより一層深めることとし、平成18年11月3日に改めて姉妹町の盟約を締結したため、今後もさらに交流を深めていきます。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
姉妹町交流事業の推進	町民町	産業まつり交流の実施				産業まつり交流の実施			
		スポーツ交流等の実施				スポーツ交流等の実施			

施 策		④国際交流事業							
方針・目標	国平成32年に開催される東京オリンピック・パラリンピックを見据え、外国人観光客等を受け入れる環境を整備し、誘致することで、地域の活性化を促します。								
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎重点〈まちづくり戦略〉 国際交流事業の推進	町民町					国際交流協会設立			
						町内イベントへの誘致と観光案内版等の整備			
						受け入れ意識の醸成			



財政推計の目的

松田町の目指すべき未来に必要なものは、定住人口や交流人口の増加であり、また、少子高齢化の進行による社会保障費の増大や更新時期を迎える公共施設の老朽化などの課題に対し柔軟に対応していくことだと考えています。

このような状況のもと、松田町の将来像を描き、その実現に向かって計画的にまちづくりを進めるため、本アクションプログラムにおいて、さまざまな諸施策を掲げました。

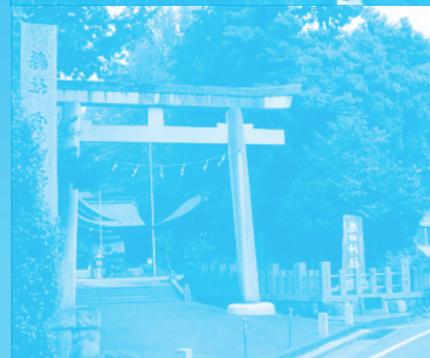
これらを着実に展開し、行政サービスを提供し続けるためには、財政の健全性や弾力性を確保した財政運営を行っていく必要があります。このため、将来におけるまちづくりの基礎となる取り組みやサービスに必要なとなる中期的な財政見通しとなる財政推計を行いました。

財政推計

(単位：百万円)

区 分		決 算	予 算			予算（推計値）		
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
歳入	一般財源	3,254	3,202	3,264	3,160	3,140	3,180	
	内 訳	町税	1,586	1,579	1,553	1,550	1,550	1,565
		譲与金・交付金	232	225	274	280	280	260
		地方交付税	859	850	835	840	840	860
		繰入金	1	71	141	0	0	0
		その他収入	292	227	236	250	250	260
		臨時財政対策債等	284	250	225	240	220	235
	特定財源	650	778	756	900	825	815	
	内 訳	国県支出金	501	624	588	670	650	650
		普通債	43	43	45	110	55	55
		その他特定財源	106	111	123	120	120	110
歳入 合計		3,904	3,980	4,020	4,060	3,965	3,995	
歳出	一般的行政経費	2,904	3,036	3,169	3,060	3,065	3,080	
	内 訳	人件費	857	875	918	900	890	885
		扶助費	517	549	556	557	560	560
		公債費	364	348	327	343	342	345
		管理的経費	660	729	760	650	650	670
		繰出金等	506	535	607	610	623	620
	投資的経費	740	944	851	1,000	900	915	
歳出 合計		3,644	3,980	4,020	4,060	3,965	3,995	

資料編



松田町第5次総合計画・計画体系

基本姿勢

魅力づくり

住みやすさ
づくり

持続的な
まちづくり

将来像

【将来像】

「緑と清流のまち ゆとりを楽しむ きらめく 松田」

施策形成の
観点

【まち空間形成の観点】

- (1) 緑・水を基調としたまちの基本構造に立脚
- (2) 松田地区と寄地区の特性を尊重
- (3) 町域、両地区の価値を高めるゾーン、軸、拠点の形成

【成果の継承と広域行政の推進の観点】

- (1) 施策の成果の継承
- (2) 他団体における取り組みの把握と展開
- (3) 町民との協働や広域行政の推進

人口フレーム

【将来人口フレーム】

平成30年：総人口11,000人

年少人口	(0 ~ 14歳)	: 1,000人
年産年齢人口	(15 ~ 64歳)	: 6,700人
老年人口	(65歳以上)	: 3,300人

施策の大綱まちづくりアクションプログラム

① 自然豊かな美しい環境を育む (自然・環境)

② 安全で心地よい環境を育む (都市基盤・生活環境)

③ 元気と心かよう安らぎを育む (健康・福祉)

④ 未来をひらく人と文化を育む (教育・文化)

⑤ 創造性豊かな活力を育む (産 業)

⑥ みんなが誇れるまちを育む (行財政、自治・まちづくり)

まちづくり戦略

新まちづくりアクションプログラムでの「重点事業」

定住化を
促進する
プロジェクト

骨格形成
プロジェクト

住まいづくり
プロジェクト

うるおいづくり
プロジェクト

安全・安心づくり
プロジェクト

まなびやづくり
プロジェクト

松田町第5次総合計画 新まちづくりアクションプログラム策定経過

月 日	内 容
平成25年11月15日～ 平成26年 1月15日	まちづくりアンケート調査
平成26年 6月22日	町長と語ろう 賑わいあるまちづくり座談会 (宇津茂地域集会施設、弥勒寺多目的集会施設)
平成26年 6月28日	町長と語ろう 賑わいあるまちづくり座談会 (萱沼児童館、湯の沢児童センター、神山地域集会施設)
平成26年 6月29日	町長と語ろう 賑わいあるまちづくり座談会 (店屋場地域集会施設、茶屋地域集会施設、町屋地域集会施設)
平成26年 7月 5日	町長と語ろう 賑わいあるまちづくり座談会 (虫沢地域集会施設、仲町屋地域集会施設、沢尻地域集会施設、河内児童センター)
平成26年 7月 6日	町長と語ろう 賑わいあるまちづくり座談会 (役場、かなん沢・中里地域集会施設、城山地域集会施設)
平成26年 8月11日～ 平成26年 8月29日	新まちづくりアクションプログラム策定のための所管課とのヒアリング
平成26年 9月25日	分野別まちづくり座談会 (町商工振興会、町文化祭出場団体)
平成26年 9月27日	分野別まちづくり座談会 (小学生の所属するスポーツ登録団体)
平成26年10月5日	分野別まちづくり座談会 (立花学園高等学校在校生)
平成26年10月12日	分野別まちづくり座談会 (さくら保育園、松田・寄幼稚園、松田・寄小学校、松田・寄中学校保護者)
平成26年10月27日	第1回 総合計画審議会 ・まちづくりアンケート調査結果について ・まちづくり座談会の開催結果について ・前期まちづくりアクションプログラムの進捗状況について ・まちづくりアクションプログラム策定に係る意見交換について
平成26年12月 4日	議会全員協議会 ・前期まちづくりアクションプログラムの取組状況について ・新まちづくりアクションプログラムの策定状況について
平成27年 1月30日	第2回 総合計画審議会 ・新まちづくりアクションプログラム案の諮問について ・新まちづくりアクションプログラム策定に係る意見交換について
平成27年 2月13日	議会全員協議会 ・新まちづくりアクションプログラムの概要について
平成27年 2月16日～ 平成27年 2月24日	パブリックコメントの実施
平成27年 2月20日～ 平成27年 2月22日	新まちづくりアクションプログラム策定のための所管課とのヒアリング
平成27年 3月11日	議会全員協議会 ・新まちづくりアクションプログラムの最終案について
平成27年 3月18日	第3回 総合計画審議会 ・新まちづくりアクションプログラム策定に係る意見交換について ・新まちづくりアクションプログラム案への答申について

松田町総合計画審議会条例

○松田町総合計画審議会条例

(昭和43年12月27日条例第27号)

改正 平成10年3月25日条例第11号 平成11年9月17日条例第10号
平成19年3月30日条例第3号 平成23年6月15日条例第13号
平成26年7月25日条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、松田町の長期かつ総合的な目標を計画策定し、松田町の発展を期するとともに住民福祉の向上に寄与するための松田町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて、松田町総合計画の策定、その他、その実施に関して、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について町長が任命する。

- (1) 町の区域内の教育、農林業等の各種団体の代表 8人以内
- (2) 学識経験を有する者 4人以内
- (3) 公募による者 3人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、後任者が任命されるまで在任する。

2 委員は、再任することができる。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会議を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が命ずる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策推進課において処理する。

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月25日条例第11号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年9月17日条例第10号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、改正前の条例の規定により任命された委員については、この条例により任命されたものとみなし、その任期満了まで在任する。

附 則（平成19年3月30日条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（松田町部設置条例の廃止）

2 松田町部設置条例（平成10年松田町条例第11号）は、廃止する。

（松田町議会委員会条例の一部を改正する条例）

3 松田町議会委員会条例（昭和62年松田町条例第17号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（松田町総合計画審議会条例の一部を改正する条例）

4 松田町総合計画審議会条例（昭和43年松田町条例第27号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（松田町都市計画審議会条例の一部を改正する条例）

5 松田町都市計画審議会条例（平成12年松田町条例第3号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（松田町第二東名自動車道事業対策委員会条例の一部を改正する条例）

6 松田町第二東名自動車道事業対策委員会条例（平成5年松田町条例第22号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（松田町交通指導隊設置条例の一部を改正する条例）

7 松田町交通指導隊設置条例（昭和44年松田町条例第14号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（松田町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例）

8 松田町特別職報酬等審議会条例（昭和46年松田町条例第27号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（松田町水道事業等に関する設置条例の一部を改正する条例）

9 松田町水道事業等に関する設置条例（昭和43年松田町条例第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成23年6月15日条例第13号）

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成26年7月25日条例第8号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

松田町総合計画審議会委員名簿

役 職	氏 名	団 体 等
会 長	古館 信生	学 識 経 験 者
副会長	杉山 一男	自 治 会
委 員	内藤 武一	農 業 委 員 会
委 員	安藤 文一	教 育 委 員 会
委 員	高橋 始	自 治 会
委 員	久野 敦子	民生委員 児童委員協議会
委 員	中村 公三	商 工 振 興 会
委 員	坂田 純	学識経験者(P T A経験者)
委 員	小島 有子	学識経験者(P T A経験者)
委 員	鍵和田金吾	学 識 経 験 者
委 員	中川 雅実	公 募
委 員	八卷 清	公 募
委 員	吉崎なつき	公 募

松 第877号
平成27年1月30日

松田町総合計画審議会
会 長 古 舘 信 生 殿

松田町長 本山 博幸

松田町第5次総合計画 新まちづくりアクションプログラム原案について（諮問）

このことについて、松田町総合計画審議会条例第2条の規定により貴審議会に諮問いたします。

松田町長 本山博幸様

松田町総合計画審議会
会長 古館 信生

平成27年1月30日付け松第877号において諮問のありました標記原案について、当審議会は慎重に審議を重ねた結果、その内容は妥当なものであると認めます。

今後、松田町第5次総合計画の大きなコンセプトである定住化の促進に向け、5つのまちづくり戦略に位置付けた事業、その中でも特に重点的、優先的に取り組むとした重点事業を中心として、計画の効果的かつ着実な推進に努められるよう期待するとともに、実施にあたっては、特に次の点に留意されるよう強く希望します。

記

- 1 町は現在、人口減少や少子高齢化の進展などにより、将来、消滅の可能性がある自治体として強い危機感を持たなければならない状況に置かれている。これらの課題解決に向け、幅広く町民の知恵と汗を結集し、基本構想に掲げられた「まちづくり戦略プロジェクト」を着実に推進することで、これまで以上の「定住化」によるまちづくりの実践に努めること。
- 2 この計画に示された施策を実現するため、健全かつ効果的な財政運営に努めるとともに、常に進捗状況を管理しながら持続可能な行政運営に努めること。
- 3 これからのまちづくりには、行政だけではなく、町民一人ひとりの声が、まちづくりに活かされる仕組みづくりが必要となる。そのため、これまで以上に、まちづくりのあらゆる場面において、町民と行政がそれぞれの役割や責任を分担し、互いに協力し合う協働のまちづくりを推進すること。

松田町第5次総合計画
新まちづくりアクションプログラム

平成27年3月

発行 松田町 政策推進課

〒258-8585 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地

TEL : 0465-83-1221(代)

FAX : 0465-83-1229

HP : <http://town.matsuda.kanagawa.jp>

E-mail : kikaku@town.matsuda.kanagawa.jp

協力調査機関 株式会社 都市計画センター